

---

青森県 藤崎町  
高齢者福祉計画・  
第6期介護保険事業計画

---

平成27年度～平成29年度



平成26年  
青森県 藤崎町



# 「健康で長寿の町 ふじさき」の実現



平成 12 年度に創設された介護保険制度は、制度開始から改正を重ね、歩み続けて 15 年の月日が過ぎました。この間、少子化と高齢化は予想を上回る速さで進み、加えて、ひとり暮らしの高齢者や認知症への対応が喫緊の課題となっております。

特に、65 歳以上の高齢化率は、平成 26 年 10 月 1 日現在、28.9%であり、平成 29 年には 30.0%、平成 32 年には 31.1%と上昇を続け、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年にはさらに上昇すると予想されておりますが、健康で元気な高齢者が増える事は、「町民が主役でいきがいのあるまちづくり」の推進には不可欠であると考えております。

このたび、このような状況を踏まえ、平成 27 年度から 29 年度を計画期間とする「藤崎町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

今期の計画では、介護が必要になったとしても住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるように、在宅医療と介護の連携を基本とする「地域包括ケアシステム」の構築を目標に、認知症予防の推進と生活支援サービスの体制づくりのため、地域包括支援センターを充実させるとともに生活支援コーディネーターを配置いたします。

また、安定した介護保険財政を維持するためには、「適切な介護認定」と「真に必要な介護サービスの提供」が重要であり、「認定調査」と「ケアプランチェック」に重点を置いた介護給付の適正化を中心とした計画により町民の負託に応えて参りたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

終わりに、本計画の策定にあたり、町民の代表としてご審議を賜りました「藤崎町介護保険運営協議会」委員の皆様をはじめ、「高齢者ニーズ調査」にご協力をいただきました町民の皆様には心からお礼を申し上げますとともに、計画実現に向けて一層のお力添えをお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

藤崎町長 平 田 博 幸

## 目次

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	2
第2章 高齢者を取り巻く状況 .....	3
1 高齢者の現状 .....	3
第3章 高齢者の将来推計 .....	9
1 人口の将来推計 .....	9
2 要介護認定者数の見込み .....	10
第4章 高齢者ニーズ調査結果 .....	11
1 調査概要 .....	11
2 ニーズ調査結果概要 .....	12
第5章 計画の課題 .....	31
1 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し .....	31
2 介護サービスの効率化・重点化 .....	37
第6章 高齢者施策の将来ビジョン .....	41
1 基本理念（めざす姿） .....	41
2 基本目標 .....	42
3 施策体系 .....	45
第7章 高齢者福祉施策の推進 .....	51
1 介護予防・認知症予防対策の推進 .....	51
2 必要に応じたサービス等の提供 .....	58
3 正しい生活習慣と健康づくりの推進 .....	66
4 生きがいのある地域づくり .....	69
5 地域で支え合う福祉のまちづくり .....	71
6 安心して暮らせる環境づくり .....	74
7 円滑な制度運営のための方策 .....	76
第8章 介護保険事業の推進 .....	79
1 保険料負担の公平化 .....	79
2 介護保険サービスの現状と見込み .....	83
3 介護保険料の算定 .....	89
第9章 計画推進のために .....	91

1 計画の推進方策 .....	91
2 計画の進行管理 .....	92
資料編 .....	93
資料1 策定経過 .....	93
資料2 諮問及び答申 .....	94
資料3 策定協議 .....	95



# 第1章 計画の策定に当たって



# 第 1 章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

日本の総人口※は、平成 25 年 10 月 1 日に約 1 億 2,729 万 8 千人となり、前年よりも減少していますが、65 歳以上の高齢者人口は、約 3,189 万 8 千人で過去最高となりました。総人口に占める割合（高齢化率）は 25.1%で、4 人に 1 人が高齢者となっています。さらに、いわゆる『団塊の世代』が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）には、介護が必要な高齢者が急速に増加し、単身独居や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加すると見込まれています。

※総務省統計局 平成26年4月公表 人口推計

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、平成 37 年度（2025 年度）を視野に入れた中長期的な目標を定め、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、藤崎町の実情に応じて構築していく必要があります。

その取組として、高齢者が要介護状態等となることの予防、又は要介護状態等の軽減や悪化防止を目的として行う介護予防を推進するとともに、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、日常生活圏域における医療と介護の連携を推進していきます。

高齢者の単身・夫婦のみ世帯等の増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。そこでニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援等の生活支援・介護予防サービスを提供していきます。また認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていきます。

本町では「藤崎町高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」で実施した事業の実績を踏まえ、介護保険制度の改革に伴う、訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行と、介護サービスの効率化・重点化や、費用負担の公平化を含め、今後の藤崎町における各種施策を体系的に整理し、今後の目標と実施体制等を掲げる「藤崎町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定します。

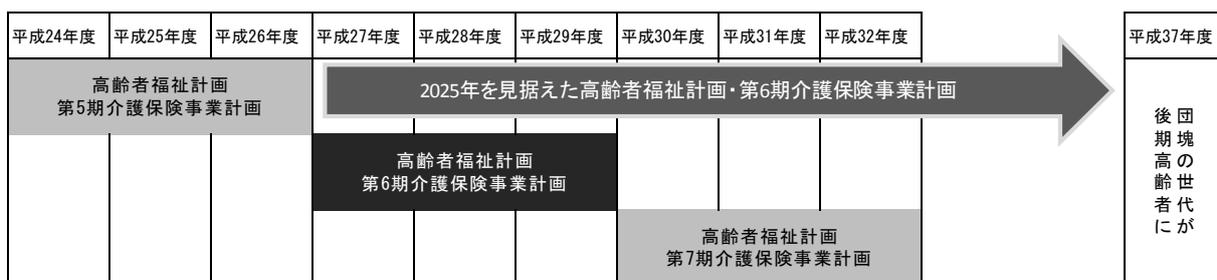
## 2 計画の位置づけ

本計画は「老人福祉法第 20 条の 8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第 117 条第 1 項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体の計画として策定します。

## 3 計画期間

計画期間は、平成 27 年度（2015 年度）から 29 年度（2017 年度）までの 3 年間です。これは、今後も進行する高齢化に対応するため、平成 30 年（2018 年）の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、目標を掲げ、3 年ごとに計画を策定するもので、計画期間 3 年目の平成 29 年度に本計画全体の評価・検証を実施し、見直しを行います。

なお、本計画は「高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」において設定した、平成 26 年度の最終目標の達成に向け、これまでの現状を検証・分析し、その目標を確実に達成するための計画値を見直しつつ、「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）に地域包括ケアシステムの構築が完了するよう、これらを視野に入れた中長期的な目標を示し、具体的に地域包括ケアシステムの構築を進めていく計画の初期段階という位置づけを有しています。



## 第2章 高齢者を取り巻く状況



# 第2章

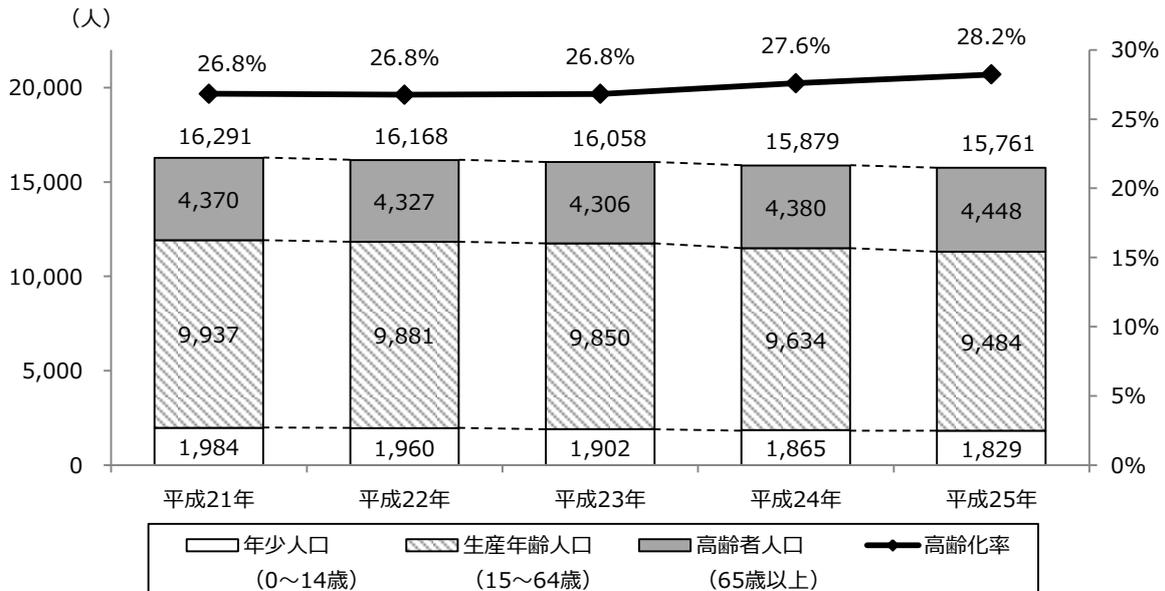
## 高齢者を取り巻く状況

### 1 高齢者の現状

#### (1) 人口構造

##### ○総人口の推移

藤崎町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成21年（16,291人）から平成25年（15,761人）の5年間で約3%（530人）の減少となっています。年齢構造別にみると、高齢者人口は平成21年から23年までは減少していますが、平成24年以降増加しているのに対し、生産年齢人口及び年少人口は年々減少しています。高齢化率は平成21年から23年までは横ばいで推移していましたが、平成24年以降は上昇しています。



(単位：人)

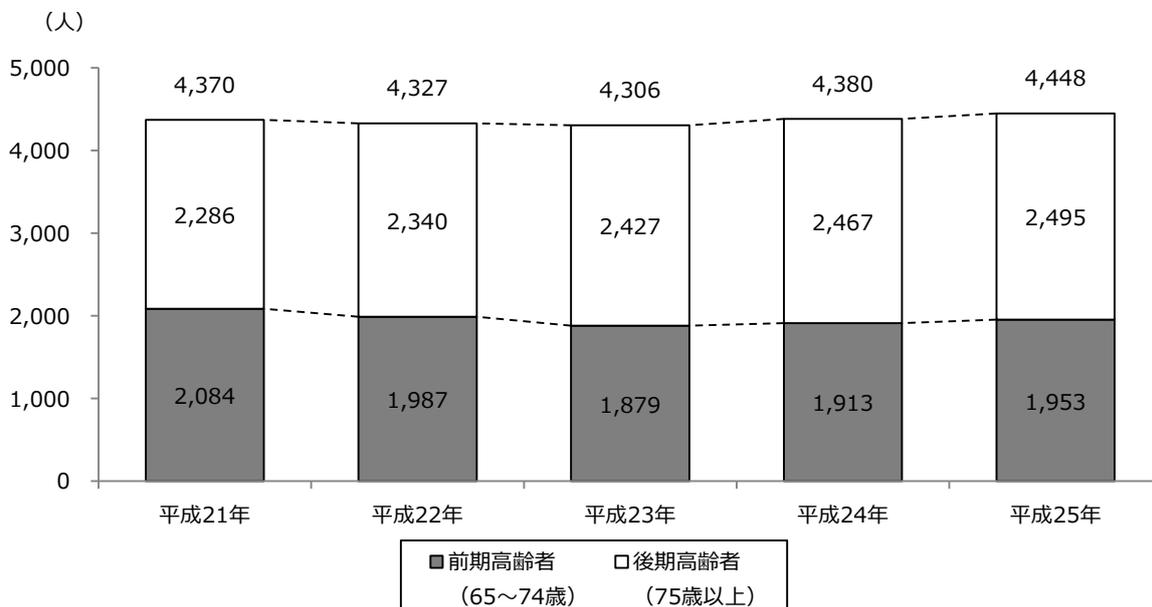
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	16,291	16,168	16,058	15,879	15,761
年少人口 (0~14歳)	1,984 (12.2%)	1,960 (12.1%)	1,902 (11.8%)	1,865 (11.7%)	1,829 (11.6%)
生産年齢人口 (15~64歳)	9,937 (61.0%)	9,881 (61.1%)	9,850 (61.3%)	9,634 (60.7%)	9,484 (60.2%)
高齢者人口 (65歳以上)	4,370 (26.8%)	4,327 (26.8%)	4,306 (26.8%)	4,380 (27.6%)	4,448 (28.2%)

\* ( ) 内は総人口に占める割合

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## ○高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は平成21年から23年までは減少していましたが、平成24年から増加しており、後期高齢者（75歳以上）は年々増加しています。総人口に占める後期高齢者の割合が高くなっています。



(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	16,291	16,168	16,058	15,879	15,761
高齢者人口	4,370	4,327	4,306	4,380	4,448
	(26.8%)	(26.8%)	(26.8%)	(27.6%)	(28.2%)
前期高齢者 (65～74歳)	2,084	1,987	1,879	1,913	1,953
	(12.8%)	(12.3%)	(11.7%)	(12.0%)	(12.4%)
後期高齢者 (75歳以上)	2,286	2,340	2,427	2,467	2,495
	(14.0%)	(14.5%)	(15.1%)	(15.5%)	(15.8%)

\* ( ) 内は総人口に占める割合

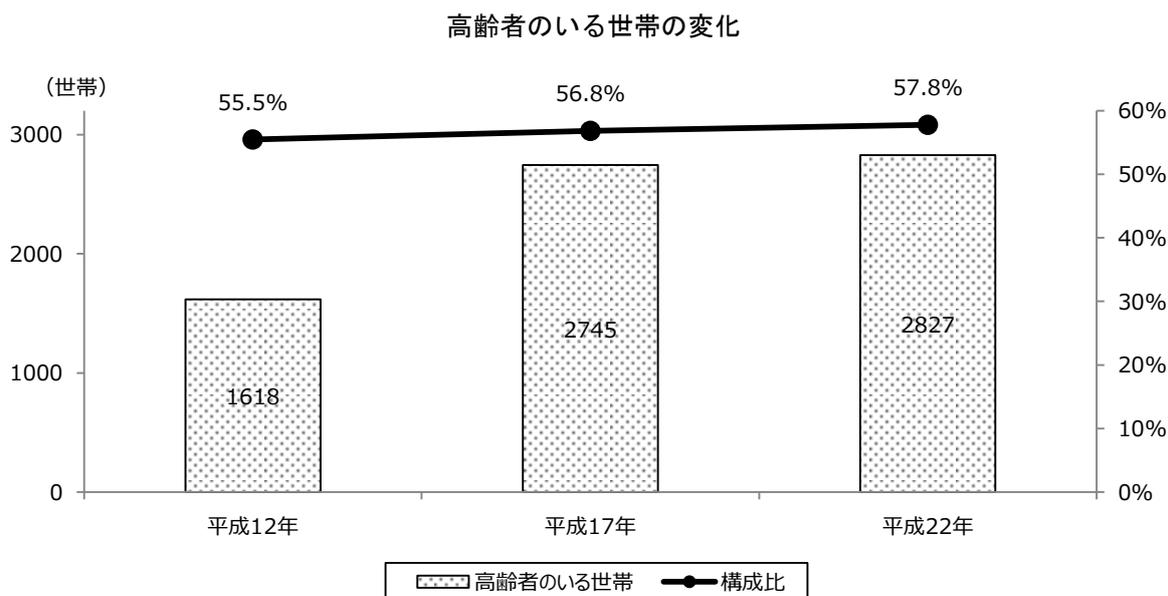
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 高齢者のいる世帯の状況

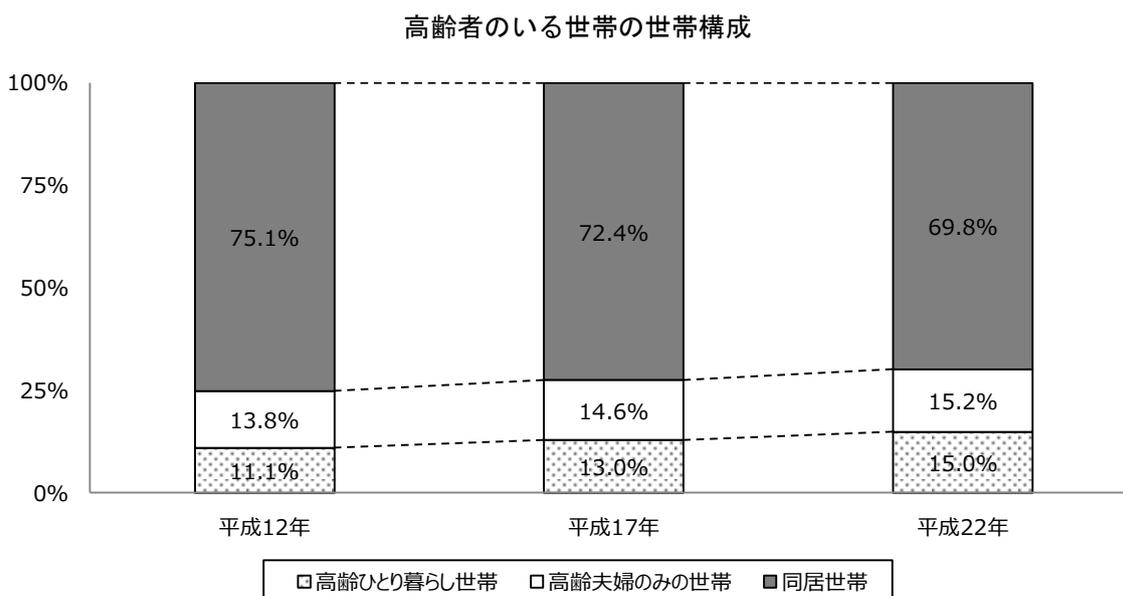
### ○高齢者のいる一般世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、平成22年には2,827世帯で、一般世帯数に占める割合は57.8%となっています。

世帯構成別にみると「同居世帯」の構成比率が平成12年には75%を超えていましたが平成22年には69.8%と減少しているのに対し、「高齢者ひとり暮らし世帯」と「高齢夫婦のみの世帯」の構成比率が増加しています。



資料：総務省・国勢調査



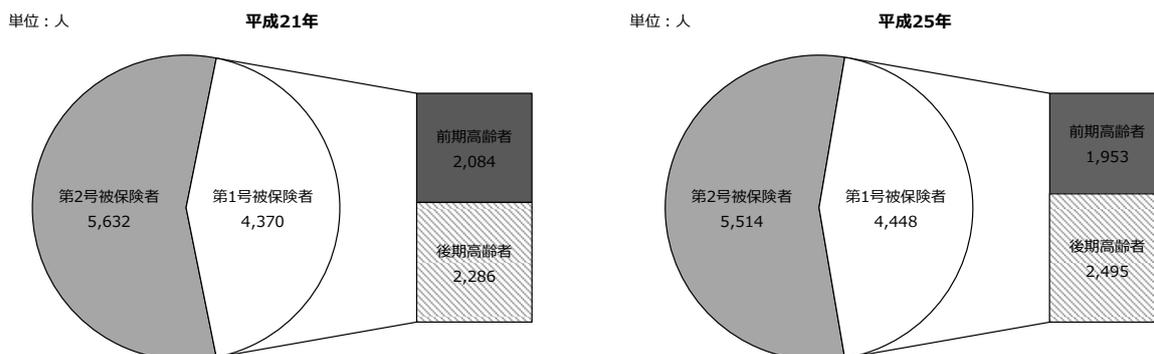
資料：総務省・国勢調査

### (3) 被保険者と要介護認定の状況

#### ○被保険者数の推移

介護保険被保険者総数は増減を繰り返しています。

年齢別にみると、第2号被保険者は平成21年から23年までは増加傾向にありましたが平成24年から減少しています。第1号被保険者（65歳以上）の「前期高齢者」は減少から増加、「後期高齢者」の割合は高齢化を反映し年々増加しています。



(単位：人)

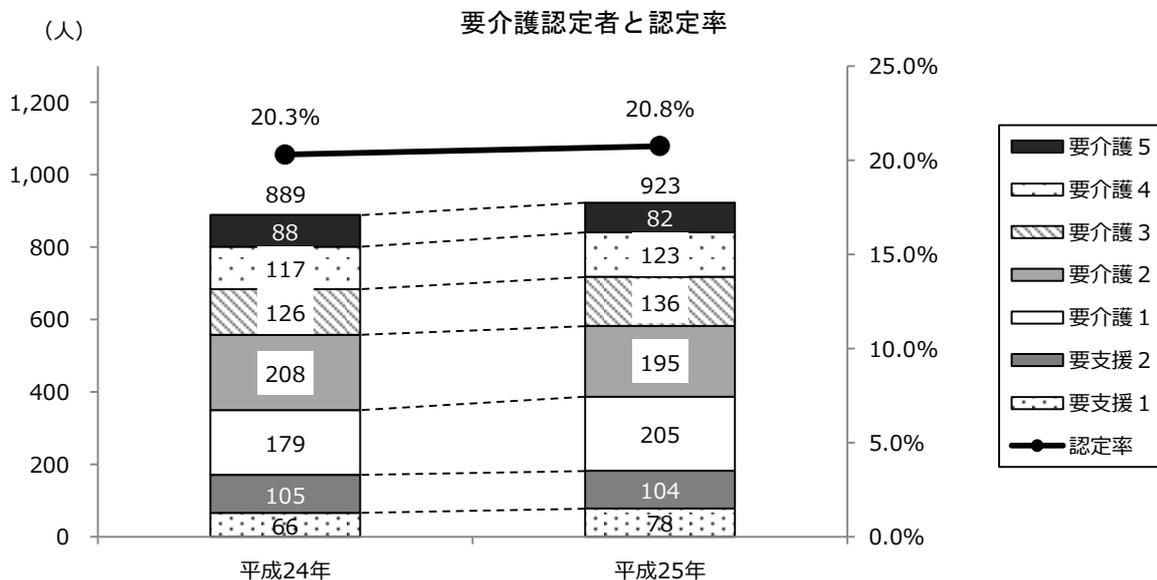
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
第1号（65歳以上）	4,370	4,327	4,306	4,380	4,448
前期高齢者	2,084	1,987	1,879	1,913	1,953
後期高齢者	2,286	2,340	2,427	2,467	2,495
第2号（40～64歳）	5,632	5,667	5,708	5,616	5,514
被保険者総数計	10,002	9,994	10,014	9,996	9,962

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### ○要介護認定者数と要介護認定率の変化

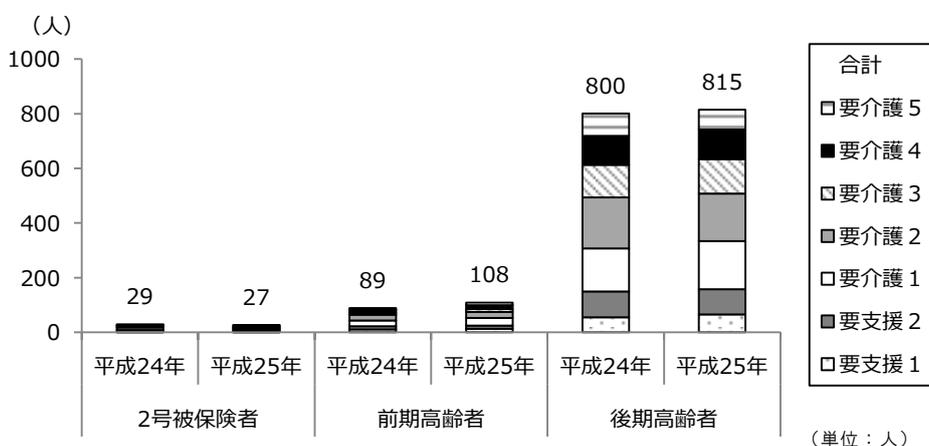
第1号(65歳以上)被保険者の要介護認定者数及び認定率は、平成24年の889人(20.3%)から平成25年の923人(20.8%)へと増加しています。

要介護度別にみると「要支援2」と「要介護2」及び「要介護5」が減少しているほかは増加しています。



### ○被保険者別要介護認定者数

要介護認定者数を被保険者別にみると、「後期高齢者」に多く、「前期高齢者」の8倍以上になっています。平成25年は815人で要介護認定者全体(950人)の8割以上を占めています。



	2号被保険者		前期高齢者		後期高齢者	
	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年
要介護5	3	4	7	9	81	73
要介護4	3	5	11	14	106	109
要介護3	6	5	7	10	119	126
要介護2	9	6	21	22	187	173
要介護1	6	5	21	28	158	177
要支援2	0	0	11	12	94	92
要支援1	2	2	11	13	55	65
<b>合計</b>	<b>29</b>	<b>27</b>	<b>89</b>	<b>108</b>	<b>800</b>	<b>815</b>

資料：介護保険事業状況報告（年報）

## (4) 日常生活圏域の設定

### ①日常生活圏域の考え方

第3期計画以降の「市町村介護保険事業計画」においては、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために、市町村内を1つ又は複数に区分した「日常生活圏域」を設定し、同圏域を基本的な枠組みとして地域密着型サービスの提供体制を整えていくこととなります。

圏域の設定に当たっては、以下のような事項を踏まえ、地域の特性を総合的に考慮する必要があります。

#### <圏域設定に当たっての考慮事項>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 地域住民の生活形態</li><li>② 地理的条件（交通事情・面積）</li><li>③ 人口及び世帯・高齢化の状況</li><li>④ 介護給付等対象サービス基盤の整備状況</li><li>⑤ その他社会的条件</li></ul> |
|--|

### ②日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定に当たっては、必要最小限の設定により町内のサービス供給のバランスをとり、利用者の利便性を高める枠組みが必要です。また、利用者のニーズに即した適切なサービス量を確保するためには、現在の枠組みを活用した柔軟なサービス利用が可能となる設定が求められます。

介護サービスを求める一人ひとりが地理的条件や交通等の利便性を確保しつつ、各事業者が提供するサービス内容を十分に吟味しながら自己決定できる、選択の幅の広い枠組みを目指すものとします。

これらを踏まえ、高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、第6期においても引き続き「全町域」を1つの日常生活圏域として設定します。

## 第3章 高齢者の将来推計



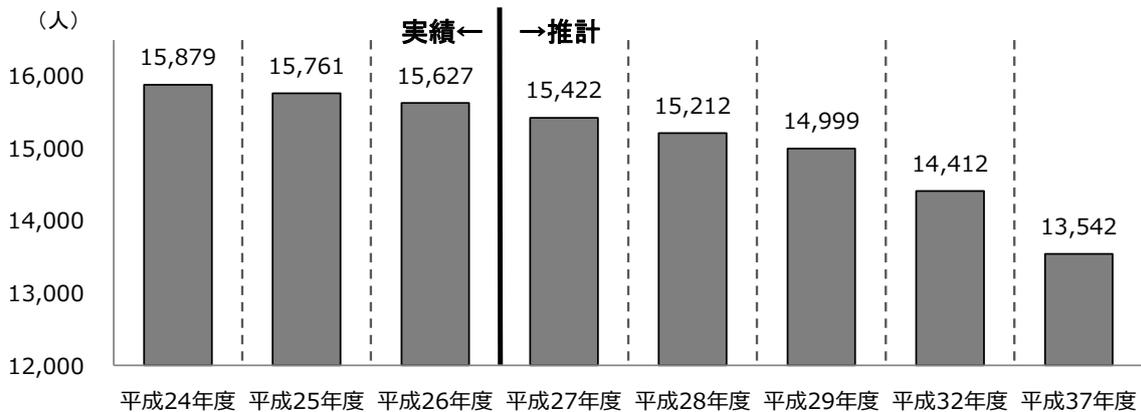
# 第3章

## 高齢者の将来推計

### 1 人口の将来推計

#### (1) 総人口の見込み

今後の総人口は、緩やかな減少傾向が続き、平成37年度の総人口は13,542人となることが見込まれます。



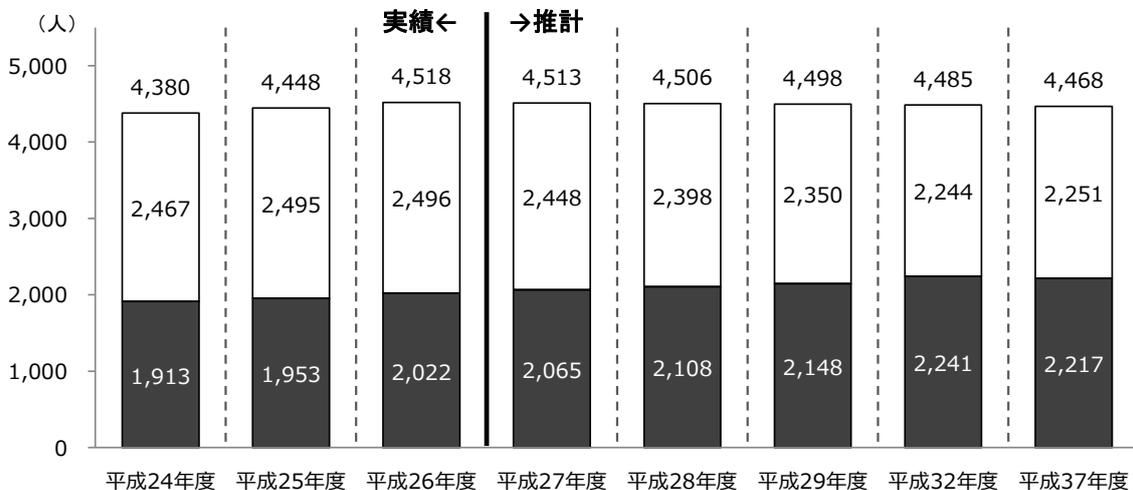
平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成32年度 平成37年度

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

#### (2) 高齢者数の見込み

高齢者数は、横ばいで推移していくと想定されます。平成26年度までの穏やかな増加傾向が、平成27年度より減少に転じ、平成37年度には4,468人となることが見込まれます。

前期高齢者と後期高齢者の割合は、前期高齢者がやや増加し、後期高齢者がやや減少していくと考えられます。

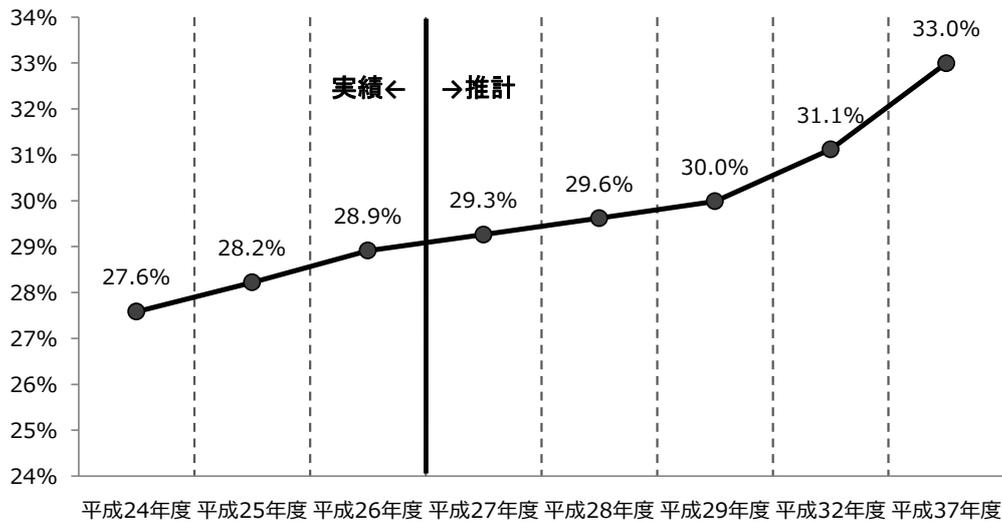


平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成32年度 平成37年度

■ 前期高齢者(65~74歳) □ 後期高齢者(75歳以上)

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

総人口が減少傾向にあり、高齢者数は横ばいで推移していくことから、高齢化率は増加していくと考えられます。平成24年度から27年度までの3年間で1.7ポイント上昇し、平成37年度には33.0%となることを見込まれます。



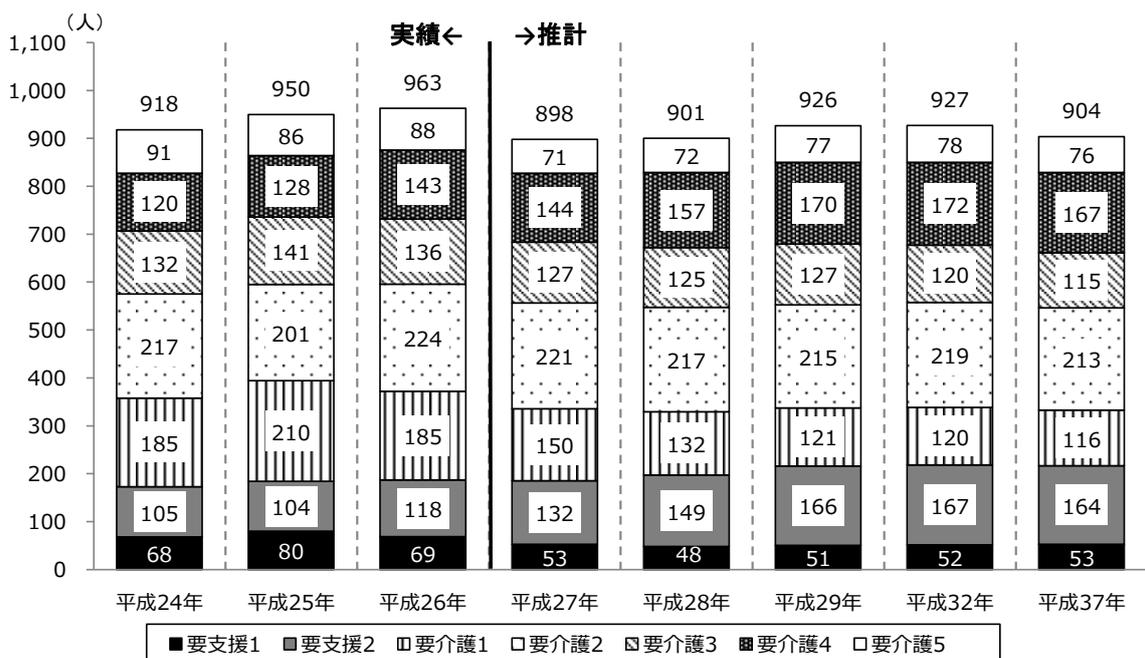
資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

## 2 要介護認定者数の見込み

要介護認定者数は、高齢者人口と同様に、横ばいで推移していくと想定されます。

平成24年から平成26年の実績を基に推計したところ、平成24年から27年までの3年間で20人減少して898人となり、平成37年には904人となることを見込まれます。

また、要介護認定者の合計数における、要介護度別割合は、要支援2と要介護4が大きくなる見込みに対し、要介護1では小さくなると見込まれます。



資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

## 第4章 高齢者ニーズ調査結果



# 第4章

## 高齢者ニーズ調査結果

### 1 調査概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、今後の高齢者福祉施策及び介護保険事業の参考とするとともに、「藤崎町第6期介護保険事業計画及び老人福祉計画（平成27年度～平成29年度）」策定の基礎資料として活用するために実施しました。

#### (2) 調査対象

藤崎町内に居住する、65歳以上で介護保険の認定を受けていない方1,000人

#### (3) 調査方法

郵送による配布・回収

#### (4) 調査期間

平成26年6月10日から平成26年6月23日まで

#### (5) 回収結果

配布数	回収数	有効票	無効票	有効回収率
1,000	698	698	0	69.8%

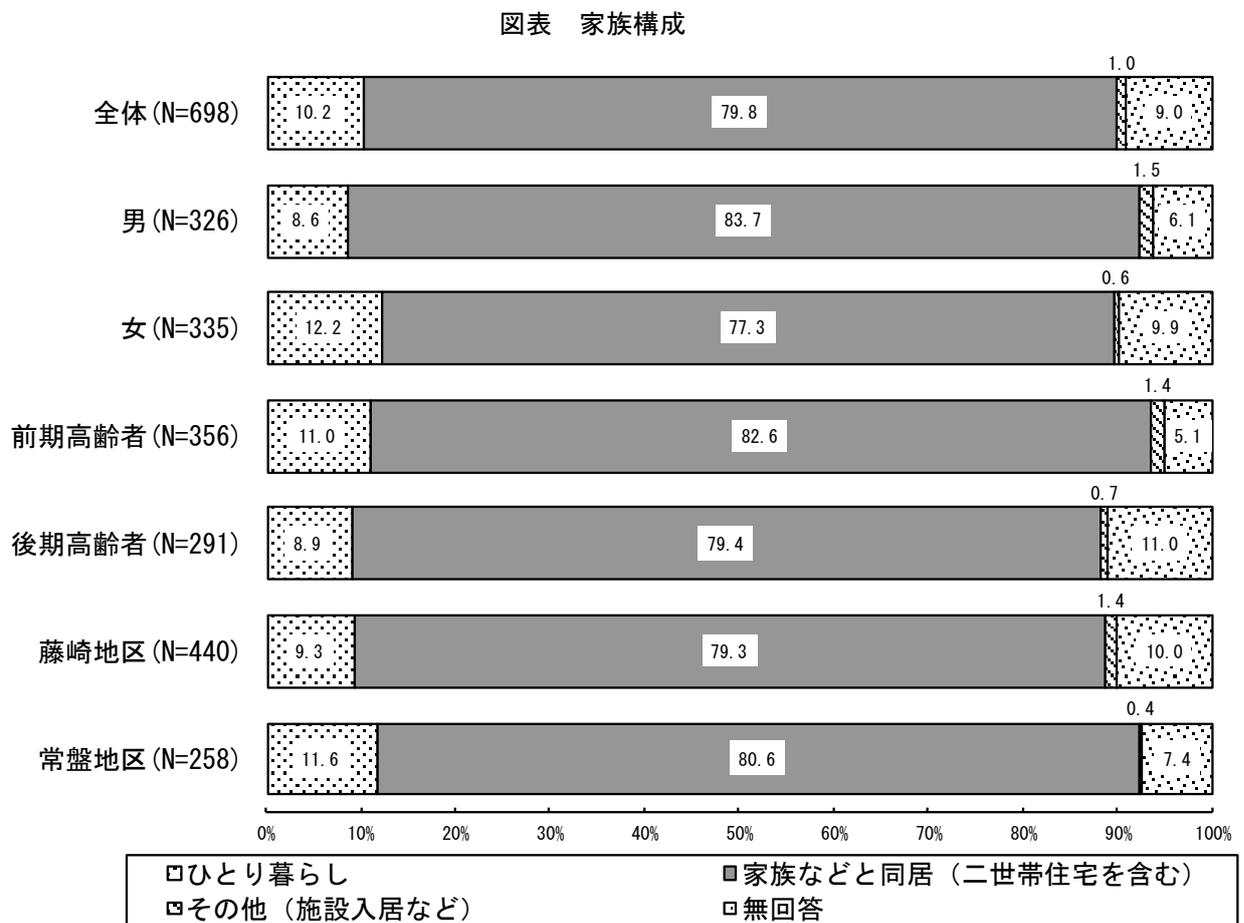
## 2 ニーズ調査結果概要

### (1) ご家族や生活状況について

#### ○高齢者の世帯構成

○家族構成は、「家族など同居（二世帯住宅を含む）」が79.8%と多数を占めているほか、「ひとり暮らし」が10.2%、「その他（施設入居など）」が1.0%となっています。

○性別、年齢、地区別でも町全体と同様の傾向となっています。



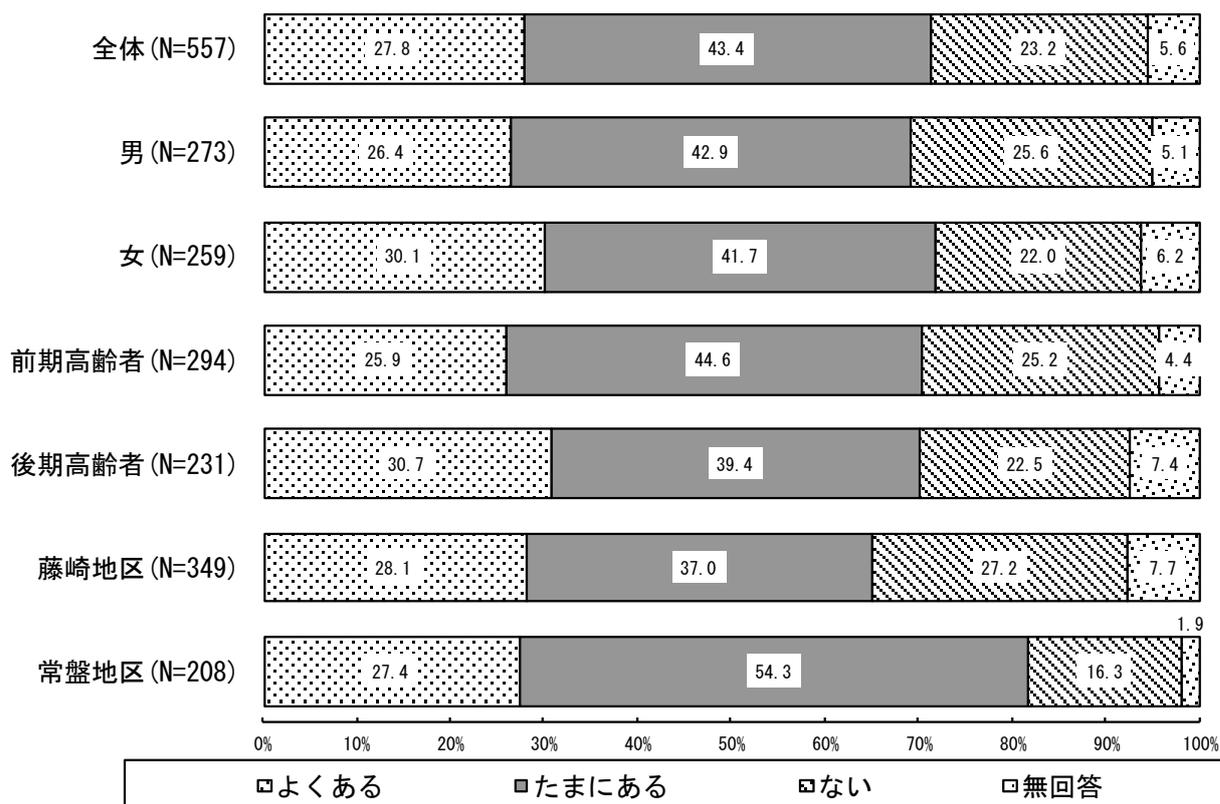
○日中独居の状況

○家族など同居している方(n=557)が日中一人になることは、「たまにある」が43.4%で最も多く、次いで「よくある」が27.8%、「ない」が23.2%となっています。

○性別、年齢別では町全体と同様の傾向となっています。

○地区別で見ると、『常盤地区』で「たまにある」の割合が高くなっています。

図表 日中、一人になること

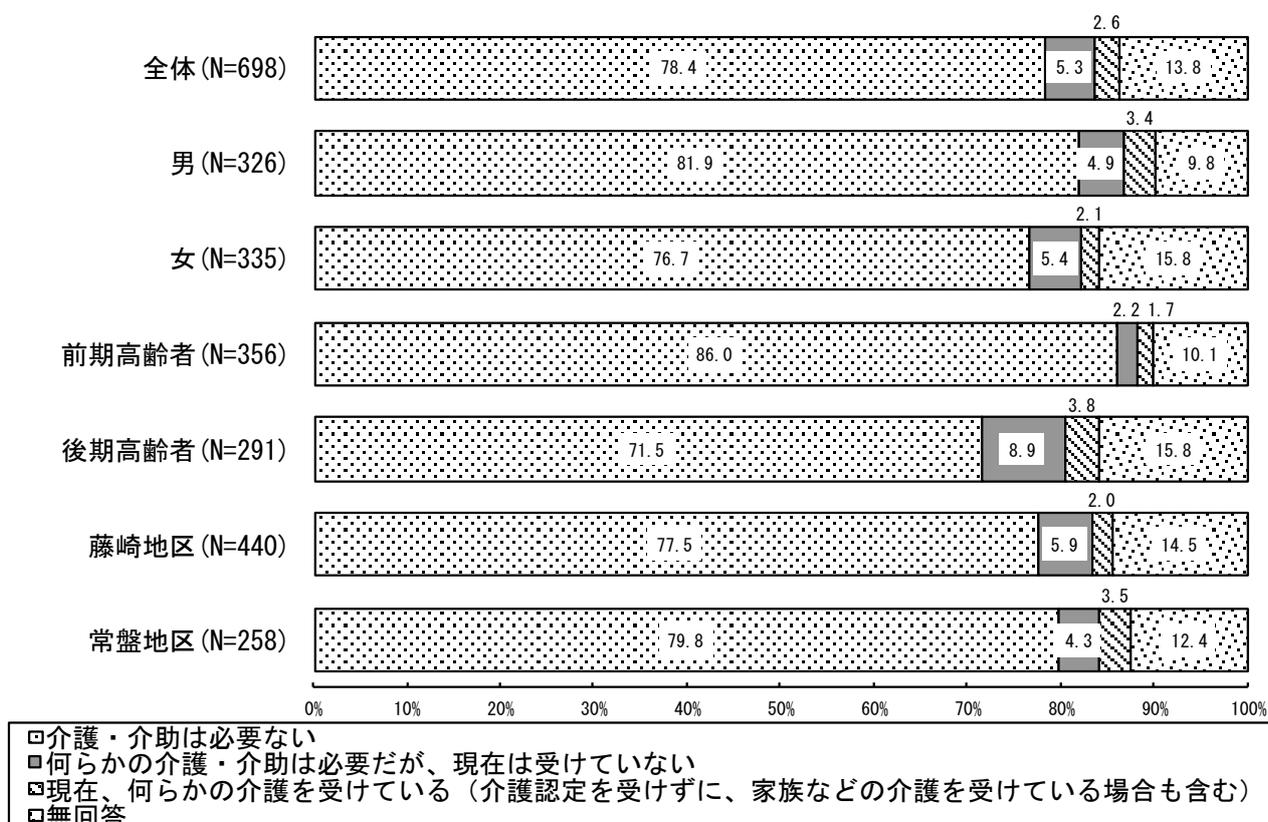


○普段の生活で介護・介助が必要か

○普段の生活で介護・介助が必要かでは「介護・介助は必要ない」が78.4%で最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が5.3%、「現在、何らかの介護を受けている」が2.6%となっています。

○性別、年齢、地区別では『後期高齢者』で「介護・介助は必要ない」の割合が低くなっているほかは町全体と同様の傾向となっています。

図表 普段の生活での介護・介助



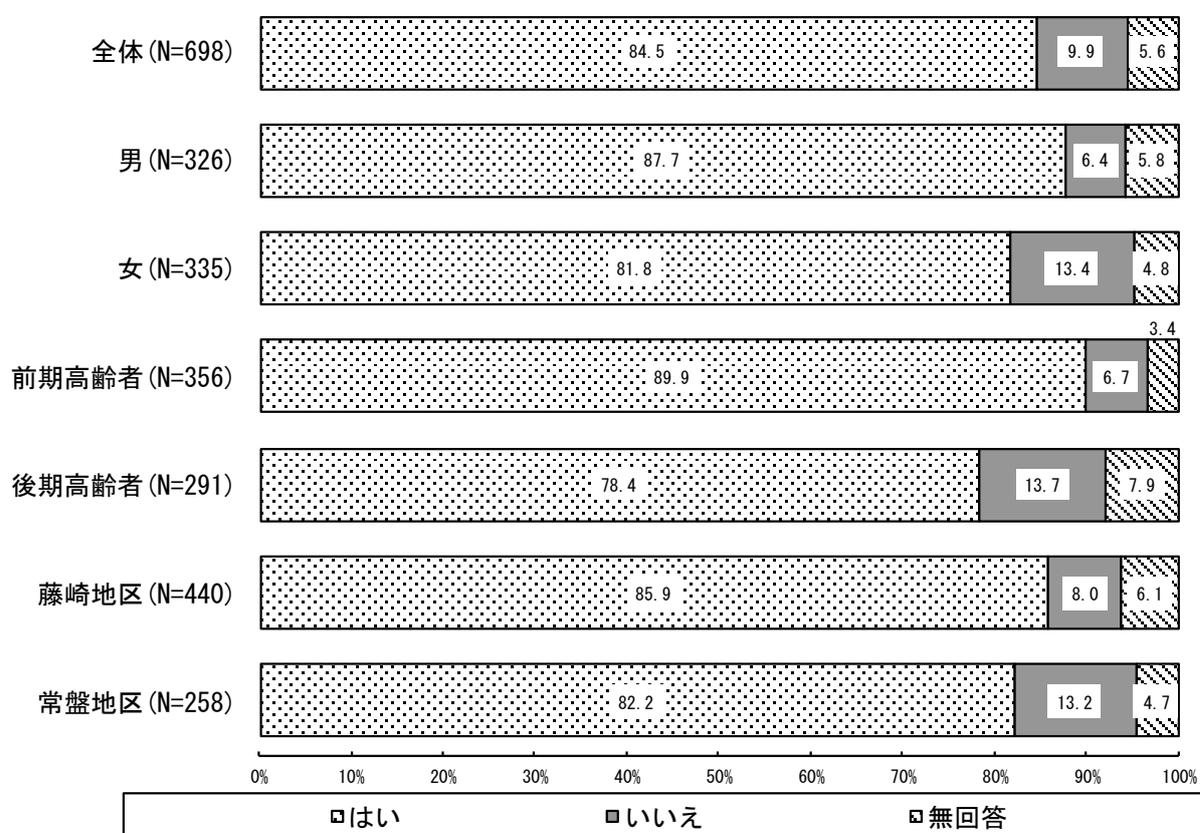
## (2) 運動・閉じこもりについて

### ○外出について

○週に1回以上外出しているかでは、「はい」が84.5%、「いいえ」は9.9%となっています。

○性別、年齢、地区別では、『前期高齢者』は「はい」の割合が高く、『後期高齢者』は「はい」の割合が低くなっているほかは町全体と同様の傾向となっています。

図表 週1回以上の外出



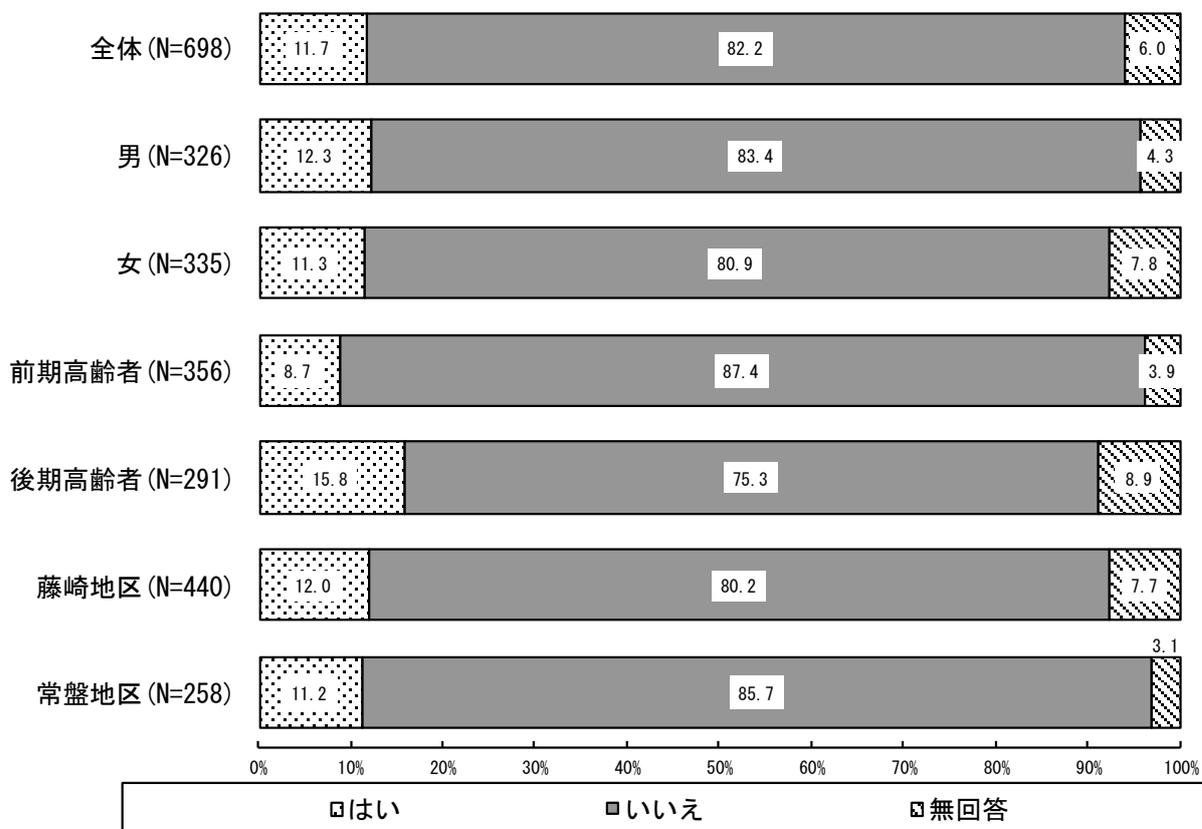
### (3) 物忘れについて

#### ○物忘れについて

○物忘れがあると言われるかは、「はい」11.7%、「いいえ」82.2%となっています。

○性別、年齢、地区別でも町全体と同様の傾向となっていますが、『後期高齢者』で「はい」の割合が若干高くなっています。

図表 物忘れ

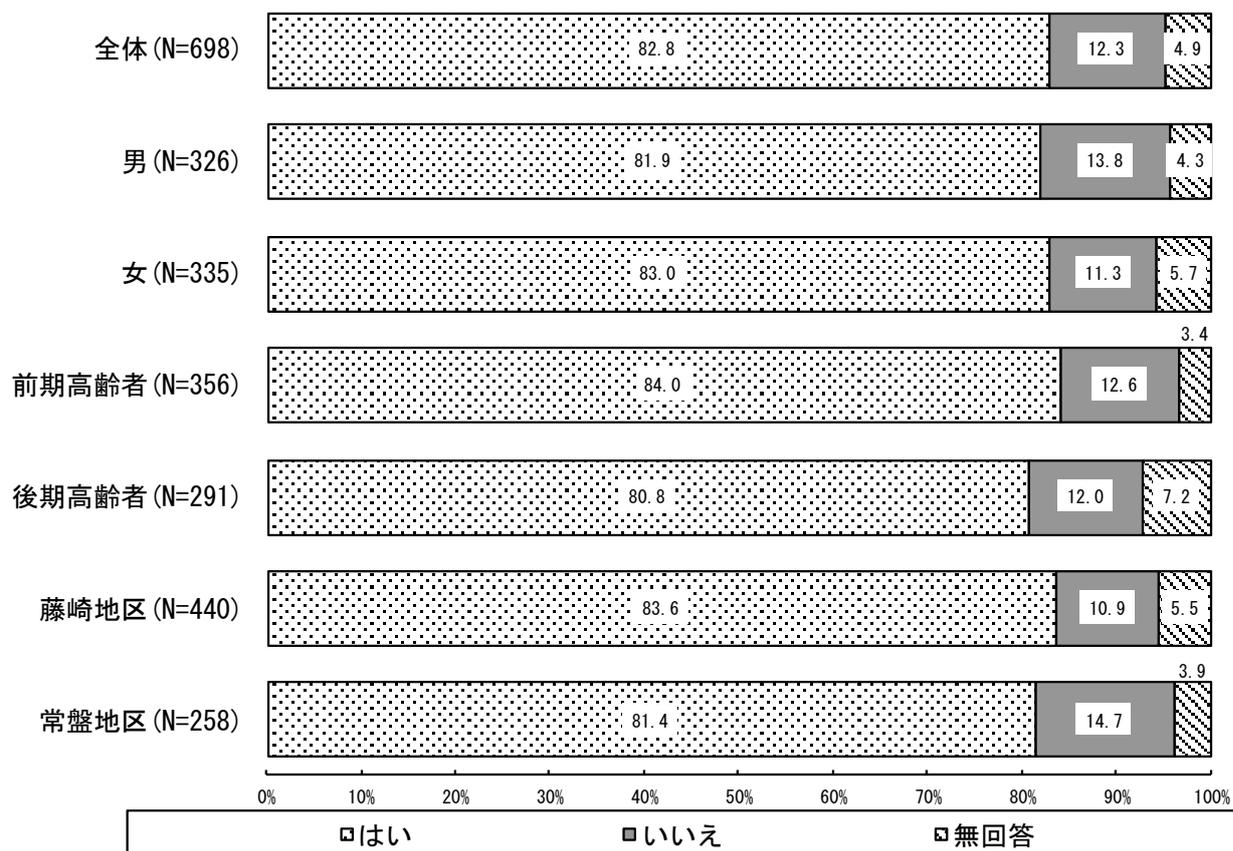


## ○5分前のことが思い出せますか

○5分前のことが思い出せるかは、「はい」82.8%、「いいえ」12.3%となっています。

○性別、年齢、地区別でも町全体と同様の傾向となっています。

図表 5分前の記憶



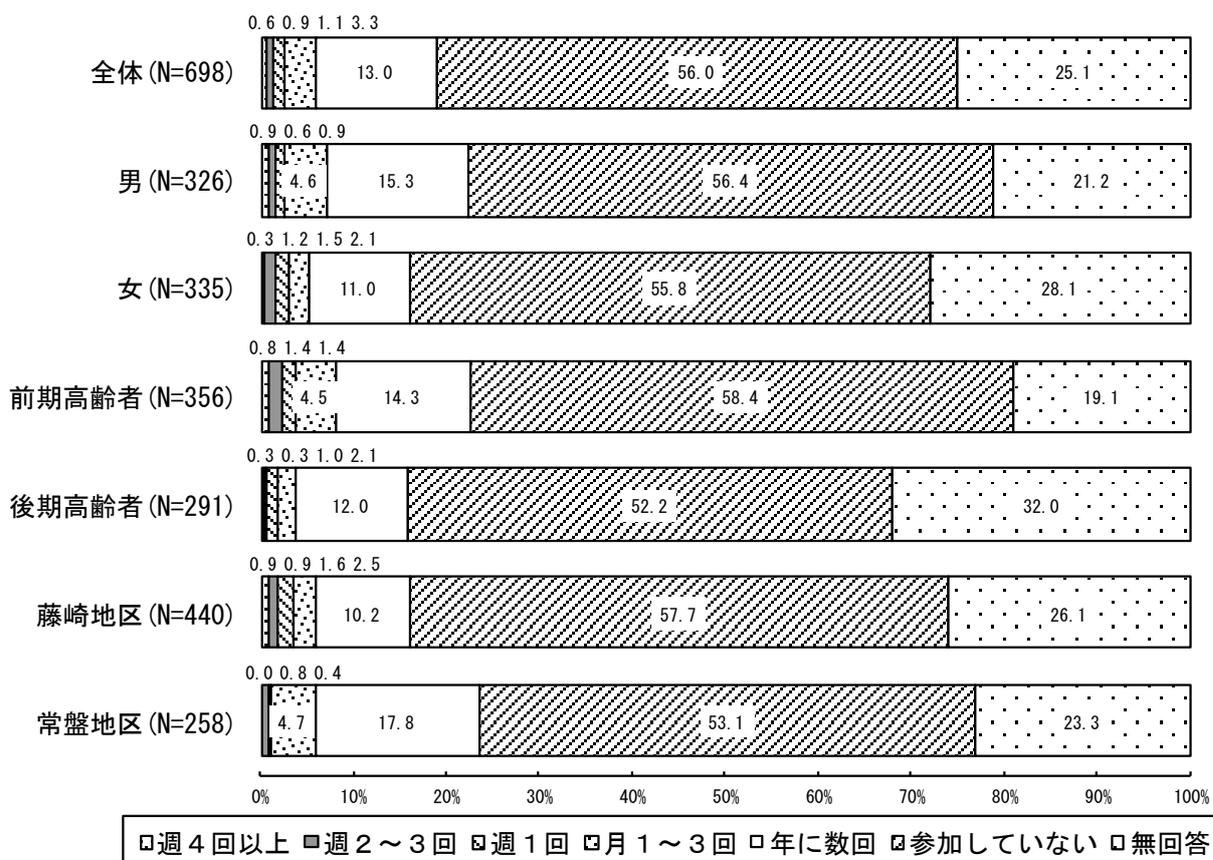
## (4) 社会参加について

### ○ボランティア関係への参加頻度

○ボランティア関係に参加している頻度は、「参加していない」56.0%、「年に数回」13.0%となっています。

○性別、年齢、地区別でも町全体と同様「参加していない」が5割を超えています。

図表 ボランティアへの参加頻度



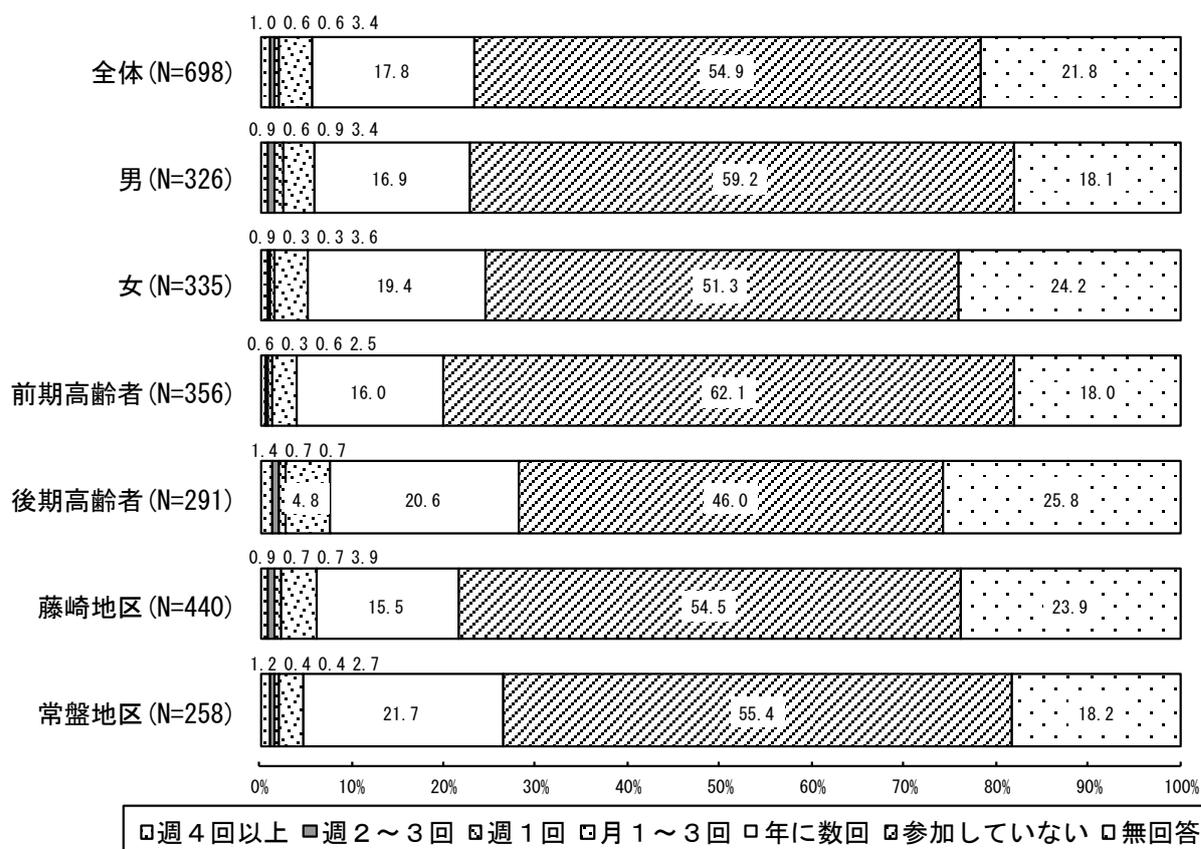
## ○老人クラブへの参加頻度

○老人クラブに参加している頻度は、「参加していない」54.9%、「年に数回」17.8%となっています。

○年齢別で「参加していない」割合が『前期高齢者』は高く、『後期高齢者』は低くなっています。

○性別、地区別では、町全体と同様「参加していない」が5割を超え多数を占めています。

図表 老人クラブへの参加頻度

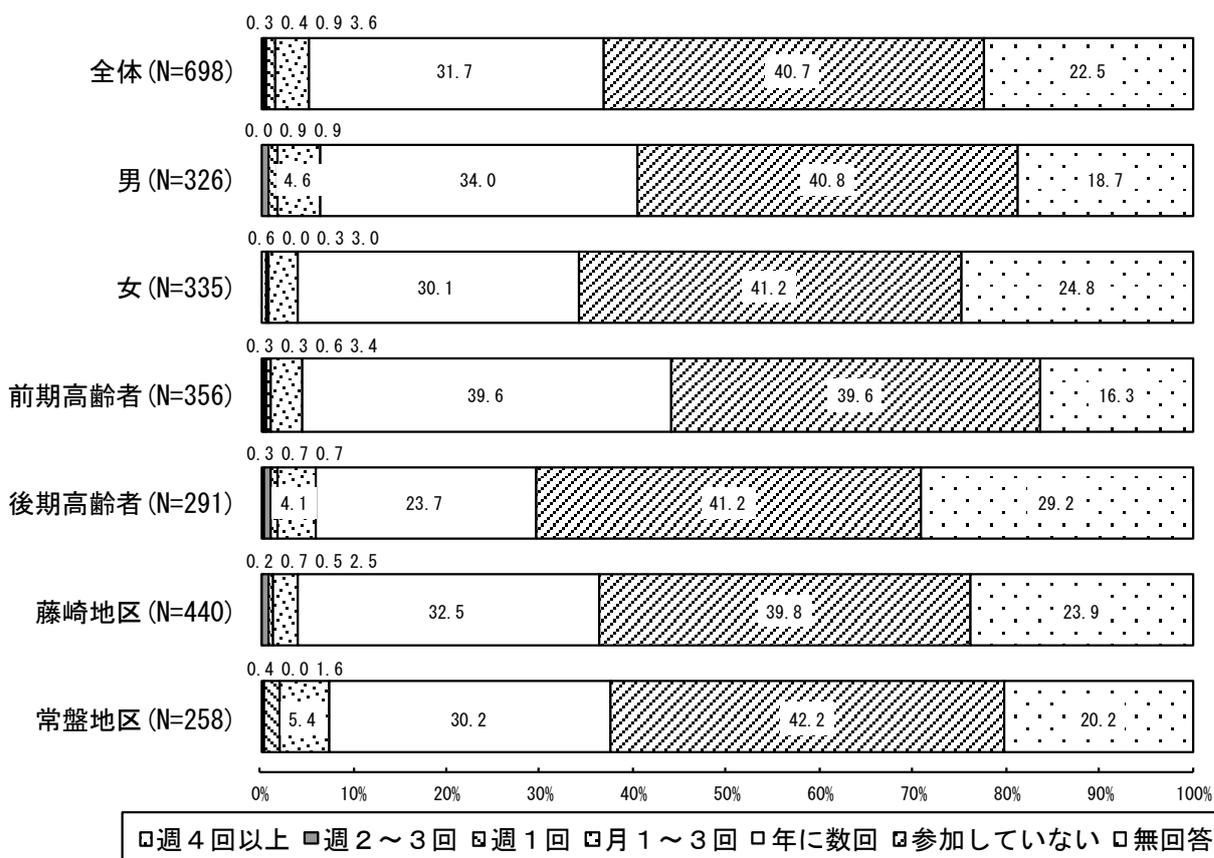


## ○町内会・自治会への参加頻度

○町内会に参加している頻度は、「参加していない」が40.7%、「年に数回」が31.7%となっています。

○性別、年齢、地区別でも町全体と同様「参加していない」が約4割となっています。

図表 町内会・自治会への参加頻度

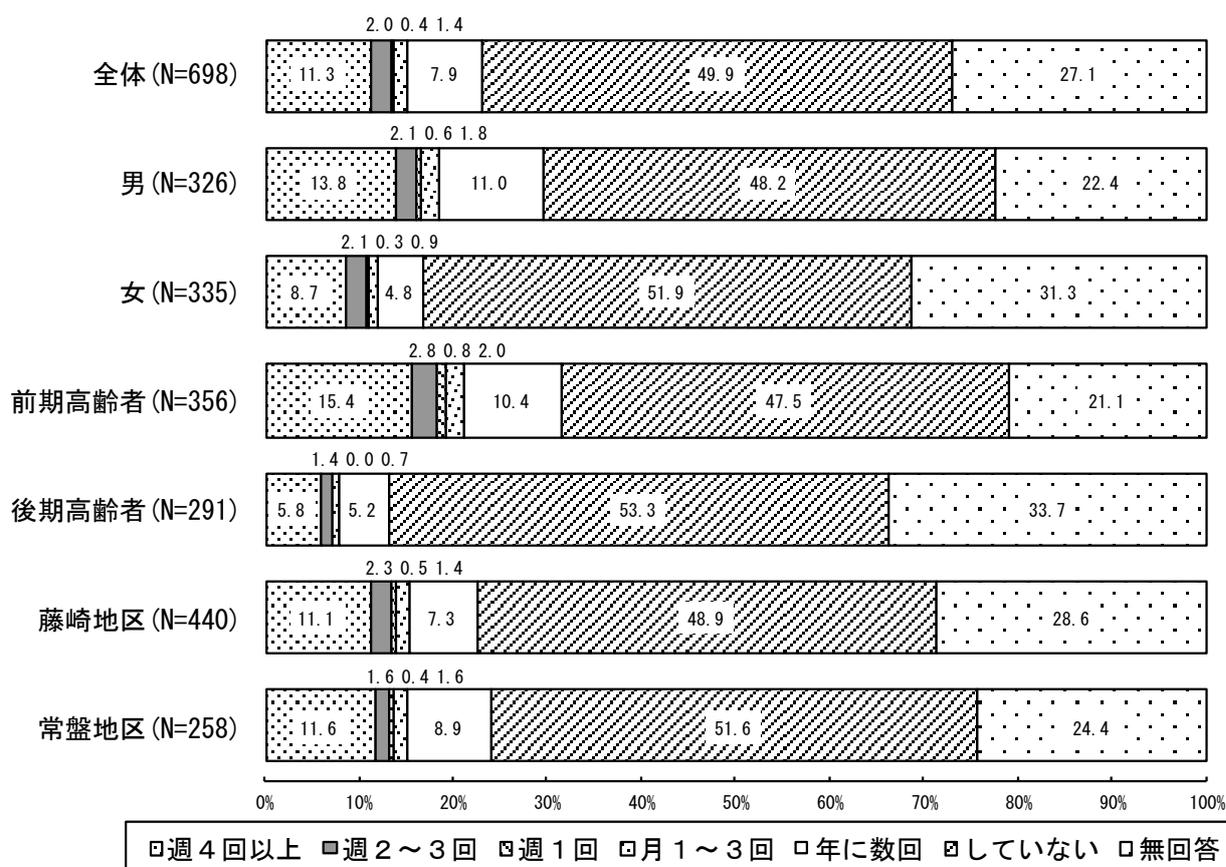


## ○収入のある仕事の頻度

○収入のある仕事をする頻度は、「していない」が49.9%、「週4回以上」が11.3%、「年に数回」が7.9%となっています。

○性別、年齢別では、『女性』『後期高齢者』は「週4回以上」の割合が低くなっています。

図表 収入のある仕事への参加頻度



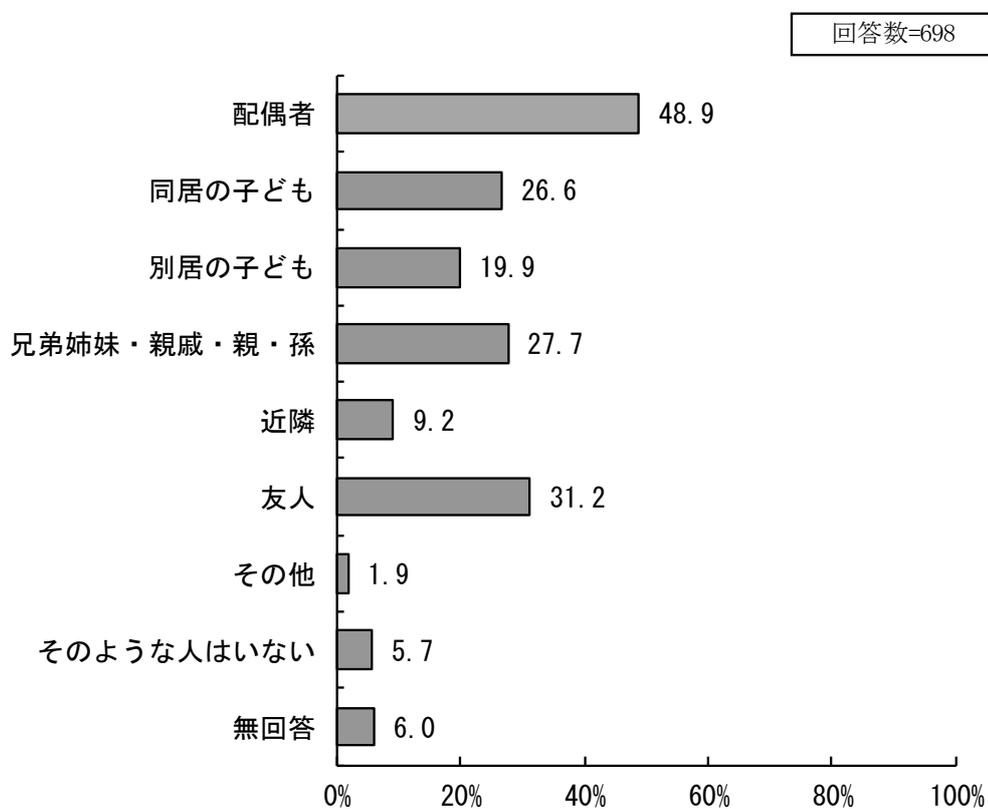
## (5) たすけあいについて

### ○あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

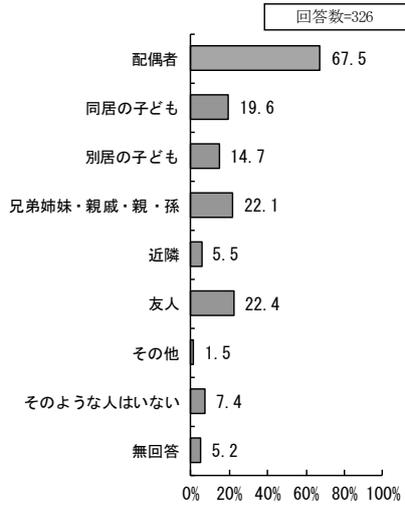
○心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」48.9%、「友人」31.2%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」27.7%、「同居の子ども」26.6%となっています。

○性別では『男性』は「配偶者」の割合が高く、『女性』は「配偶者」の割合が低く、「友人」の割合が高くなっています。

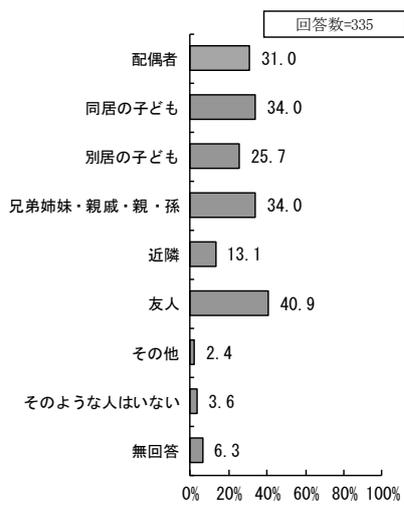
図表 心配事や愚痴を聞いてくれる人



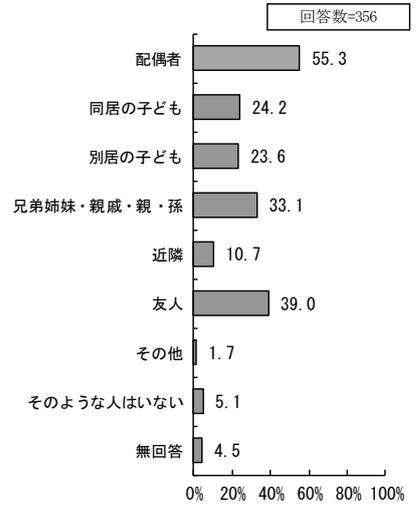
男



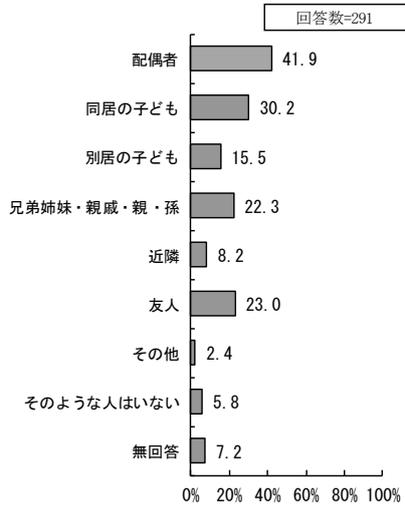
女



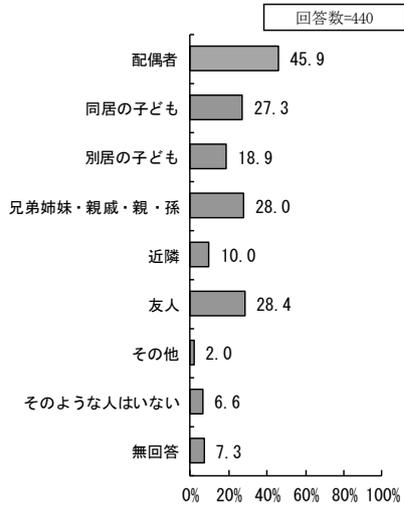
前期高齢者



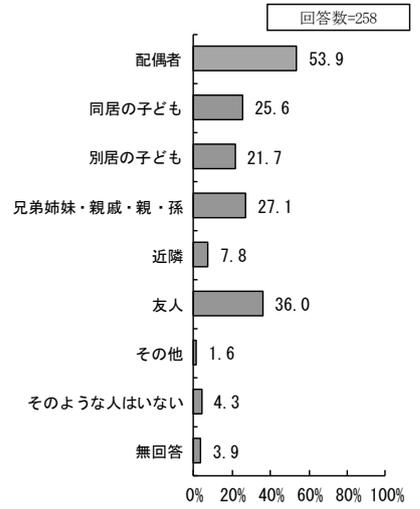
後期高齢者



藤崎地区



常盤地区

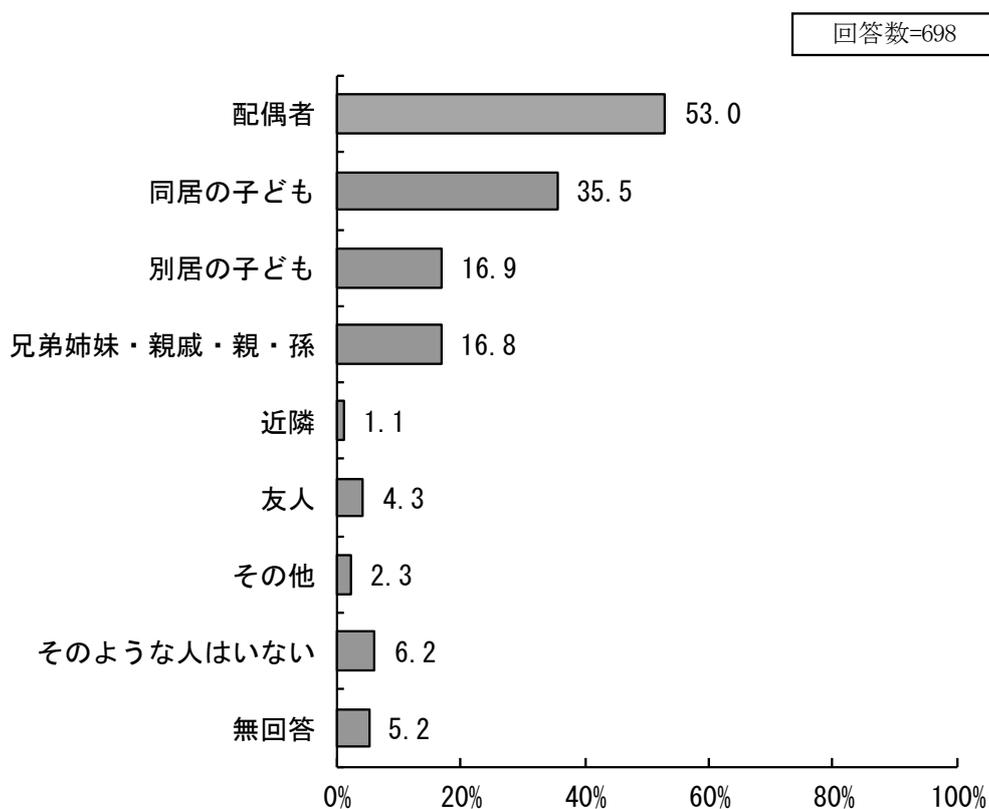


○あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人

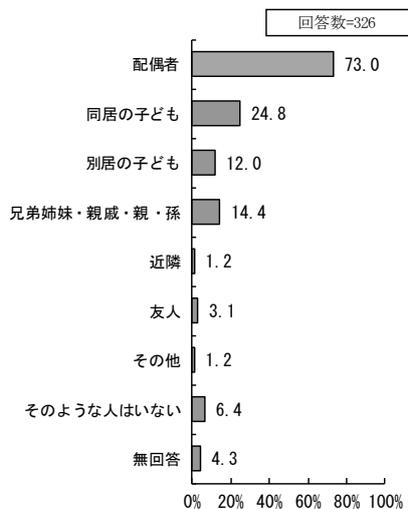
○病気で寝込んだときに看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」53.0%、「同居の子ども」35.5%、「別居の子ども」16.9%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」16.8%となっています。

○性別では『男性』は「配偶者」の割合が高く、『女性』は「配偶者」の割合が低く、「同居の子ども」の割合が高くなっています。

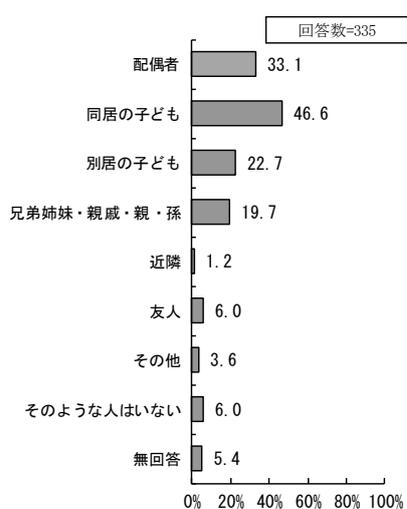
図表 病気で寝込んだときに看病や世話をしてくれる人



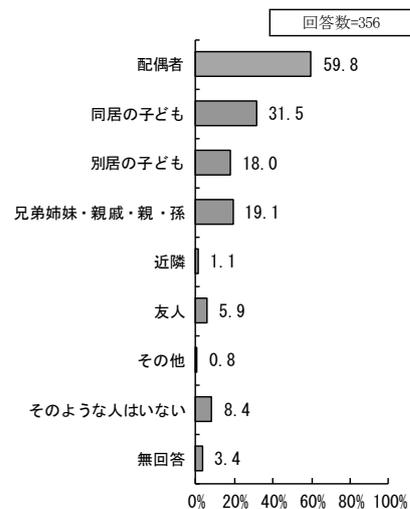
男



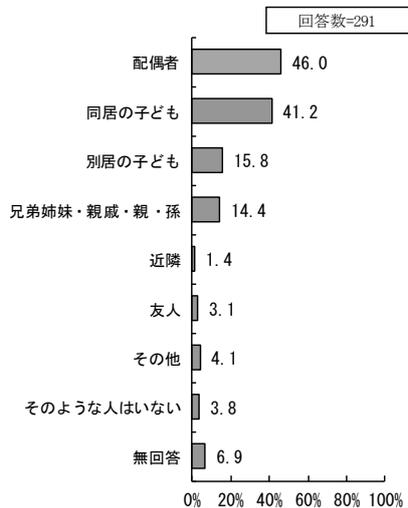
女



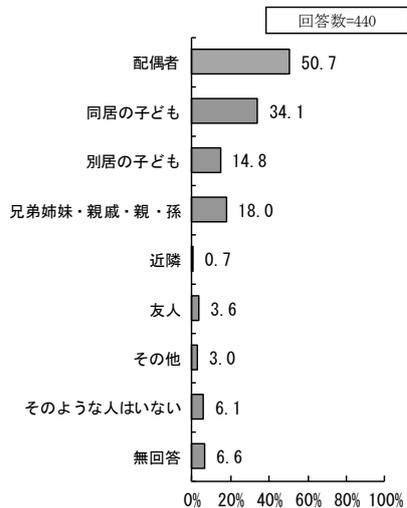
前期高齢者



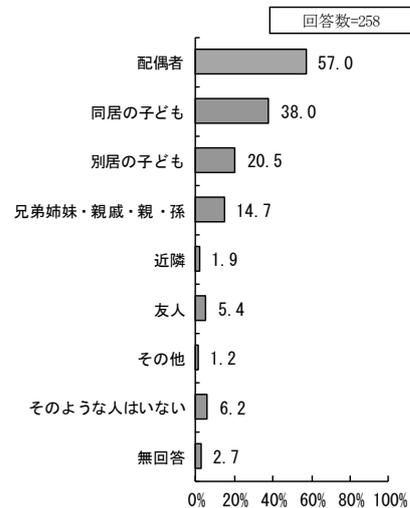
後期高齢者



藤崎地区



常盤地区



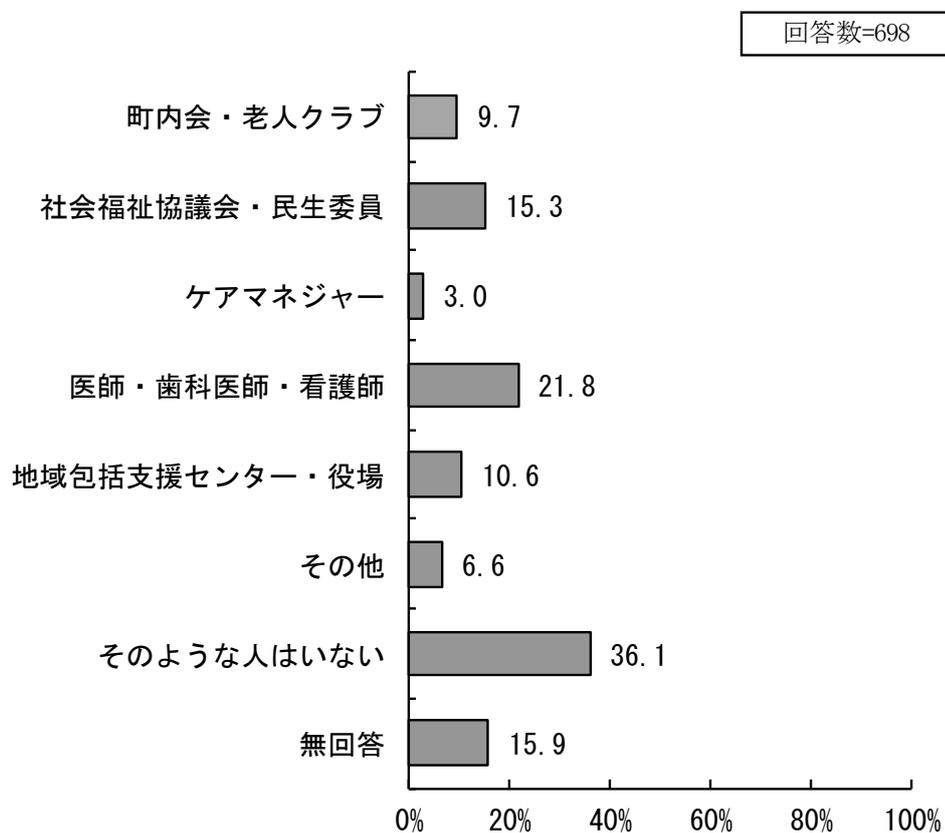
## (6) 相談相手について

### ○家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手

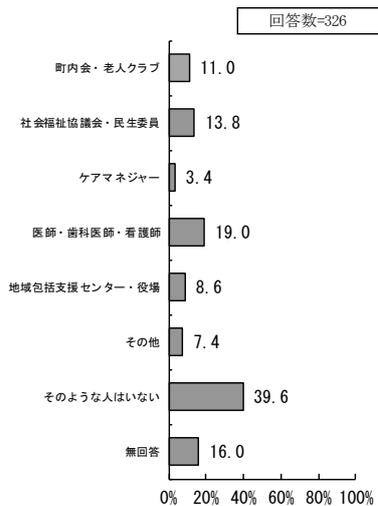
○家族や友人・知人以外に相談する相手は、「そのような人はいない」が36.1%で最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」21.8%、「社会福祉協議会・民生委員」15.3%となっています。

○性別、年齢、地区別では、「そのような人はいない」の割合が『前期高齢者』で高く、『後期高齢者』『常盤地区』で低くなっていますが、3~4割前後で最も多い回答となっています。

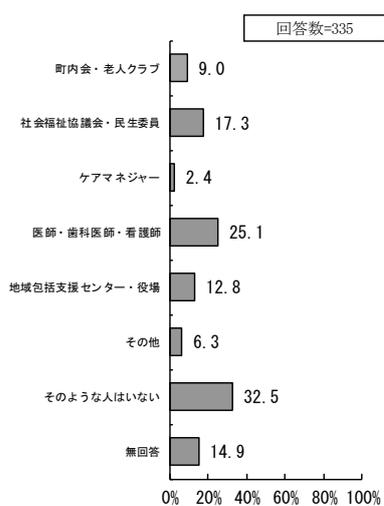
図表 家族や友人・知人以外の相談相手



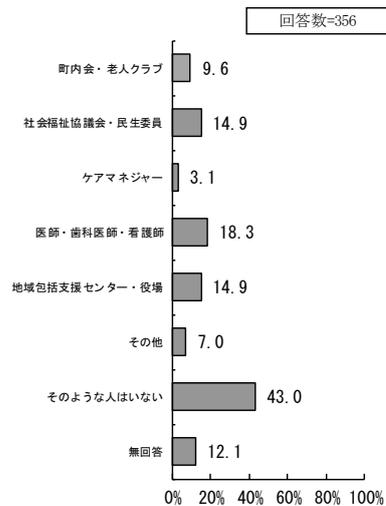
男



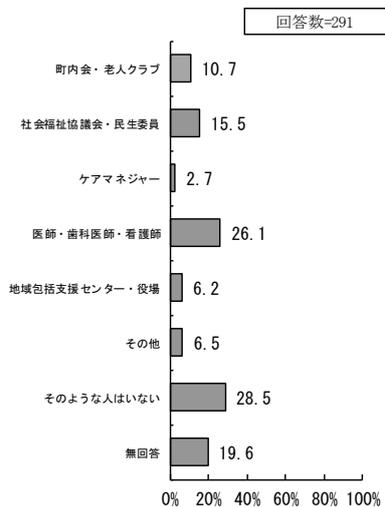
女



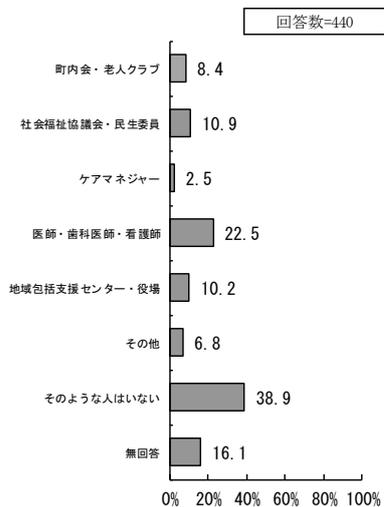
前期高齢者



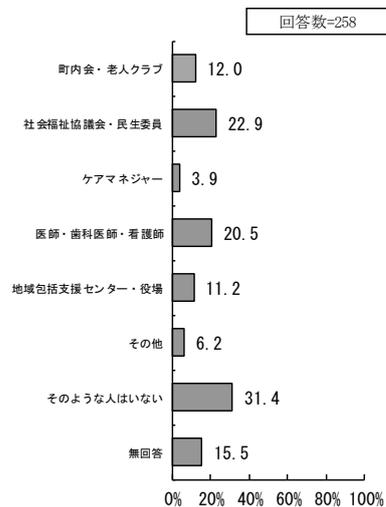
後期高齢者



藤崎地区



常盤地区



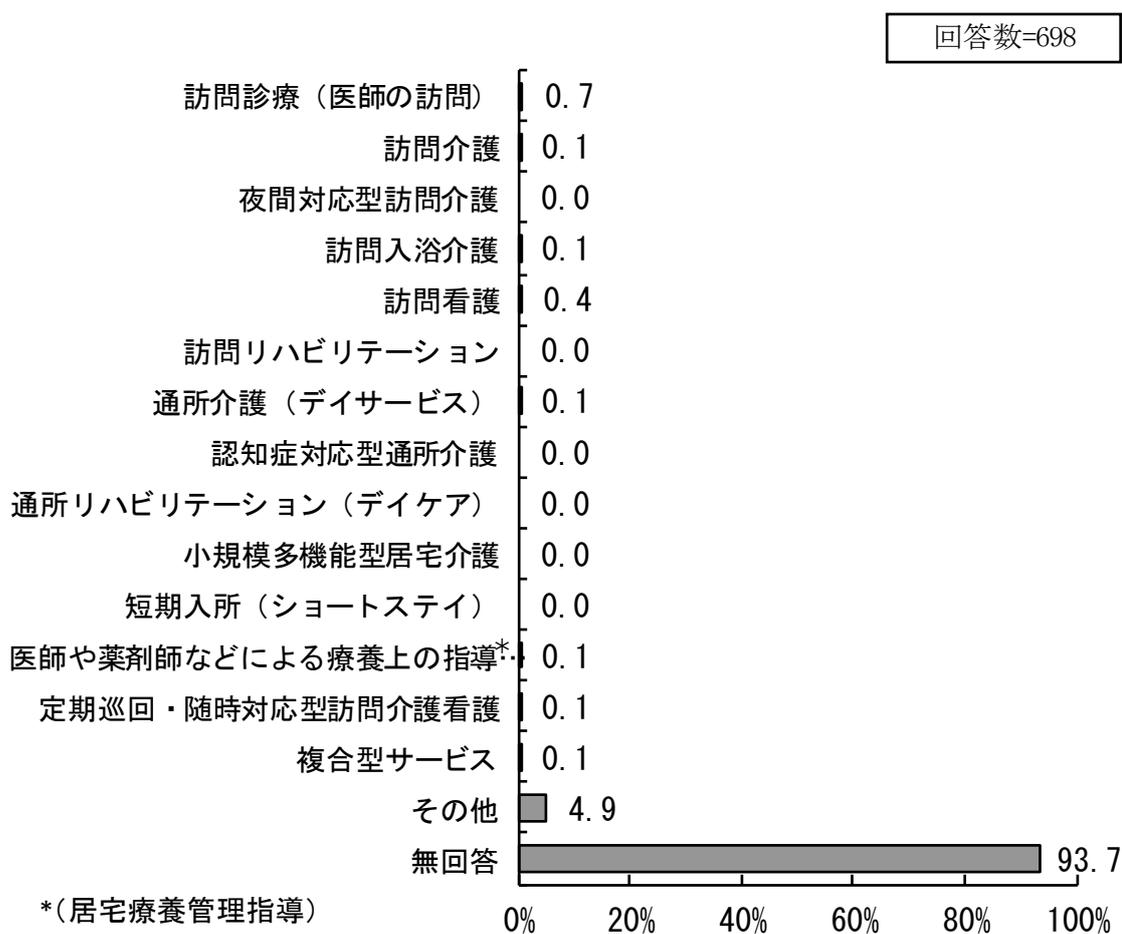
## (7) 利用している在宅サービス

### ○利用している在宅サービスの種類

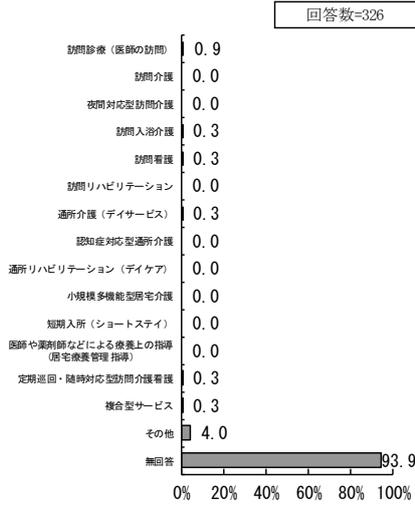
○在宅サービスを利用しているかは、「その他」4.9%、「訪問診療（医師の訪問）」0.7%となっています。また「無回答」が93.7%と9割以上を占めています。

○性別、年齢、地区別でも町全体と同様「無回答」が9割を超えています。

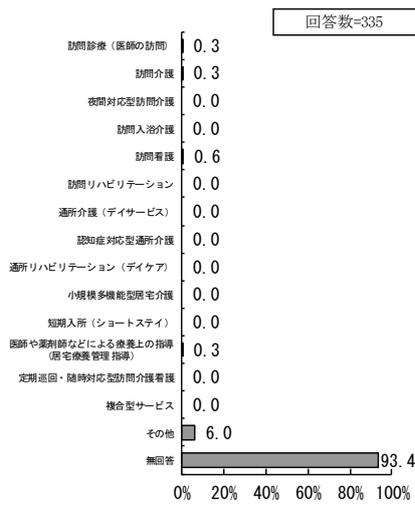
図表 サービス利用



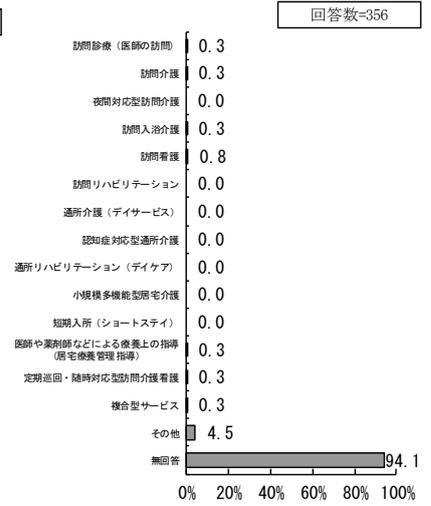
男



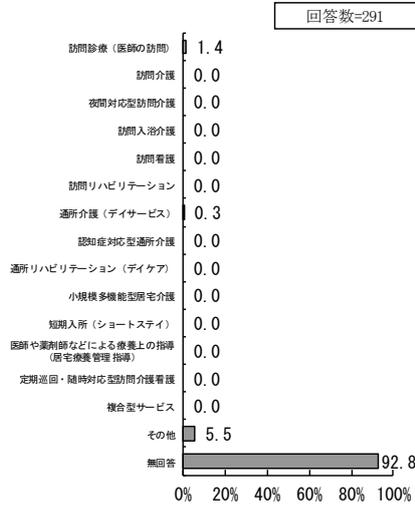
女



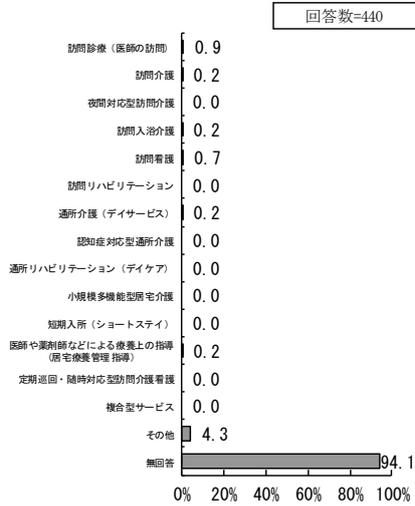
前期高齢者



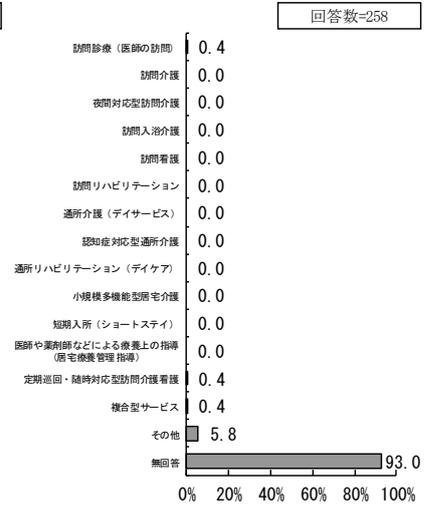
後期高齢者



藤崎地区



常盤地区





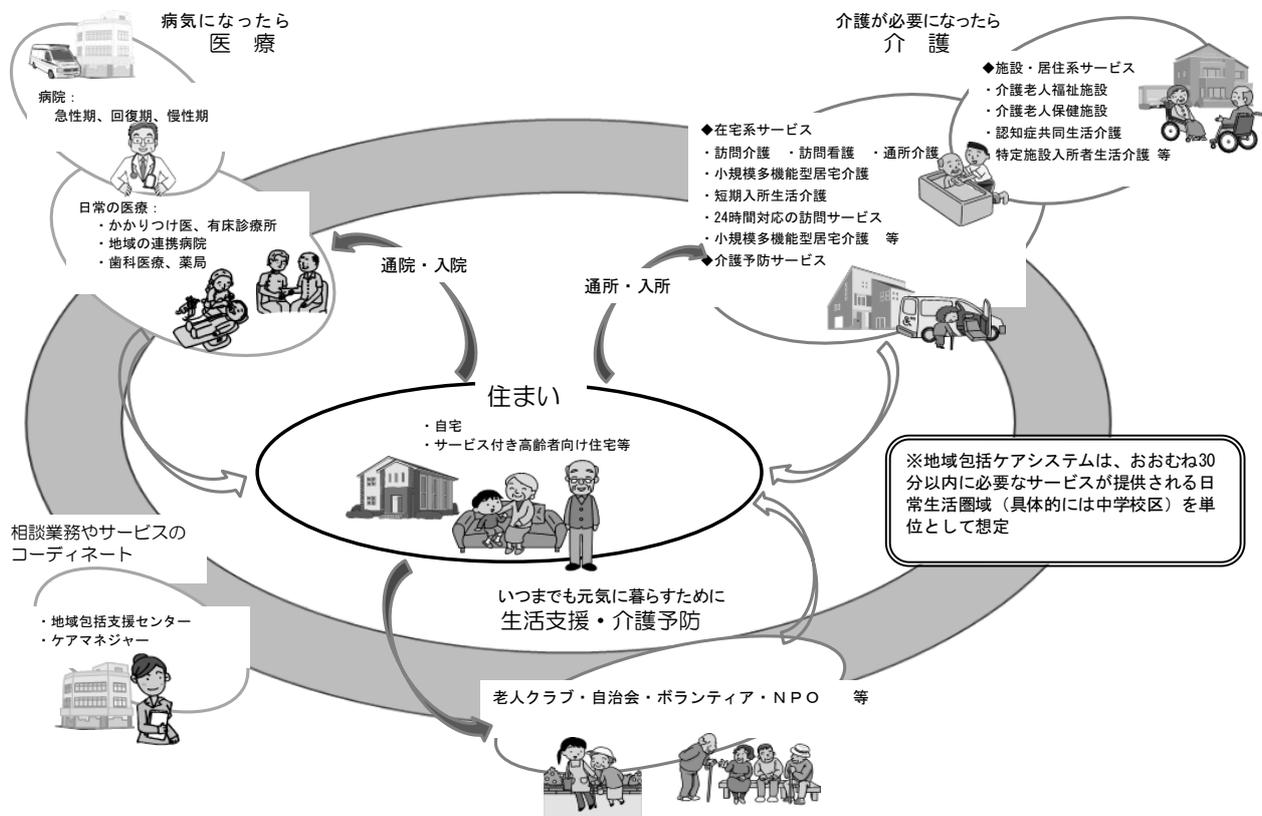
## 第5章 計画の課題



# 第5章 計画の課題

## 1 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

団塊の世代が75歳以上となる、平成37年（2025年）を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていけるよう、十分な介護サービスの確保だけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進していきます。



\*厚生労働省資料に基づき作成

地域包括ケアシステムの姿

## (1) 在宅医療・介護の連携推進

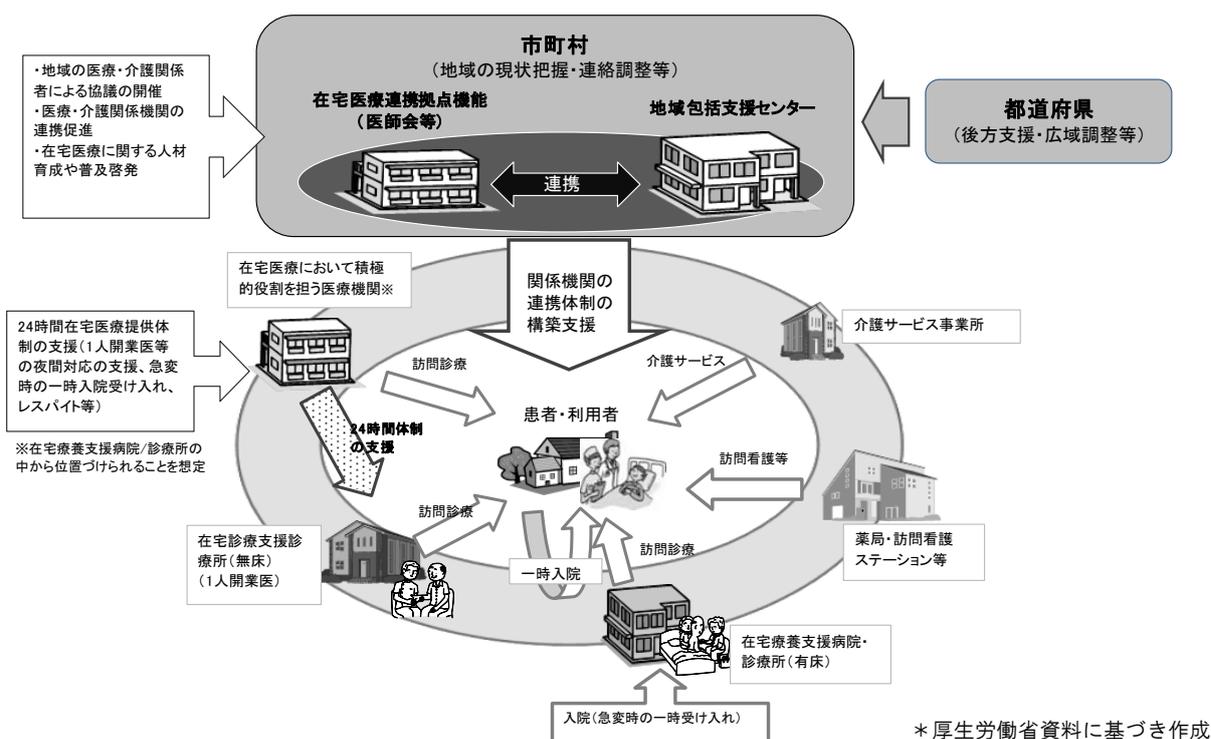
○疾病を抱えても、住み慣れた地域で療養しながら自分らしい生活を続けることができるためには、地域における在宅医療・介護の関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供することが必要です。在宅医療・介護連携事業が、介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、市町村が中心となって以下の取組を進めていくこととされています。

- ア 地域の医療・介護サービス資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- ウ 在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営
- エ 在宅医療・介護サービス情報の共有支援
- オ 在宅医療・介護関係者の研修
- カ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 二次医療圏内・関係市町村の連携

○これらを踏まえて実施する町としての在宅医療・介護連携の体制づくりとしては、地域包括支援センターを中心として、在宅医療・介護連携の拠点となり得る医療機関や介護サービス事業者との連携関係を構築します。また地域の医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備を推進します。

○退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、在宅医療・介護連携を推進するための体制の整備を図っていきます。

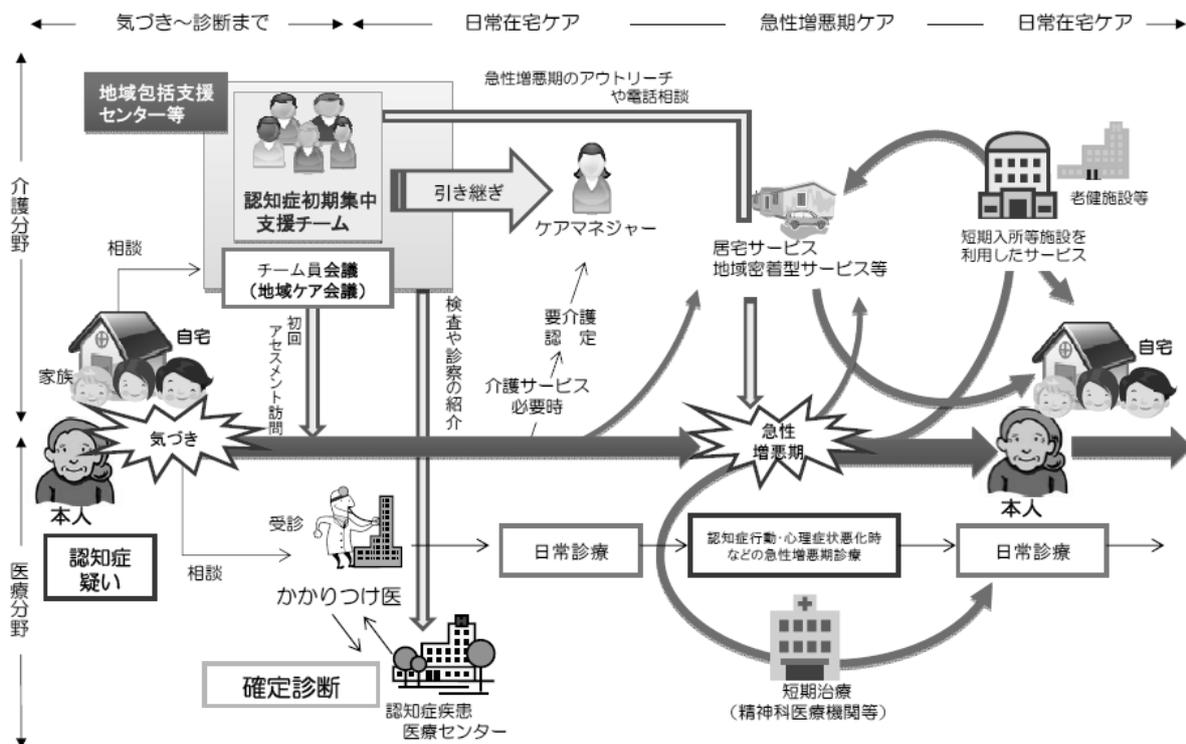
○医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーションの専門職等の医療関係職種と介護福祉士、介護支援専門員等の介護関係職種等、関係者間の連携を推進するとともに、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進します。



在宅医療・介護の連携推進の方向性イメージ

## (2) 認知症施策の推進

- 今後増加する認知症高齢者（若年性認知症含む）に適切に対応するため、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指します。
- 平成 26 年 6 月の介護保険法の改正により、認知症対策は介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、市町村が主体となって、各地域の実情を踏まえて取り組んでいくこととされました。
- また平成 25 年度を初年度として国が策定した「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」を踏まえ、保健・医療・福祉関係者が連携した包括的かつ継続的なケアの推進、認知症の早期発見・早期対応を図るための体制の整備、認知症に関する正しい知識の普及・啓発等の取組をさらに推進することが求められています。
- これらを踏まえ、これまでの「ケアの流れ」（認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの事後的な対応が主眼）を変え、「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く、標準的な認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を確立し、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めていきます。
- 認知症の人とその家族を支えていくために、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り、応援する認知症サポーターの養成に取り組みます。
- 地域において認知症の早期発見・早期対応のための連携体制が構築できるよう医療従事者・介護従事者に対し、研修会を通して認知症の対応力強化を図ります。

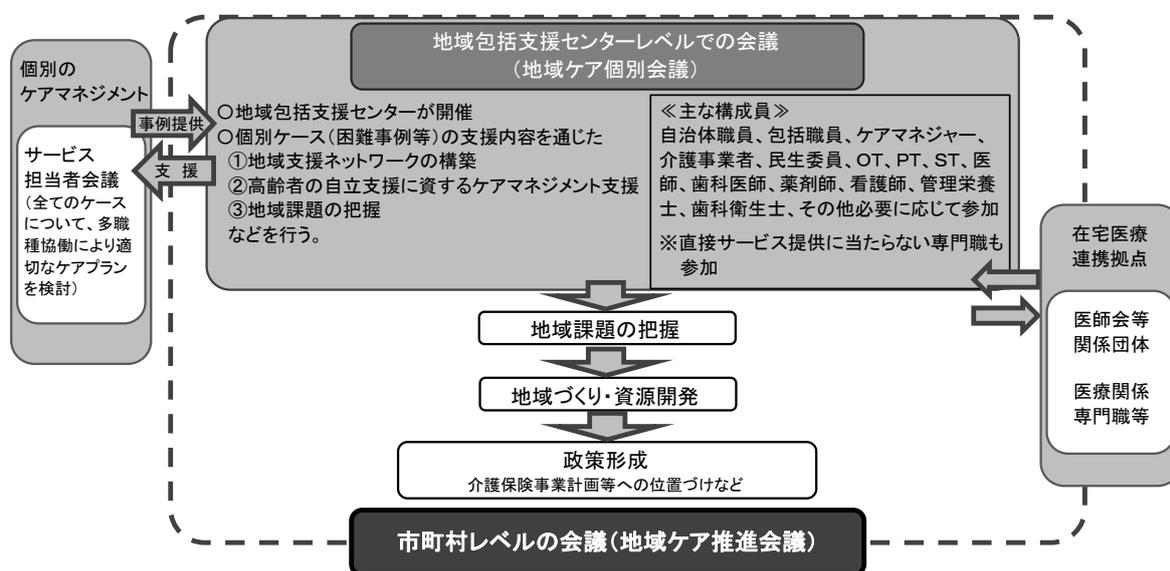


\*厚生労働省資料より引用

標準的な認知症ケアパスの概念図

### (3) 地域ケア会議の充実

- 「地域ケア会議」は、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、さらに取組を進めることが必要です。
- 個別事例の課題の解決を図るとともに分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、多職種連携・協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげる等、実効性あるものとして定着・普及させていきます。
- 介護保険法の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）において、市町村は介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くよう努めることが定まる予定です。

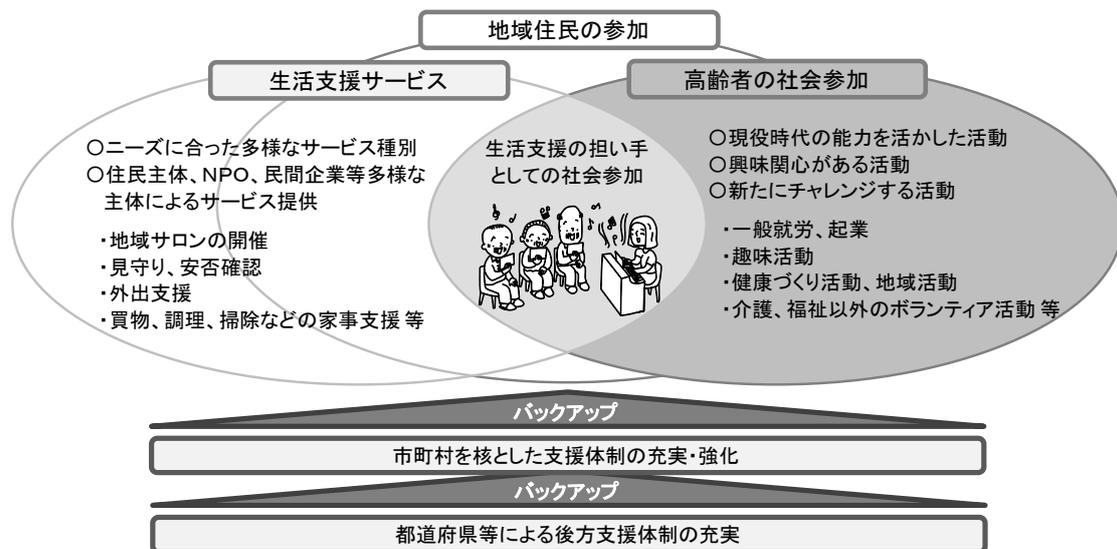


\*厚生労働省資料に基づき作成

地域ケア会議

#### (4) 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者、軽度（要介護1・2）の要介護者が増加し、生活支援の必要性が増加すると見込まれています。要支援者等が在宅での生活を継続していくためには、家の中の修理や掃除等日常的生活支援が必要であり、そのニーズに応えるためには、介護サービス事業者のみならず、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等、多様な事業主体が参加・連携し、多様な生活支援サービスを提供する体制づくりが必要となります。
- 制度改正により創設された「新しい総合事業」について、市町村は、平成27年度から平成29年度当初までの間に、「訪問介護」と「通所介護」を地域支援事業に移行することとなりました。これにより市町村は、地域における生活支援のニーズを踏まえ、サービスの担い手を確保し、サービス提供する体制づくりを進める必要があります。  
（藤崎町においては、平成28年度中に体制等を整備し、平成29年4月には完全移行する予定です。）
- 「生活支援サービスコーディネーター」の配置  
ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行います。
- 日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために、買物・調理・掃除等の家事支援や見守り・安否確認、外出支援、地域サロンの開催等多様な生活支援サービスを整備していきます。
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用等を通じて、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ることが必要です。
- 高齢者が社会参加し・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながります。高齢者も積極的に生活支援等の担い手となって、支援が必要な高齢者を支える社会を実現することや、地域に多様な「つどいの場」をつくることによる社会参加を促進していきます。

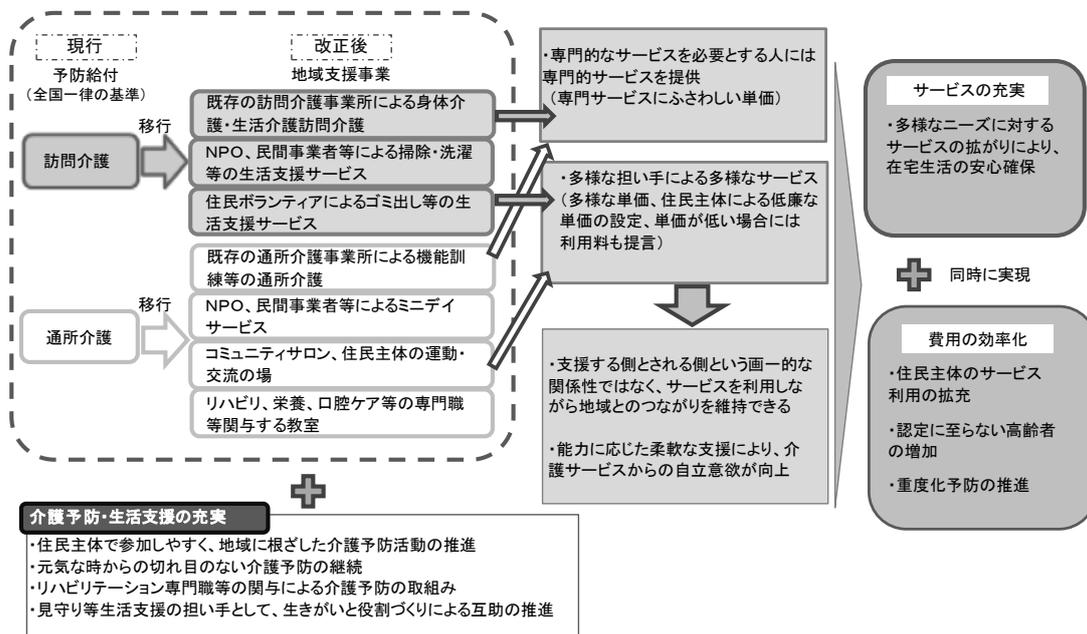


\* 厚生労働省資料に基づき作成

#### 生活支援サービスと高齢者の社会参加

## (5) 予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ平成 29 年度末までに移行します。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティア等地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していきます。
- 高齢者は支え手側に回ることもあります。



\*厚生労働省資料に基づき作成

### 予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

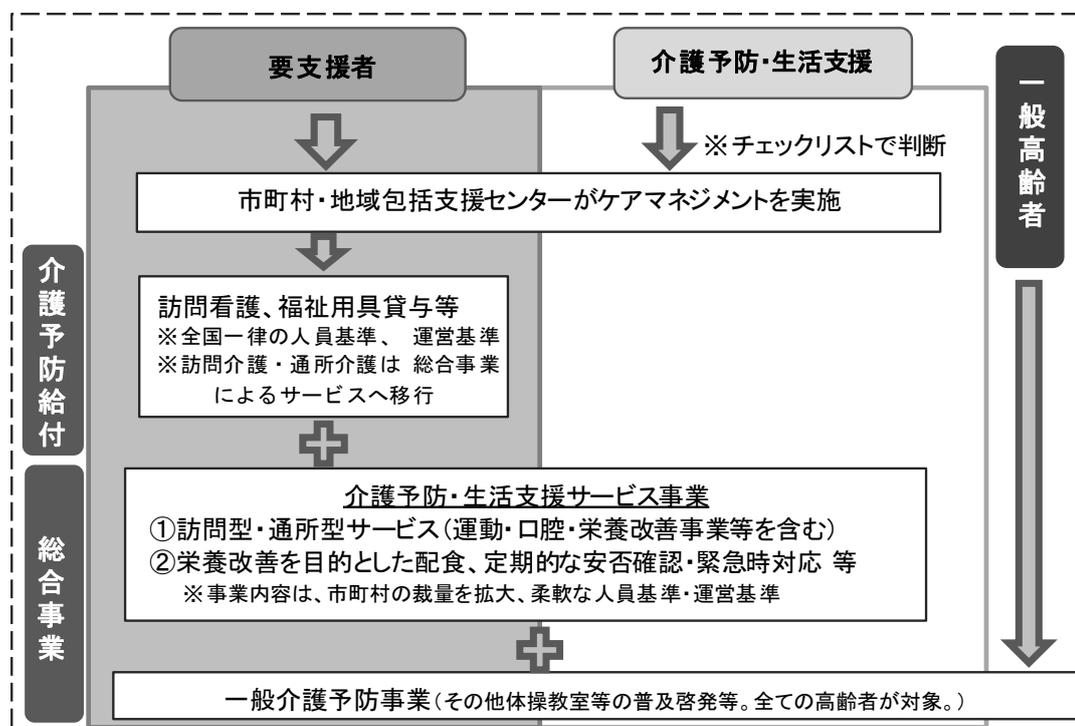
## (6) 高齢者の住まいの安定的な確保

- 持家や賃貸住宅の住宅改修支援を行います。
- 所得や資産が少ない等の生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、適切な生活支援体制の確保等に留意します。

## 2 介護サービスの効率化・重点化

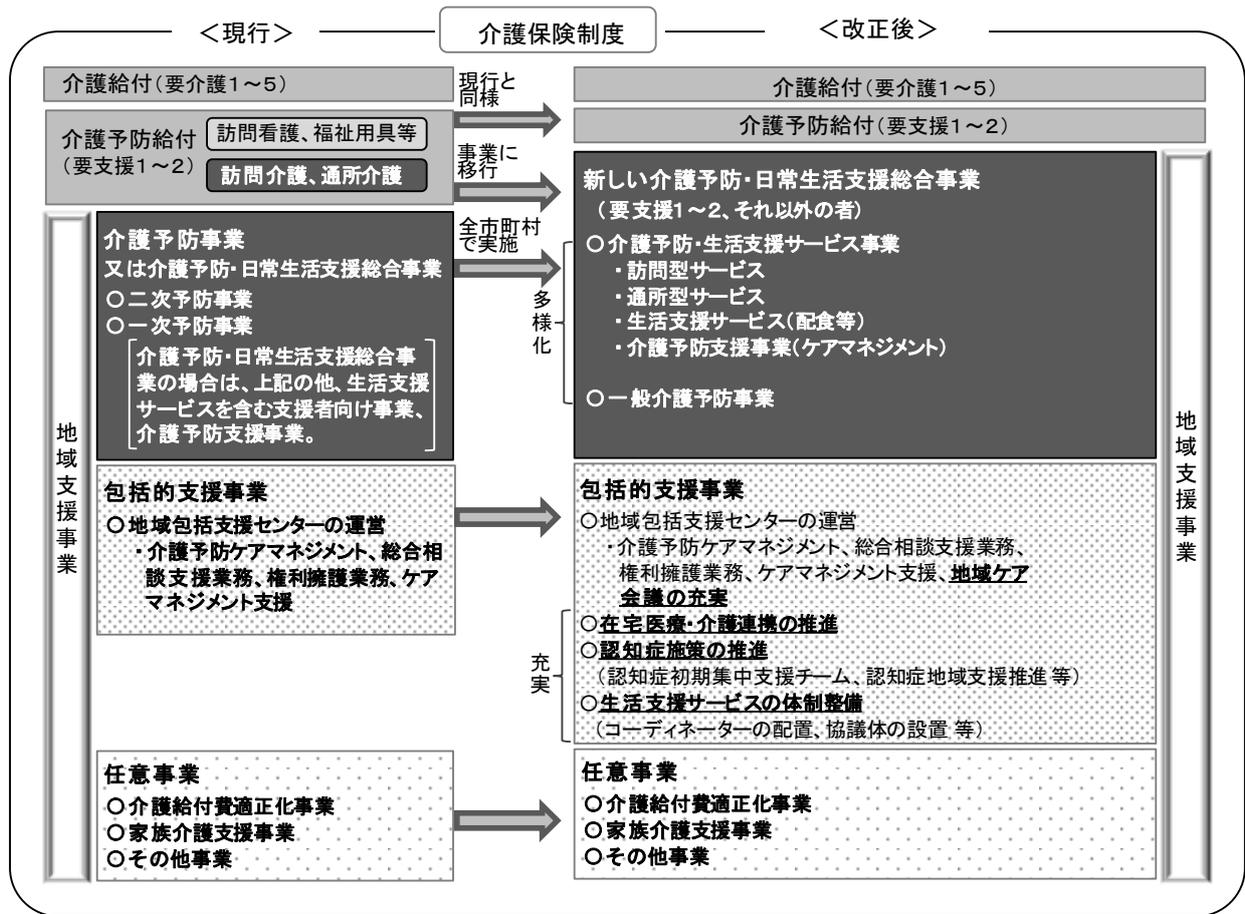
### (1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

- 介護保険制度の地域支援事業の枠組みとして、平成 24 年度に導入した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、平成 29 年 4 月までに、すべての保険者で要支援者に対する新しい総合事業を実施します。
- サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直します。
- 総合事業への移行により住民主体の地域づくりを推進し、住民主体のサービス利用を拡充させることで、効率的に事業を実施します。
- 機能が強化された新しい総合事業を利用することで、支援を必要とする高齢者が要支援認定を受けなくても地域で暮らせる社会を実現します。
- リハビリテーション専門職等が積極的に関与してケアマネジメントを機能強化し、重度化予防をこれまで以上に推進します。
- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）は、引き続き予防給付によるサービス提供を継続します。
- 地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと予防給付のサービス（要支援者）を組み合わせしていきます。



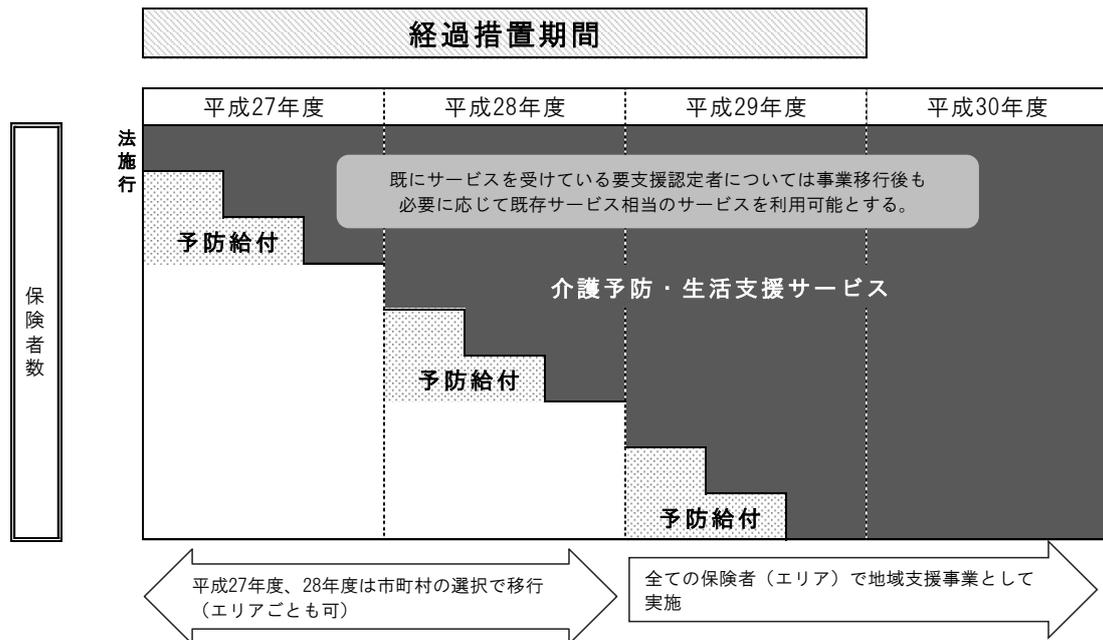
\*厚生労働省資料に基づき作成

総合事業の概要



\*厚生労働省資料に基づき作成

### 新しい地域支援事業の全体像



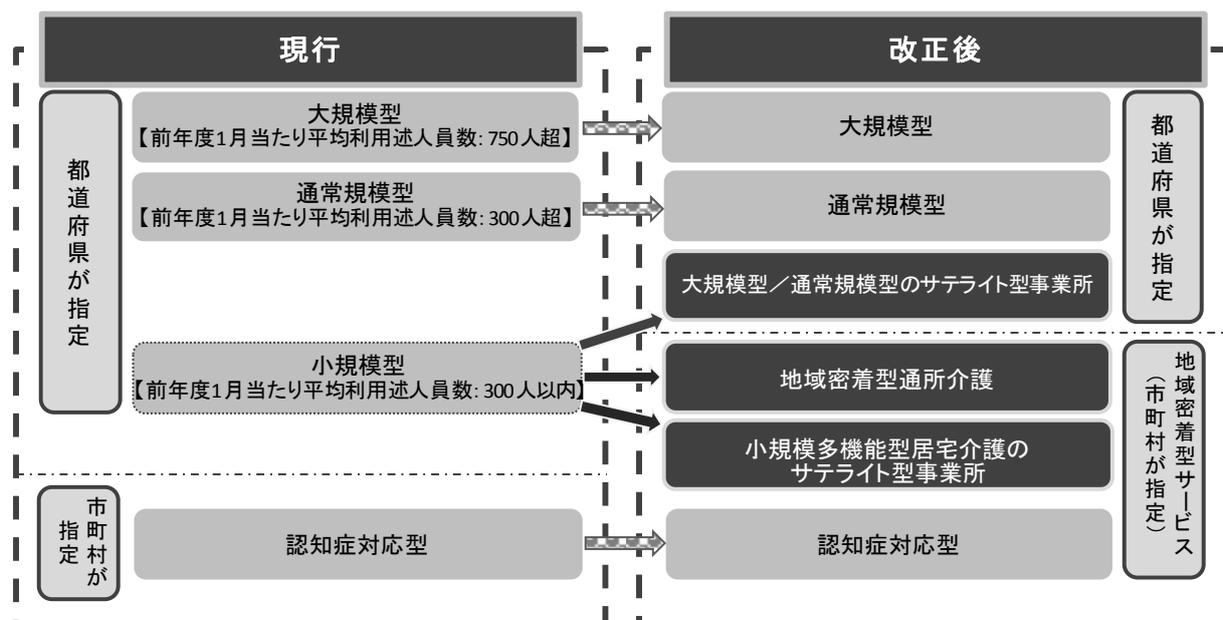
\*厚生労働省資料に基づき作成

### 予防給付から地域支援事業(介護予防・生活支援サービス)への移行スケジュール



### (3) 小規模型通所介護の移行と居宅介護支援事業者の指定権限の移譲

増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行します。



\* 厚生労働省資料に基づき作成

## 第6章 高齢者施策の将来ビジョン



# 第6章

## 高齢者施策の将来ビジョン

### 1 基本理念（めざす姿）

#### （基本理念）

### みんながいきいきと暮らせるまち

みんなが健康に暮らせるまちづくり  
みんなが支え合うまちづくり  
みんなが安心できるまちづくり

本計画では、第3期計画より、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年度（2015年）を踏まえた計画づくりが求められ、本町においても、新たな介護保険制度に対応し、より介護予防に重点を置いた施策・事業を、高齢者保健福祉施策と一体的に進めてきました。

そこで、第6期（本計画期間）においても、第3期計画における計画の基本理念である「地域ぐるみで支え合う健康と福祉のまち」を継承し、計画課題を踏まえながら、高齢者はもとより、すべての住民が安心して暮らし、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康の維持・増進や介護予防を目指した各方策に重点的に取り組むとともに、介護が必要となっても状態の維持改善への方策とあわせ、在宅で自立した生活を続けることができるよう介護保険サービスの推進に努めます。また、すべての人の個性が尊重され、人としての尊厳を持って心豊かに暮らすことのできるまちを実現するため、地域全体で互いに支え合うまちづくりを目指します。

また、本計画は、今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年度を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケア」の実現に向けて、「地域ぐるみで支え合う健康と福祉のまち」とともに、「一人ひとりがいきいきと健やかに暮らす地域づくり」、「ともに支え合う安心な地域づくり」を新たに目指します。

## 2 基本目標

計画課題を踏まえ、高齢者が住みなれた地域、家庭で、生涯にわたって尊厳を持ち、自分らしい暮らしを送れるよう、本計画期間に達成すべき目標を、地域全体で互いに支え合いの中で暮らす高齢者や住民の将来像として、次のように位置づけます。

### 1：健康づくりや介護予防に積極的に取り組む高齢者

#### [ 計画課題からの町の取り組み方針 ]

- 介護予防の円滑な実施に努めます。
- 認知症によって介護が必要となる高齢者をできるだけ抑えるために、早期発見・対応に努めるとともに、従来の施設中心の介護から、様々なサービスを利用して可能な限り在宅で暮らせるよう、いつでも相談に応じられる拠点の整備等、さらなる充実を図ります。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進にむけて、必要な人材を育成するとともに、支援の必要な高齢者が、尊厳のある暮らしができるよう努めます。
- 介護が必要になった高齢者には、住み慣れた地域で普段の生活実態からできるだけ離れることなく、介護サービスを利用していくために、地域包括支援センターが総合的な相談窓口として機能するよう体制づくりを進めます。
- 利用者が適切な介護サービスを選択することが可能となるよう、事業者への指導や支援を行う等、利用者の立場に立った介護保険サービスの提供に努めます。

高齢者一人ひとりが、介護予防の趣旨を理解して、主体的に取り組むことができるよう、疾病や介護予防に関する知識の普及啓発、認知症予防や権利擁護の浸透等、できる限り介護を必要としない高齢期を過ごすことを目指した介護予防活動に引き続き取り組みます。

#### [ 実現へむけての基本目標 ]

- 基本目標 1：介護予防・認知症予防対策の推進
- 基本目標 2：必要に応じた多様なサービス等の提供

## 2：健康に心がけながら、地域でいきいきと暮らす高齢者

### [ 計画課題からの町の取り組み方針 ]

- 日ごろから健康の維持・増進を図り、様々な生きがいに参加できるよう、健康推進への取り組みに努めます。
- 高齢者がいきいきと活動できるよう、高齢者の主体的な活動への支援や交流の場づくりを進めます。
- 団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、文化・スポーツ・地域活動を通じて、豊かで健康的な生活を維持できるよう、自己実現や地域社会への参加意欲を充足できるような地域づくりに取り組みます。

高齢期のみならず、40歳代や50歳代を含めた世代を豊富な経験と能力を持つ、地域の“人財”と位置づけ、高齢期の前から積極的に地域の一員として活動するよう働きかけ、地域や社会の様々な場面で活躍できるような環境づくりに取り組みます。

### [ 実現へむけての基本目標 ]

- 基本目標3：正しい生活習慣と健康づくりの推進
- 基本目標4：生きがいのある地域づくり

### 3：ともに支え合い、安心感のある地域社会づくり

#### [ 計画課題からの町の取り組み方針 ]

- 一人暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住環境や公共施設のバリアフリー化等、人にやさしい住まいやまちづくりへの取り組みに努めます。
- 高齢化に伴い、自動車等の移動手段を持たない住民が、地域の交流機会や医療・購買機会を失うことのないよう、持続可能な公共交通の確保にむけて、生活利便性、保健福祉の向上の両面から、総合的に検討します。
- 地域における様々な活動団体や福祉資源との連携を図り、安全・安心な暮らしを実感できる施策を推進していくため、今後も継続して地域福祉のネットワークづくりに取り組んでいきます。

一人暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で自立した暮らしを送れるよう、在宅生活の支援に取り組めます。さらに、高齢者にとっての安全な生活環境づくりを目指して、地域や関係機関と協力して交通環境、防災、防犯、交通安全等、安心して暮らすことのできる安全な地域づくりに取り組めます。

#### [ 実現へむけての基本目標 ]

基本目標5：地域で支え合う福祉のまちづくり

基本目標6：安心して暮らせる環境づくり

### 3 施策体系

施策の方向	主要施策	事業	
基本目標1 介護予防・認知症予防対策の推進 1-1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施	(1) 介護予防の普及啓発	①介護予防普及啓発事業	
	(2) 一般介護予防事業	①介護予防教室 ②地域介護予防活動支援事業	①運動器の機能向上事業 (健康あつぷ教室)
			②認知症予防事業(脳トレ教室)
	(2) 一般介護予防事業	①介護予防に関するボランティア等の人材の育成・支援 ②介護予防に資する地域活動組織の育成・支援 ③介護予防サポーター、ボランティアの育成・活用	③閉じこもり、うつ予防支援事業 (げんき教室)
			①介護予防に関するボランティア等の人材の育成・支援
			②介護予防に資する地域活動組織の育成・支援
	(3) 訪問型介護予防事業		
	(4) 通所型介護予防事業	①通所介護(デイサービス)	
	(5) 生活支援サービス	町内の既存施設等を活用した配食見守りサービス	
	(6) 新しい包括的支援事業		
(7) 任意事業			
1-2 認知症施策の推進	(1) 認知症への理解・地域支援体制の整備	①介護予防普及啓発事業(認知症予防)	
		②家族介護教室	
		③住民への周知	
		④認知症サポーターの育成・活用	
		⑤認知症地域支援推進員の設置	
	(2) 認知症高齢者支援	①認知症予防教室	
		②認知症ケアパスの作成	
		③認知症対応型通所介護(介護保険)	
		④認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護保険)	
		⑤介護予防認知症対応型通所介護(介護保険)	
		⑥介護予防認知症対応型共同生活介護(介護保険)	
	(3) 権利擁護の周知・推進	①成年後見制度	
		②日常生活自立支援事業	
③市民後見人の育成・活用			
(4) 虐待等防止対策	①虐待等防止協議会		

	施策の方向	主要施策	事業
基本目標2 必要に応じたサービス等の提供	2-1 地域ケア体制の整備 (生活支援サービスの基盤整備)	(1) 多様な相談支援	①実態把握 (基本チェックリスト) ②困難事例への対応
		(2) 地域ネットワークの構築	①地域の社会資源やニーズの把握 ②地域におけるネットワークの構築 ③地域住民への啓発活動
		(3) 新しい包括的支援事業 (包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築)	①在宅医療・介護連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関との連携体制づくり</li> <li>②医療機関との連携体制づくり</li> <li>③地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくり</li> <li>④サービス担当者会議開催支援</li> <li>⑤入院(所)・退院(所)時の連携</li> </ul> ②地域ケア会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口</li> <li>②支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応</li> <li>③個別事例に対するサービス担当者会議開催支援</li> <li>④質の向上のための研修</li> <li>⑤ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導</li> <li>⑥介護支援専門員同士のネットワーク構築</li> <li>⑦介護支援専門員に対する情報支援</li> <li>⑧ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修等の働きかけ</li> </ul> ③介護支援専門員に対する個別支援
		(4) 地域包括支援センターの機能強化	

施策の方向	主要施策	事業
2-2 介護保険制度についての周知		
基本目標2 必要に応じたサービス等の提供  2-3 介護保険によるサービスの提供	(1) 介護サービス	①訪問入浴介護 ②訪問看護 ③訪問リハビリテーション ④居宅療養管理指導 ⑤短期入所生活介護（ショートステイ） ⑥短期入所療養介護（ショートステイ） ⑦特定施設入居者生活介護 ⑧福祉用具貸与 ⑨特定福祉用具販売 ⑩住宅改修 ⑪居宅介護支援
	(2) 介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防短期入所生活介護 ⑥介護予防短期入所療養介護 ⑦介護予防特定施設入居者生活介護 ⑧介護予防福祉用具貸与 ⑨特定介護予防福祉用具販売 ⑩住宅改修 ⑪介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)
	(3) 施設サービス	①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設
	2-4 地域密着型サービスの提供	①認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ②小規模多機能型居宅介護 ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④看護小規模多機能型居宅介護 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑦介護予防小規模多機能型居宅介護

	施策の方向	主要施策	事業			
基本目標2 必要に応じたサービス等の提供	2-5 自立生活への福祉サービス・生活支援の実施	(1) 自立支援・在宅支援サービスの提供	①高齢者支援対策事業 ②日常生活用具給付事業			
		(2) 家族介護者への支援	①家族介護者交流事業			
			②家族介護教室			
			③家族介護用品支給事業			
			④家族介護慰労金支給事業			
			⑤心配ごと相談事業			
基本目標3 正しい生活習慣と健康づくりの推進	3-1 高齢期からの生活習慣の定着化	(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施	①健康手帳の交付 ②健康診査			
		(2) 保健事業の推進	③健康教育 ④健康相談 ⑤訪問指導			
			3-2 高齢期における健康づくりの推進	(1) 健康づくり活動の推進	①自主グループの育成 ②指導者等の養成 ③地域施設の活用	
				4-1 学習・交流機会による生きがいづくり	(1) 生涯学習機会の充実	①生涯学習等に関する情報提供 ②趣味の教室
					(2) 社会参加の推進	①社会参加のきっかけづくり ②世代間交流の推進 ③一人暮らし高齢者昼食会事業 ④閉じこもり、うつ予防支援事業（げんき教室） ⑤いきいきふれあいサロン
	4-2 地域活動・就労による社会参加の実現	(1) 就労機会の創出	①シルバー人材センター			
基本目標5 地域で支え合う福祉のまちづくり		5-1 地域での支え合いネットワークの構築	(1) 地域における支え合い意識の醸成	①福祉意識の醸成 ②民生委員やボランティアの活用による安否確認・支援		
	(2) 住民参加による地域福祉の推進		①地域コミュニティ形成に向けた支援			
	5-2 ボランティアの育成	(1) ボランティアの育成支援	①人材の育成 ②福祉教育の推進 ③ボランティア等各種住民活動の推進 ④ボランティア連絡協議会			

	施策の方向	主要施策	事業	
基本目標6 安心して暮らせる環境づくり	6-1 暮らしやすい住まいへの対応	(1) 高齢者にやさしいまちづくりの推進		
		(2) 住環境の整備	①住宅改修支援事業 ②住宅改修（介護保険）	
	6-2 安全・安心な地域づくりの推進	(1) 安全・安心な地域づくりの推進	①軽度生活援助事業	
			②緊急通報体制等整備事業 「福祉安心電話設置事業」	
			③民生委員やボランティアの活用による安否確認・支援	
	④消費者被害の防止	①専門職（団体）や機関との連携強化による消費者被害情報の把握 ②地域の民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への消費者被害情報の伝達と連携 ③消費者被害にあっていない事例を把握した場合の町や関係機関との連携		
	(2) 災害時等の支援対策			
基本目標7 円滑な制度運営のための方策	7-1 円滑な制度運営のための体制整備	(1) ケアマネジメント機能の強化		
		(2) 介護予防事業の積極的な推進		
	7-2 利用者への配慮	(1) 介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進		
		(2) 保険料負担への配慮		
	7-3 保険者としての町の支援体制	(1) サービスの質の向上		
		(2) 公平・中立な要介護認定の推進		
		(3) 関係施策・事業との連携		
(4) 介護保険サービス事業所との連携		①困難事例等に対する相談体制の整備		
		②地域内研修会の実施		
	③ケアプラン作成指導等			
	④ケアマネジャーへの研修等に関する情報提供			
	⑤指導監査の実施			
	⑥介護サービスに関する第三者評価や情報提供の充実			



## 第7章 高齢者福祉施策の推進



# 第7章

## 高齢者福祉施策の推進

### 1 介護予防・認知症予防対策の推進

自立した生活や様々な活動を継続していくためには、健康であることが必要です。

加齢による衰えを防ぐための体力づくりや、かかりつけ医に相談しながら、病気の予防・早期発見・治療に努めていくことが大切であることから、生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるような支援を展開します。

団塊の世代が高齢者となり、さらなる高齢化社会の進展が見込まれていることから、認知症施策の推進は、国全体で取り組む国家戦略として位置づけられました。今後高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、中立、公正で真に必要とされる効果的なサービスを提供できるよう介護保険事業者、医療機関、地域包括支援センター及び町が連携して医療・介護連携の推進を図ります。

#### 1-1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施【新規事業】

##### 1. 基本方針（施策の目的）

介護保険の「要支援」と「非該当（自立）」を行き来するような高齢者の状態に応じて、介護予防、生活支援、権利擁護、社会参加を含めて総合的なサービスを提供します。

町及び地域包括支援センターでは、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、どのような支援を受ければよいか理解できるよう認知症ケアパスを作成し、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制を構築します。

そして、生活支援の充実、高齢者の社会参加、支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を実施します。

要支援者の多様なニーズを踏まえるだけでなく、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みを構築します。さらには生活支援コーディネーターの配置、協議体等を設置し地域の支え合い体制づくりを推進します。

広報や活動を通じて介護予防への理解を促し、参加者の増加に努めるとともに、身近な地域での交流や活動を通じて、閉じこもりの防止と心身の状態に応じた適切な支援プログラムを提供し、要介護状態の発生予防を目的とした介護予防を推進します。

また、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を送ることができるよう、地域支援事業を実施します。

## 2. 施策での取組

### (1) 介護予防の普及啓発 【現状維持】

---

[ 事業の実施概要・今後の取組み ]

介護予防の必要な対象者の把握を十分に行うために、高齢者が多く集まる場所でのチェックリストの実施等、広報やパンフレット等を活用し、普及啓発に取り組みました。

また、介護予防対象者の実態把握、介護予防教室の検証、周知を図り、参加率の向上に努めました。

今後も広報やパンフレット等を活用し、普及啓発に取り組むとともに、介護予防対象者の実態把握に努めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①介護予防普及啓発事業	社会福祉協議会が開催する、いきいきふれあいサロンにおいて、介護予防に関する知識の普及啓発活動を行います。

### (2) 一般介護予防事業 【現状維持】

---

[ 事業の実施概要・今後の取組み ]

要介護・要支援に移行するリスクの高い高齢者の把握のため、引き続き基本チェックリスト（生活機能評価）結果から対象者を選定し、要介護状態の予防を目的とした介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう、地域支援事業を実施します。

すべての高齢者やその支援にかかわる方を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発、地域における自主的な介護予防活動の支援を目的とする事業を行い、健康寿命の延伸を目指します。

一般介護予防事業では、従来から実施している健康あつぷ教室、げんき教室（閉じこもり・うつ予防）、脳トレ教室を開催し、要介護状態となることの予防を推進します。

そして、未認定の高齢者全員へ基本チェックリストの回答を依頼し、生活機能が低下している方へ、介護予防事業に関するお知らせを送付し、該当者へ筋力あつぷ教室を開催し、運動器の機能低下を予防します。

事業名		事業の実施概要・今後の取組
① 介護予防教室	① 運動器の機能向上事業 (健康あつぷ教室)	筋力維持、転倒防止を図る観点から、有酸素運動、筋力トレーニング等を実施します。
	② 認知症予防事業(脳トレ教室)	読み書き計算の学習、コミュニケーション等を実施し、脳機能を活性化させ認知症の予防を図ります。
	③ 閉じこもり、うつ予防支援事業(げんき教室)	家に閉じこもらず、生きがいを持って生活を送るための支援として、手工芸、調理、レクリエーション等を実施します。

事業名		事業の実施概要・今後の取組
② 地域介護予防活動支援事業	① 介護予防に関するボランティア等の人材の育成・支援	介護予防に関するボランティア等の人材の育成・支援
	② 介護予防に資する地域活動組織の育成・支援	介護予防に資する地域活動組織の育成・支援
	③ 介護予防サポーター、ボランティアの育成・活用	地域で自主的に介護予防活動を行おうとする人や、町の介護予防事業にボランティアとして参加したい人等、高齢者を主な対象者として、介護予防に関する知識や技術を身に付ける研修を行い、人材の育成・活用を行います。

### (3) 訪問型サービス 【現状維持】

事業名		事業の実施概要・今後の取組
① 訪問介護 (ホームヘルプサービス)		現行どおり、ホームヘルパーによる食事や洗濯、掃除、身の回りの世話、買物、通院介助、その他必要な家事・介護サービスを行います。
② 介護予防訪問介護		利用者が主体的に行う調理・洗濯等に対する支援を訪問介護員が居宅で行います。 平成 29 年度より新しい介護予防・日常生活支援総合事業導入に伴い、要支援 1・2 及び二次予防事業対象者を対象とした事業に移行し、これまでの予防の通所サービス、訪問サービスと組み合わせて実施し、支援を必要とする高齢者の ADL・IADL の向上、生活課題目標の達成、社会参加意欲の向上を目指します。
③ 夜間対応型訪問介護		夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組合せ、包括的にサービス提供を行います。
④ 訪問型介護予防アセスメント事業		二次予防対象者の中でも、通所型介護予防事業に参加できない閉じこもりや認知症、うつ等の恐れがある者に対し、以下の事業を行います。 ① アセスメント ② 状態に適したサービスへの参加呼びかけ等 ③ 事後のアセスメント 平成 29 年度より新しい介護予防・日常生活支援総合事業導入に伴い、要支援 1・2 及び二次予防事業対象者を対象とした事業に移行し、これまでの予防の通所サービス、訪問サービスと組み合わせて実施し、支援を必要とする高齢者の ADL・IADL の向上、生活課題目標の達成、社会参加意欲の向上を目指します。

#### (4) 通所型サービス 【 縮小 】

事業名		事業の実施概要・今後の取組
通所型介護予防事業	運動器の機能向上事業 (筋力あっぷ教室)	転倒骨折の予防及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチや有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施します。 平成29年度より新しい介護予防・日常生活支援総合事業導入に伴い、要支援1・2及び二次予防事業対象者を対象とした事業に移行し、これまでの予防の通所サービス、訪問サービスと組み合わせて実施し、支援を必要とする高齢者のADL・IADLの向上、生活課題目標の達成、社会参加意欲の向上を目指します。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①通所介護（デイサービス）	現行どおり、デイサービスセンター等に通い、健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションを提供します。
②通所リハビリテーション（デイケア）	現行どおり、主治医が認めた者に対し、介護老人保健施設や医療機関等に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを提供します。
③介護予防通所介護	日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を短期集中的に通所施設で行います。
④介護予防通所リハビリテーション	日常生活を想定し、運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行います。
⑤認知症対応型通所介護	認知症で様々な心身の機能が低下した状態にある方について、日常生活上の世話及び機能訓練を通所施設で行います。
⑥介護予防認知症対応型通所介護	軽度の認知症で寝たきりの状態にある方について、日常生活を想定しつつ、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、通所施設で行います。

#### (5) 生活支援サービス【 現状維持 】

##### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

事業対象となる利用者像とサービス提供体制を検討した上で、必要に応じて、計画期間中に介護予防・日常生活支援総合事業を実施するよう努めます。

本町においては、高齢者の生活支援として、一人暮らしの方等の安否確認を行うとともに、町内の既存施設等を活用した、ボランティア等による配食見守りサービスを実施します。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
町内の既存施設等を活用した配食見守りサービス	町内の既存施設等を活用し、高齢者の生活支援サービスの取組として、ボランティア等により配食時に安否確認を行い、健康で自立した生活を支援します。

## (6) 新しい包括的支援事業【現状維持】

---

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

地域包括支援センターが主体になって、高齢者やその家族への相談や支援、権利擁護、ケアマネジャーへの支援等を行います。

## (7) 任意事業【現状維持】

---

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう町独自の事業を行います。

### 1-2 認知症施策の推進

#### 1. 基本方針（施策の目的）

住み慣れた地域や家庭で、認知症高齢者が自分らしさを保ちながら、家族とともに安心して生活をするために、認知症について、地域や家族が正しく理解し、地域全体で高齢者の人権を守り、支援する体制づくりを推進します。

また、高齢者やその家族、サービス提供事業者等の高齢者虐待に対する問題意識を高め、関係機関との連携した体制が図れるよう、高齢者虐待防止対策を推進します。

そのほか、高齢者が認知症等によって、自らの判断能力が低下するような状態に陥った場合にも、不利益を負うことがないよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及、推進に努めるとともに、市民後見人の育成・活用を進めます。

#### 2. 施策での取組

##### (1) 認知症への理解・地域支援体制の整備 【拡大】

---

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

認知症高齢者等や同居家族が、地域で安心して生活することができるよう、認知症に対する偏見をなくすための啓発活動を進めるとともに、地域全体で認知症の人やその家族を支援するネットワークを構築する等、認知症対策の総合的・継続的な支援体制の整備に努めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①介護予防普及啓発事業 (認知症予防)	社会福祉協議会が開催する、いきいきふれあいサロン等において、認知症予防の普及啓発活動を行います。
②家族介護教室	高齢者を介護している家族等を対象に、認知症に関する正しい理解と上手な対応に役立つ情報提供、介護者の休養や健康管理に役立つ社会資源等の活用について情報提供を行います。
③住民への周知	広報やパンフレット等を活用し、認知症に関する知識の普及啓発を図ります。
④認知症サポーターの育成・活用	認知症サポーターを育成し、地域に認知症への理解を深める活動を展開します。
⑤認知症地域支援推進員の設置	<b>【新規事業】</b> 地域の実情に応じた認知症施策の企画調整のため、認知症地域支援推進員の設置を展開します。

## (2) 認知症高齢者支援 【拡大】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢者を対象とした教室を実施するほか、要介護（要支援）認定者については、介護保険による各種サービスを提供します。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①認知症予防教室	高齢者の認知症を初期段階でくい止め、要介護状態になることを予防します。
②認知症ケアパスの作成	<b>【新規事業】</b> 認知症の人やその家族が、早期から適切な診断や対応ができるよう、本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制を構築できるよう認知症ケアパスの作成をします。
③認知症対応型通所介護（介護保険）	認知症の方の心身機能の維持を図り、日常生活上の世話及び機能訓練を通所施設で行います。
④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護保険）	認知症の方の心身機能の維持をはかり、その共同生活を営むべき住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
⑤介護予防認知症対応型通所介護（介護保険）	軽度の認知症の状態にある方について、認知症予防のために日常生活を想定しつつ、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、通所施設で行います。
⑥介護予防認知症対応型共同生活介護（介護保険）	軽度の認知症の状態にある方について、認知症予防のために日常生活を想定し、筋力トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、期間を区切り集中的にグループホームで行います。

### (3) 権利擁護の周知・推進 【現状維持】

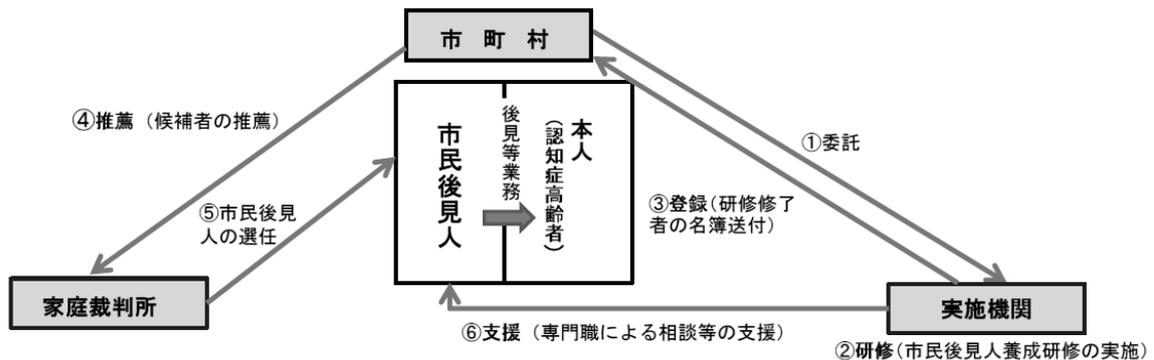
[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

認知症高齢者の増加に伴い、今後権利擁護の必要性が高まることが予測されるため、市民後見人の育成を進めるとともに、権利擁護に関するパンフレットの配布、関係者に対する研修会等により、制度の周知を行います。

また、権利擁護に関するマニュアルに基づき、多様な相談に応じられるよう専門機関との連携強化を図ります。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①成年後見制度	認知症等により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。
②日常生活自立支援事業	判断能力が不十分なため、日常生活に困っている住民に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行います。
③市民後見人の育成・活用	今後、親族等による成年後見の困難な方が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援等を中心に、成年後見の担い手として、市民後見人を育成し、その活用を図ること等によって権利擁護を推進します。

図表 市民後見人を活用した取組例



### (4) 虐待等防止対策 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

要介護者や要介護施設従事者等による高齢者虐待に対し、虐待等防止協議会を中心に、虐待等防止に向けた協議・検討を図り、虐待等防止対策を推進します。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①虐待等防止協議会	町及び関係団体・機関等が連携を図り、虐待等の防止及び早期発見並びに被害者及び家族への支援を目指し、協議会・ケース会議を開催します。

## 2 必要に応じたサービス等の提供

今後も住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が続けられるようにするためには、介護保険サービスのほか、地域の保健医療サービスや福祉サービス、ボランティアや民間団体によるサービスを包括的なマネジメントのもとで、地域でともに支え合っていくしくみの強化を図り、高齢者を地域全体で支える取組を推進します。

また、地域ケアのさらなる推進に向けて、地域包括支援センターとの調和を図り、専門性の高い、多様なサービス提供に努め、本町の高齢者が地域でいつまでも暮らし続けていくために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する体制の強化を図ります。

### 2-1 地域ケア体制の整備（生活支援サービスの基盤整備）

#### 1. 基本方針（施策の目的）

地域における高齢者の様々な課題に対応するために、地域包括支援センターにおける総合的な相談支援と既存の地域活動や関係機関と連携し、高齢者一人ひとりの状況に応じた保健・医療・福祉等、必要なサービスの提供や地域ぐるみによる支え合いとなるよう、継続的な地域ケア体制の確立を目指します。

#### 2. 施策での取組

##### (1) 多様な相談支援 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

地域に住む高齢者の様々な相談を受け止め、適切な機関や制度、サービス等につなぎ、継続的にフォローアップしていくことにより、地域包括ケアへの「入り口」として充実を図ります。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①実態把握（基本チェックリスト）	総合相談支援等を適切に行い、町全体の介護予防・健康づくりを推進するため、地域の高齢者における心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行います。
②困難事例への対応	高齢者やその家庭に重層的な課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等、解決困難と思われる場合において、地域包括支援センターの各専門職等と連携し、その解決を図ります。

## (2) 地域ネットワークの構築【現状維持】

### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者の総合相談へとつなげるとともに、適切な支援・継続的な見守り等により、さらなる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワーク構築に向け次の業務等の推進を検討していきます。

実態把握を行い、支援を必要とする高齢者の総合相談へとつなげるとともに、その高齢者を見守る関係者等の関わりを深める活動をします。

また、権利擁護制度等の意識啓発や支援体制の充実に向け取り組みます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①地域の社会資源やニーズの把握	地域の社会資源やニーズの把握に努め、地域の生活支援ニーズや社会的孤立の防止をします。
②地域におけるネットワークの構築	地域における住民参加の可能なネットワークの構築を図ります。
③地域住民への啓発活動	地域住民へ地域包括ケアシステムの必要性を発信する啓発活動を行います。

### (3) 新しい包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築）

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

地域包括ケアシステムの充実を図り、保健・医療・福祉の連携や地域の人々の支援について、継続性のあるマネジメント体制の確立を目指します。

また、地域包括支援センターでの地域の高齢者の総合的な相談や権利擁護に関する相談・助言、介護予防ケアマネジメント等により、体制整備を図ります。

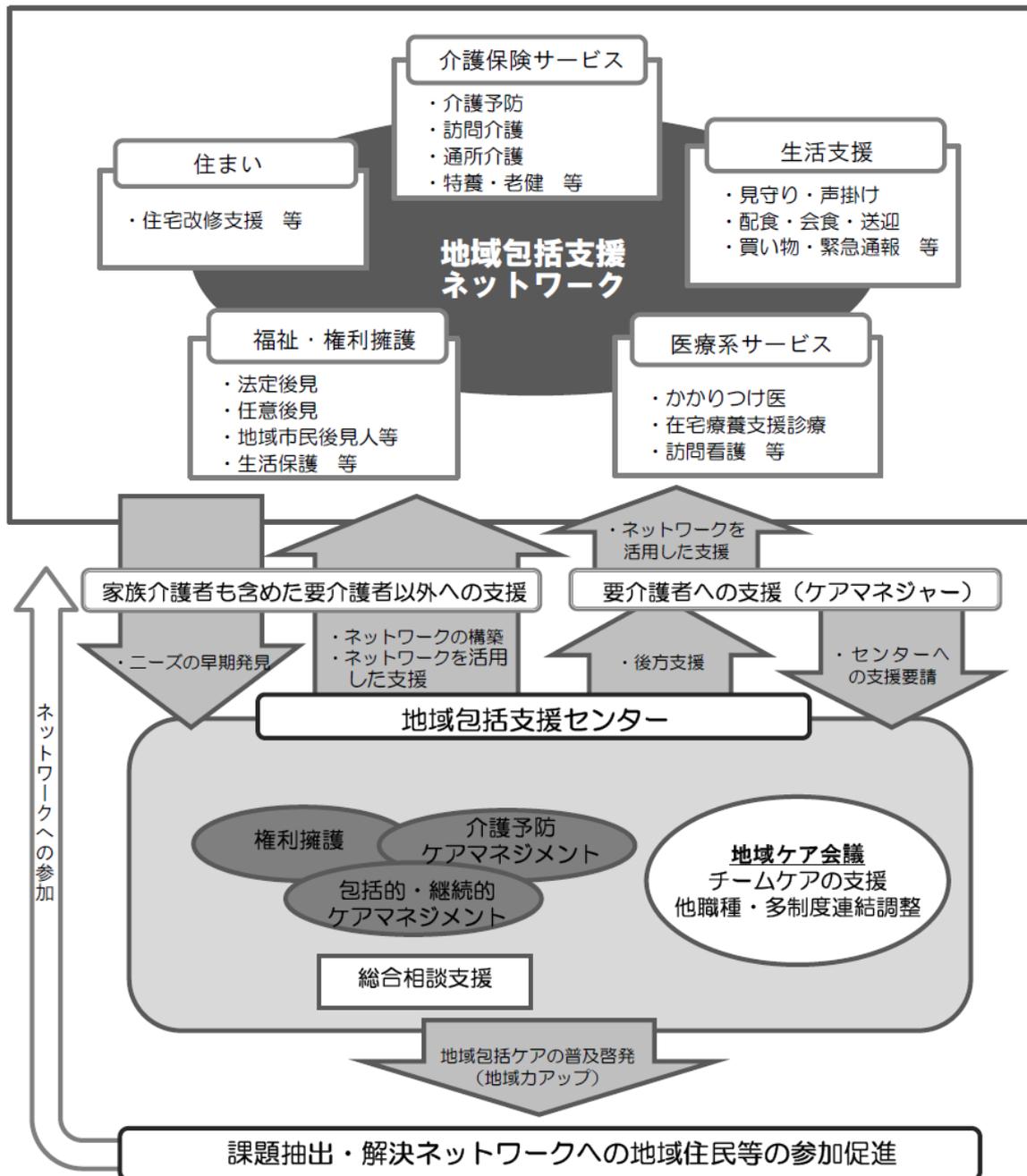
事業名	事業の実施概要・今後の取組
①在宅医療・介護連携の推進	<p>介護保険以外の関わりも含め、包括的・継続的ケアを可能にする体制をつくり、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援し、個々の介護支援専門員が他職種・多機関と連携を図りながら高齢者を支える活動ができるよう推進します。</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進します。</p> <p>また、地域包括支援センターでは、地域の医療機関、介護関係者等に対して、在宅医療と介護の連携に関する相談の受付や、連携の調整、情報提供等の対応をしていきます。</p> <p>町内の介護支援専門員が、他職種・他機関と連携を図りながら、高齢者を支える活動ができる体制づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関との連携体制づくり</li> <li>②医療機関との連携体制づくり</li> <li>③地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくり</li> <li>④サービス担当者会議開催支援</li> <li>⑤入院(所)・退院(所)時の連携</li> </ul>
②地域ケア会議の開催	<p><b>【新規事業】</b></p> <p>個別ケースについて、多職種で検討を行うことで、地域課題を共有し、スムーズに課題解決できるよう努めます。</p>
③介護支援専門員に対する個別支援	<p>主任介護支援専門員を配置し、以下のような取組を通して地域の介護支援専門員への支援体制の整備を推進します。</p> <p>町内の介護支援専門員の資質向上のための個別支援のほか、研修会や勉強会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口</li> <li>②支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応</li> <li>③個別事例に対するサービス担当者会議開催支援</li> <li>④質の向上のための研修</li> <li>⑤ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導</li> <li>⑥介護支援専門員同士のネットワーク構築</li> <li>⑦介護支援専門員に対する情報支援</li> <li>⑧ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修等の働きかけ</li> </ul>

#### (4) 地域包括支援センターの機能強化【拡大】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括支援ネットワークの構築に向けて、地域包括支援センターの機能充実を図ります。

図表 地域包括支援ネットワークのイメージ



## 2-2 介護保険制度についての周知【現状維持】

### 1. 基本方針（施策の目的）

介護保険サービスをできる限り効率的に提供できるよう、計画期間における、各種介護サービスの供給見込み量に基づく、適正な介護サービスの提供を図ります。

また、今後の需要の増加に備え、介護予防サービスの充実、利用促進とともに、要介護度の重度化を抑制します。

#### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、介護保険制度の利用方法や制度の仕組み、利用の手続等について再認識していただくよう、全地区への出前講座、パンフレット配布等により、周知を図ります。

## 2-3 介護保険によるサービスの提供

### (1) 介護サービス 【現状維持】

#### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

介護保険制度の適正な運営に努めるとともに、必要なサービス量を確保します。

また、介護サービスの質的向上及び介護給付費適正化のためのケアプランチェックを引き続き行います。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①訪問入浴介護	現行どおり、入浴が困難な寝たきりのお年寄り等の家庭を、入浴施設や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で訪問し、入浴の介助を行います。
②訪問看護	現行どおり、主治医が認めた者に対し、訪問看護ステーションの看護師や保健師等が家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら病状を観察し、また、床ずれの手当等を行います。
③訪問リハビリテーション	現行どおり、主治医が認めた者に対し、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を提供します。
④居宅療養管理指導	現行どおり、医師や歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
⑤短期入所生活介護（ショートステイ）	現行どおり、短期間（1週間程度）介護老人福祉施設に入所しながら介護や機能訓練等を提供します。
⑥短期入所療養介護（ショートステイ）	現行どおり、短期間（1週間程度）介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所しながら介護や機能訓練を提供します。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
⑦特定施設入居者生活介護	現行どおり、特定施設の入居者に対し、介護サービスを提供します。
⑧福祉用具貸与	現行どおり、日常生活の自立を助けるものや機能訓練のための用具等の貸与を行います。
⑨特定福祉用具販売	現行どおり、居宅において使用する福祉用具のうち、貸与にならない入浴や排せつのための用具の購入に要した経費の9割を支給します（上限あり）。
⑩住宅改修	手すりの取付けや段差解消等の住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。
⑪居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプラン作成のほか、計画に基づくサービス提供確保に向けた連絡調整等を行います。

## (2) 介護予防サービス 【現状維持】

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として利用者の入浴に対する支援を居宅で行います。
②介護予防訪問看護	基礎疾患を抱えつつ全身の筋力低下等がみられる利用者の基礎疾患の管理を居宅で行います。
③介護予防訪問リハビリテーション	日常生活を想定し、運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に居宅で行います。
④介護予防居宅療養管理指導	日常生活を想定し、利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃等を居宅で行います。
⑤介護予防短期入所生活介護	退所後の日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、施設に短期間入所させ集中的に行います。
⑥介護予防短期入所療養介護	利用者の基礎疾患を管理しつつ、日常生活を想定した筋力低下等の対策としての機能訓練等を中心に、施設に入所させて行います。
⑦介護予防特定施設入居者生活介護	日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、期間を区切り集中的に特定施設で行います。
⑧介護予防福祉用具貸与	利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち当該生活機能の向上に真に必要なものの貸与を行います。
⑨特定介護予防福祉用具販売	利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち当該生活機能の向上に真に必要なものであって、入浴又は排せつの用に供するものの販売を行います。
⑩住宅改修	手すりの取付けや段差解消等の住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。
⑪介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	地域包括支援センターのケアマネジャー等が中心となり「介護予防プラン」を作成します。

### (3) 施設サービス 【現状維持】

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①介護老人福祉施設	特別養護老人ホームにおいて、施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
②介護老人保健施設	老人保健施設において、施設サービス計画に基づいて看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療のほか、日常生活上の世話を行うサービスです。
③介護療養型医療施設	病院等において、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話、及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。

### 2-4 地域密着型サービスの提供 【現状維持】

#### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

現時点の地域密着型サービスは、グループホームを中心とした提供になっており、今後も適切なサービス提供に努めます。

また、今後の地域ケアの充実に向けて、新規事業実施への検討を図ります。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症で様々な心身の機能が低下した状態にある方について、その共同生活を営むべき住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
②小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活継続を支援します。
③定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
④看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設の入居者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。
⑥介護予防 認知症対応型共同生活介護	軽度の認知症の方の心身機能の維持をはかり、その共同生活を営むべき住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
⑦介護予防小規模多機能型居宅介護	軽度の認知症がある者を主たる対象者とし、日常生活を想定し、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、短期集中的に利用者の居宅又はサービス拠点で行います。

## 2-5 自立生活への福祉サービス・生活支援の実施

### 1. 基本方針（施策の目的）

一人暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、介護保険制度外で日常生活を支えるサービスについて、事業者等との連携や支援体制を整備します。

### 2. 施策での取組

#### (1) 自立支援・在宅支援サービスの提供 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取組み ]

生活上の支援が必要な高齢者に対するサービスの一層の推進を図り、自立支援や安否確認、閉じこもりの防止に努めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①高齢者支援対策事業	転倒骨折予防教室及び機能訓練を組み合わせる事業を実施します。転倒骨折予防教室や運動機能訓練指導、生活相談等を行うほか、閉じこもり高齢者の積極的な参加促進を呼びかけます。
②日常生活用具給付事業	心身機能の低下により、様々な配慮が必要な一人暮らし高齢者に対し、必要な日常生活用具を給付貸与します。

#### (2) 家族介護者への支援 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取組み ]

家族のニーズに合った支援を提供できるように事業推進を図ります。

また、交流事業や家族介護教室へ多くの家族が参加できるよう、周知方法を検討する等、事業の促進に努めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①家族介護者交流事業	高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担軽減に向け、日帰り旅行や施設見学等を活用した交流を行います。また、参加者が少なく固定化されているため、より多くの家族が参加できるよう事業展開を図ります。
②家族介護教室	高齢者を介護している家族や援助者等を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等に関する知識・技術等の教室を開催します。また、参加できない住民への支援対策等についても検討を行います。
③家族介護用品支給事業	重度の在宅介護者を介護している非課税世帯の家族等に対し、介護用品を支給するほか（上限 5,000 円/月）、多様化する介護用品支給への対応等についても検討します。
④家族介護慰労金支給事業	重度の在宅介護者を介護している非課税世帯の家族等に対し、慰労金（100,000 円/年）を支給します。
⑤心配ごと相談事業	多様な相談内容に対応できるよう、専門知識を有する相談員を配置し、問題解決に努め住民が安心して生活できるよう支援します。

### 3 正しい生活習慣と健康づくりの推進

高齢期を迎える前から自分自身の健康状態を十分に把握し、高齢期になっても疾病にならないよう、できる限り早い年代から健全な生活習慣（健康習慣）の定着を図ることに取り組み、いつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、健康を維持・増進、疾病の発症を予防し、自らの健康状態を把握する健康診査や各種検診を実施し、高齢者の健康維持と増進に努めます。

また、本町における疾病課題や生活習慣改善を必要とするリスクについても積極的に対応できるよう、ライフスタイルにあわせた継続的な健康づくりの推進を図ります。

#### 3-1 高齢期前からの生活習慣の定着化

##### 1. 基本方針（施策の目的）

住民一人ひとりが健康的で疾病にならない生活習慣を身に付けるよう、壮年期からの健康づくりを一層支援していきます。

また、住民一人ひとりが自らの健康を自分で守っていく意識を高めるため、広報活動については、引き続き広報紙やパンフレット等による周知を図り、情報提供、健康づくり活動等への参加のきっかけとなるイベント等、啓発活動の充実に努め、疾病の早期発見と早期治療につながる保健事業を実施していきます。

##### 2. 施策での取組

##### （1）特定健康診査・特定保健指導の実施 【 拡大 】

---

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

40歳以上75歳未満を対象とし、生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導を実施しています。

今後も、引き続き健診未受診者対策と保健事業への参加が固定化しないよう取り組んでいきます。また、制度の変化に柔軟に対応し、各医療機関と協力のもと、また、集団健診の積極的な受診勧奨等により、受診率アップに努めます。

## (2) 保健事業の推進 【現状維持】

### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢期においては、体力が低下していく中、要介護状態に陥ることなく、人生を楽しく、豊かに過ごすためには、身体・精神の活動低下の予防が大切であることから、健康診査やがん検診の受診を促進し、生活習慣病等の疾病の予防や早期発見とともに、早期の適切な治療につなげていきます。

また、生活習慣病の悪化予防やうつ等の早期発見・早期対応を図るために健康教育や健康相談等の取り組みを進めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①健康手帳の交付	健康状態や健診・医療・介護の結果等を記録し、健康管理に役立てるほか、介護予防事業の参加者も対象として追加し、介護予防事業との連携を図ります。
②健康診査	高齢者が介護を要する状態となることを予防し、自立を支援することを目的に、基本健康診査及び歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診を行います。 生活習慣病予防対策の一環として、疾患の疑いのある者や危険因子を早期に発見し、生活習慣改善指導や適切な治療に結びつけることにより、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に、基本健康診査及び歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診を実施します。
③健康教育	生活習慣病や要介護状態の予防等に関すること、また、体力づくり、こころの健康づくり等の健康増進を集団健康教育として実施します。希望者の把握に当たってはポスター掲示や町広報紙等における周知を図り、利便性向上のため各地区においても開催することとします。
④健康相談	生活習慣病や要介護状態の予防を目的にヘルスアセスメントを行い、生活習慣の改善指導や、その他心身の健康に関することの個別相談を実施します。
⑤訪問指導	対象は、健康診査の要指導者等及び介護予防の観点から支援が必要な者とし、実施に当たっては、重点対象疾患の予防や介護予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図ることを事業の目的とし、介護保険給付対象者への介護保険給付と内容的に重複するサービスについては行わないこととします。

## 3-2 高齢期における健康づくりの推進

### 1. 基本方針（施策の目的）

元気な高齢者が、いつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえて、高齢者の健康づくりを支援するために、様々な機会を提供していきます。

また、健康診査を通じて生活習慣病の予防や早期発見と適切な健康管理ができる体制づくりとともに、高齢者のためのこころのケア等に取り組みます。

## 2. 施策での取組

### (1) 健康づくり活動の推進 【現状維持】

---

[ 事業の実施概要・今後の取組み ]

高齢者をはじめ住民各層による主体的な健康づくり活動を育成していきます。

特に高齢期になると、活動範囲が小さくなるため、高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえ、高齢者が健康づくりに関心を持って取り組めるよう、様々な機会を積極的に提供します。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①自主グループの育成	介護予防・健康づくり活動を行う自主グループ等の育成を行い、住民の自主的な取組を支援します。
②指導者等の養成	健康運動指導者研修会等により、地域の運動教室等の指導者やサポーター（ボランティア等）育成を推進します。
③地域施設の活用	老人福祉センター等地域の施設を、運動教室等の活動に積極的に活用できるように支援を行います。

## 4 生きがいのある地域づくり

元気な高齢者が、いつまでもチャレンジ精神を失うことなく、地域においていきいきと活動できる機会を創出し、趣味や地域活動等の支援を通じて、高齢者の生きがいづくり・就労支援を行います。

### 4-1 学習・交流機会による生きがいづくり

#### 1. 基本方針（施策の目的）

地域づくりに参加する意欲を持った高齢者を支援するために、趣味や地域活動、高齢者同士や他世代との交流の場を提供し、社会参加を促進します。

#### 2. 施策での取組

##### (1) 生涯学習機会の充実 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢者が気軽に参加できるような魅力ある事業展開を図るとともに、高齢者の豊かな経験や知識、技術を活かした社会参加を支援します。

また、乳幼児期から成人期における学習機会において、高齢者との交流を図る場の設定等についても積極的に進めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①生涯学習等に関する情報提供	より多くの高齢者の社会参加を推進するため、生涯学習等に関する情報提供を促進します。
②趣味の教室	老人福祉センターや老人憩いの家、公民館等において経験や知識等を生かした創造的活動を行います。

##### (2) 社会参加の推進 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

高齢者が、仲間と楽しみながら体を動かす機会を提供するため、地域活動や健康づくり、スポーツやレクリエーション等の様々な機会を通じて、社会参加のできる環境づくりを目指し、定着と内容の拡充に努めます。

また、地域の高齢者が、他者との関わりを持たず「閉じこもり」を続けると、活動能力の低下や社会に対する無関心がおこり、ひいては、「寝たきり」や「認知症」につながっていくことも考えられます。こうした「閉じこもり」に陥らないよう、交流機会等、様々な社会参加機会の創出に努めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①社会参加のきっかけづくり	ボランティア連絡協議会等の機能を活用し、高齢者の社会参加を支援します。
②世代間交流の推進	各学校の福祉教育を通じて実施されている学校事業への地域の一人暮らし高齢者の招待や福祉施設への慰問活動等を通じて、高齢者との世代間交流を推進します。
③一人暮らし高齢者昼食会事業	一人暮らし高齢者を対象とした昼食会事業を行い、高齢者が自立した生活ができるよう支援します。
④閉じこもり、うつ予防支援事業（げんき教室）	家に閉じこもらず、生きがいを持って生活を送るための支援として、手工芸、調理、レクリエーション等を実施します。
⑤いきいきふれあいサロン	家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者等に対して、社会福祉協議会が実施する交流の場（サロン）への参加を促し、高齢者の閉じこもり防止に努めます。また介護予防について啓発を行い、自立した日常生活を継続できるように支援します。

## 4-2 地域活動・就労による社会参加の実現

### 1. 基本方針（施策の目的）

地域の高齢者の力を、就業・ボランティア・健康づくり・学習等を通じて地域のニーズに結びつけ、地域社会の活性化を目指します。

また、これまで高齢者が培ってきた豊かな知識と経験を活かして、誰もが気軽に参加できる体制を構築していきます。

### 2. 施策での取組

#### （1）就労機会の創出 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

団塊の世代が高齢期を迎えるとともに、高齢者の就労に対する能力や意欲も多様化することが予想されるため、長年培った経験や技能を生かし、地域社会での活躍の場を広げるため、シルバー人材センターを中心として、生きがいに結びつく、働く機会が確保されるよう、多様な機会の確保に努めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①シルバー人材センター	ボランティア連絡協議会等の機能を活用し、高齢者の社会参加を支援します。

## 5 地域で支え合う福祉のまちづくり

ボランティアという広く住民意識の醸成が必要なものに対して、その浸透度合いはまだまだ低い状況であり、より多くの人に興味を持ってもらい取り組んでもらえるような施策事業の提供が必要とされています。

また、ボランティア、地域での支え合いという意識を醸成し、行政と住民との協働体制の確立を図るには、住民の理解と協力が不可欠です。そのため、高齢化社会への対応を住民共通の課題としてとらえ、一人ひとりが積極的に地域活動やボランティア活動に参加するよう、きっかけづくりと活動機会の創出をすることで、地域の高齢者に対する理解を深められるよう取り組んでいきます。

### 5-1 地域での支え合いネットワークの構築

#### 1. 基本方針（施策の目的）

自治体、住民組織、福祉サービス事業者等との協働（新しい公共）により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備等、日常的な支え合い活動の体制づくりを行います。

#### 2. 施策での取組

##### （1）地域における支え合い意識の醸成 【現状維持】

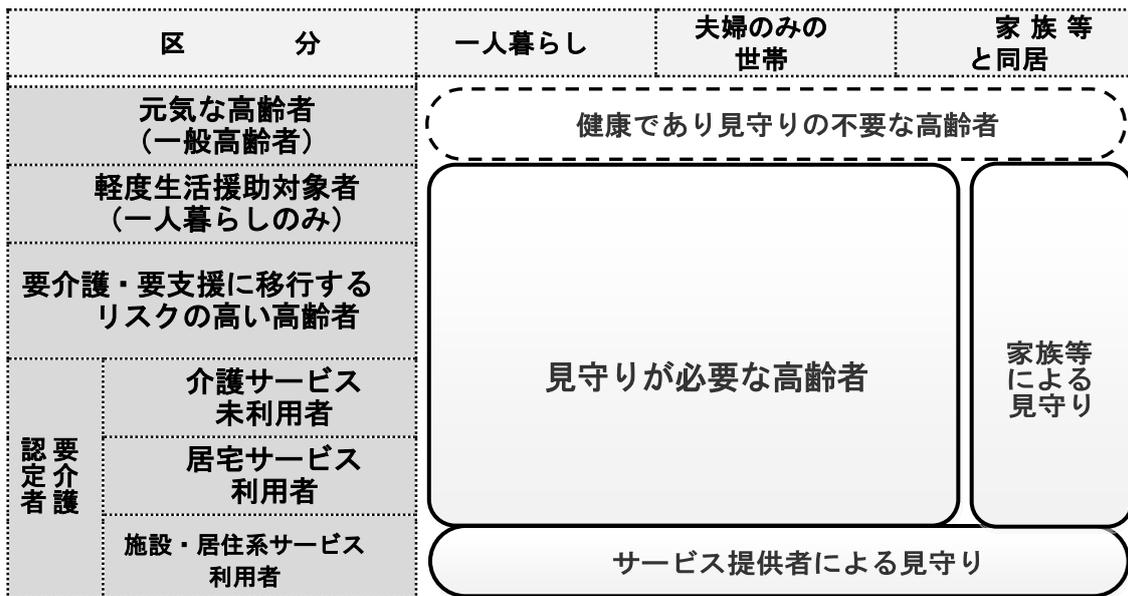
[ 事業の実施概要・今後の取組み ]

孤独死を発生させないよう、一人暮らし高齢者の見守り等の体制整備を含め、地域全体で支援しあう環境づくりを進めます。

また、現在においても見守り、声かけ活動を行っていることを踏まえ、地域ケア体制との連携に向け、検討を図ります。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①福祉意識の醸成	福祉ボランティアの人材育成や福祉教育、広報等を通じて、地域での支え合いの重要性を幅広くPRし、福祉意識の醸成に努めます。
②民生委員やボランティアの活用による安否確認・支援	民生委員やボランティア等による一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯等への生活全般に対する支援を行うための体制づくりを進めます。

図表 (参考) 見守りのイメージ



※ 家族等と同居している場合でも、日中は孤立している等、見守りが必要な場合が考えられます。

## (2) 住民参加による地域福祉の推進 【現状維持】

### [ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

住民参加による地域での支え合いを推進するためには、住民の理解と協力が不可欠であるため、高齢化社会への対応を住民共通の課題としてとらえ、住民の理解を深められるよう、社会福祉協議会と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①地域コミュニティ形成に向けた支援	ボランティア連絡協議会等の機能を活用し、ボランティアに関する情報提供の充実等を図り、高齢化社会を支える地域コミュニティの形成を支援します。

## 5-2 ボランティアの育成

### 1. 基本方針（施策の目的）

地域での支え合い活動に必要な人材の育成に努め、各地域における活動の活性化に努めます。  
また、地域福祉の推進及び地域ケア体制の構築に向けて、地域における既存の団体間の連携が図れるよう、活動機会や情報共有機会づくりに努めます。

## 2. 施策での取組

### (1) ボランティアの育成支援 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取組み ]

ほのぼのコミュニティ 21 推進事業を中心として、地域での支え合いを担うボランティアの育成に取り組めます。また、社会福祉協議会のボランティア連絡協議会と連携し、引き続き情報提供や活動の拡大に努めます。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①人材の育成	ふれあい福祉活動リーダー養成講座等を通じて、地域福祉活動を担う人材を育成します。
②福祉教育の推進	町内の3小学校、2中学校をボランティア活動推進校に指定し、各校において福祉活動に取り組みながら、福祉意識の高揚とともに、児童生徒による世代間交流等のボランティア活動を推進します。
③ボランティア等各種住民活動の推進	住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即して総合的に推進し、誰もがともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域福祉の構築と21世紀を担う人材の育成を図ります。
④ボランティア連絡協議会	地域のボランティア活動の活性化を目標に、多様化するニーズに対応していくため、活動者相互の連携や情報交換を図り、活動を支援します。

## 6 安心して暮らせる環境づくり

身体機能が低下している高齢者への安全な生活環境づくりに向けて、公共施設・交通機関のバリアフリー、住環境、移動手段の確保等を推進するとともに、緊急の場合に備えた防災・防犯対策の強化を図ります。

### 6-1 暮らしやすい住まいへの対応

#### 1. 基本方針（施策の目的）

自立生活が可能な住まいの確保を図り、高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、住環境とともに、移動手段の確保に向けて総合的に検討します。

#### 2. 施策での取組

##### (1) 高齢者にやさしいまちづくりの推進 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取組み ]

公共施設や道路、公園、交通機関利用環境等のバリアフリー化を促し、高齢者が外出しやすい環境の整備を進めます。

また、自動車等の移動手段を持たない高齢者の閉じこもり防止とともに、地域の交流機会や医療・購買機会を失うことのないよう、移動手段の確保に努めます。

##### (2) 住環境の整備 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取組み ]

自宅のバリアフリー化への支援として、住宅改修支援等の利用を積極的に進めるほか、町営住宅における高齢者対策の推進について、引き続き検討を行います。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①住宅改修支援事業	居宅における自立生活の継続等にも有効であるため、現行どおり、制度について周知啓発を図ります。
②住宅改修（介護保険）	手すりの取付けや段差解消等の住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

## 6-2 安全・安心な地域づくりの推進

### 1. 基本方針（施策の目的）

災害や事件・事故等あらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、住民をはじめ関係機関や町との協働による安全・安心のまちづくりを推進し、一人暮らし高齢者等が、地域において安心して生活できる環境の充実に取り組めます。

### 2. 施策での取組

#### （1）安全・安心な地域づくりの推進 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

福祉安心電話設置事業や民生委員、ボランティア等による地域ケア体制と連携した整備を進め、一人暮らし高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①軽度生活援助事業	現行どおり事業を実施するほか、広く周知を図り、ボランティアや地域単位の組織育成への支援等を行います。
②緊急通報体制等整備事業「福祉安心電話設置事業」	福祉安心電話に限らず、地域での見守り体制を整えるための活動を展開していくことが必要であることから、現行どおり継続して事業を推進します。
③民生委員やボランティアの活用による安否確認・支援	民生委員やボランティア等による一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯等への生活全般に対する支援を行うための体制づくりを進めます。
④消費者被害の防止	認知症高齢者等が訪問販売によるリフォーム業者等からの消費者被害に遭う危険性が高いことから、その被害を未然に防ぐための取組を検討します。 ①専門職（団体）や機関との連携強化による消費者被害情報の把握 ②地域の民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への消費者被害情報の伝達と連携 ③消費者被害にあっている事例を把握した場合の町や関係機関との連携

#### （2）災害時等の支援対策 【現状維持】

[ 事業の実施概要・今後の取り組み ]

災害時等に支援が必要な高齢者の状況の把握及び要援護者台帳の整備を進めるとともに、関係機関及び地域住民との連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制づくりを進めます。

## 7 円滑な制度運営のための方策

平成 12 年度の介護保険制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績を踏まえるとともに、次のような方策のもと、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

### 7-1 円滑な制度運営のための体制整備

#### (1) ケアマネジメント機能の強化【拡大】

---

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができよう、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組みます。

#### (2) 介護予防事業の積極的な推進 【拡大】

---

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組みます。

### 7-2 利用者への配慮

#### (1) 介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進 【現状維持】

---

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センター等を通じて利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種利用者の負担軽減制度の周知を図る等、利便性向上に配慮します。

#### (2) 保険料負担への配慮 【現状維持】

---

第 1 号被保険者の保険料については、所得に応じた負担への措置を実施します。

### 7-3 保険者としての町の支援体制

#### (1) サービスの質の向上 【現状維持】

---

要介護度に応じた適切なケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について、町及び地域包括支援センターを通じて情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

## (2) 公平・中立な要介護認定の推進 【現状維持】

公平かつ迅速な要介護認定を推進できるよう、適正な認定調査の実施や介護認定審査会における審査判定の充実に継続して取り組みます。

## (3) 関係施策・事業との連携 【現状維持】

この計画を推進し、高齢者の生活全般にわたる支援を行うため、庁内関係課との施策連携を強化していきます。

## (4) 介護保険サービス事業所との連携 【現状維持】

介護保険制度が利用者本位の制度として円滑に機能するため、また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう支援するために、民間事業者等と連携し、高齢者や介護者等の支援ニーズに合ったサービスが円滑に提供できる環境づくり、基盤整備を推進します。

事業名	事業の実施概要・今後の取組
①困難事例等に対する相談体制の整備	地域包括支援センターにおいて、支援困難事例を抱える介護支援専門員への支援として、相談体制を整備します。
②地域内研修会の実施	地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャー及び事業所サービス提供者への研修会等を地域内で行い、サービスの質的向上に努めます。
③ケアプラン作成指導等	地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーへのケアプラン作成等の指導を行い、ケアマネジメントの充実を図ります。
④ケアマネジャーへの研修等に関する情報提供	地域包括支援センターにおいて、地域内外の研修会及び困難事例に関する事例等、ケアマネジメントに係る情報提供を行い、スタッフ及び事業所等の質的向上を図ります。
⑤指導監査の実施	高齢者の尊厳が保持され、適切で良質なサービスの提供を確保するため、サービス提供事業者に対する調査や指導・監督を行い、サービスの質的向上を図ります。 またケアプランをチェックし、居宅介護支援事業所のケアプラン作成能力の向上とケアマネジメントの適正化を図ります。
⑥介護サービスに関する第三者評価や情報提供の充実	施設に関する第三者評価や、指定情報公表センターによる介護情報の公表等、介護サービスに関する情報提供の充実を図ります。



## 第8章 介護保険事業の推進



# 第8章

## 介護保険事業の推進

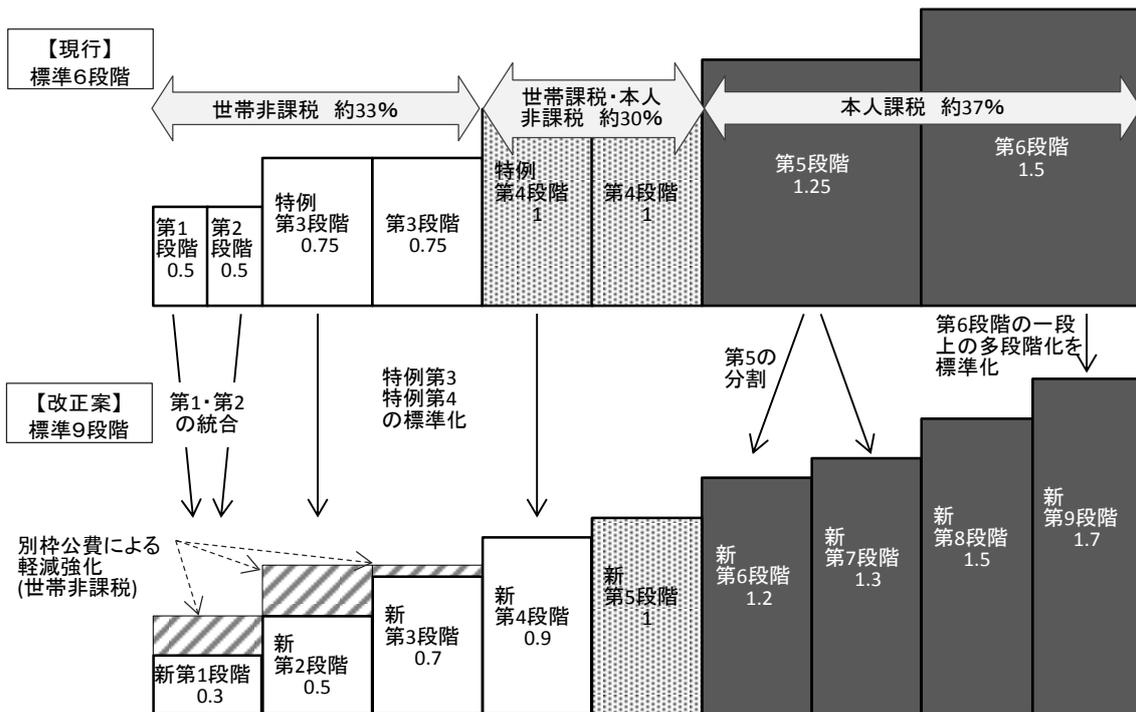
### 1 保険料負担の公平化

#### (1) 保険料の標準6段階から9段階への見直しと

##### 低所得者1号保険料の軽減強化

○所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直していきます。

また、世帯非課税（第1～第3段階）については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、さらなる負担軽減を図ります。



\*厚生労働省資料に基づき作成

#### 保険料の標準6段階から9段階への見直し

※新第1～3段階の保険料基準額に対する割合は、次頁に示す1号保険料の低所得者に対する保険料の軽減強化の完全実施後（平成29年4月実施予定）の水準です。

○1号保険料の低所得者に対する保険料の軽減強化は、消費税の引上げの時期に合わせ、平成27年4月実施予定の第1弾として実施し、平成29年4月に完全実施を予定しています。

※現時点（平成27年3月時点）での予定であり、今後、国の法制度の改定等を受けて変更となる可能性があります。

**介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化**

①平成27年4月  
第1弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象（65歳以上の約2割）

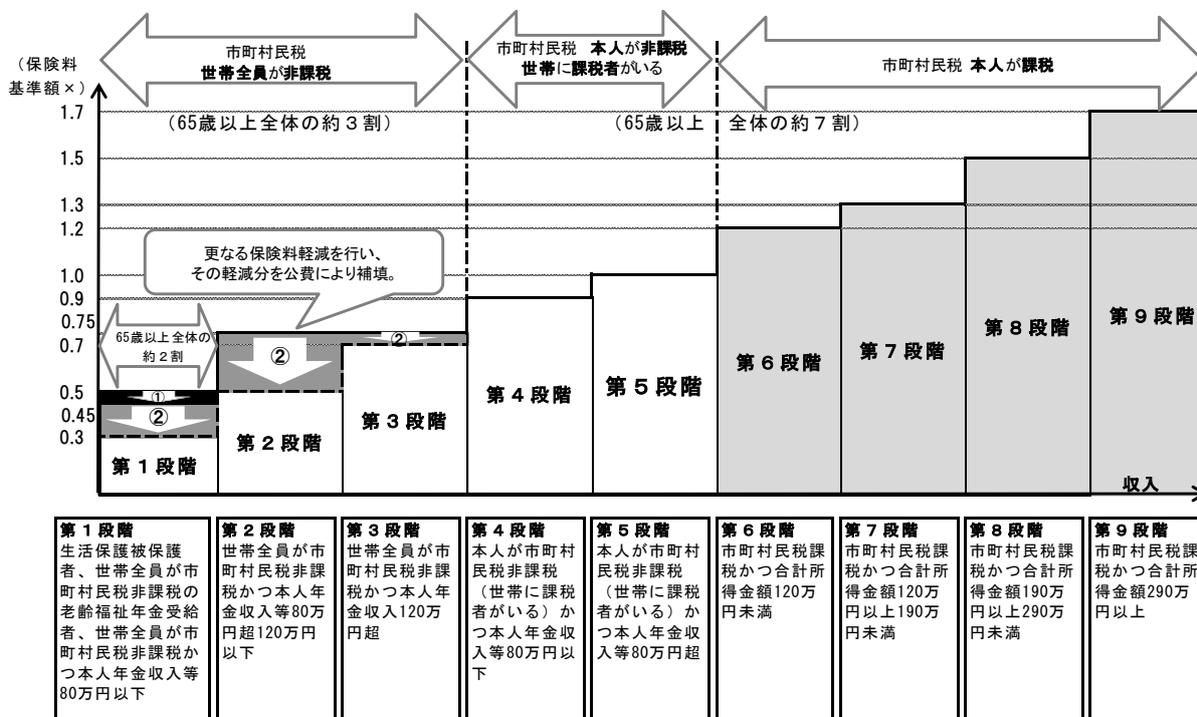
	保険料基準額に対する割合
<b>第1段階</b>	<b>現行 0.5 → 0.45</b>

※公費負担割合  
国 1/2、都道府県 1/4 市町村 1/4

②平成29年4月 消費税10%引上げ時に市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施（65歳以上の約3割）

	保険料基準額に対する割合
<b>第1段階</b>	<b>0.45 → 0.3</b>
<b>第2段階</b>	<b>現行 0.75 → 0.5</b>
<b>第3段階</b>	<b>現行 0.75 → 0.5</b>

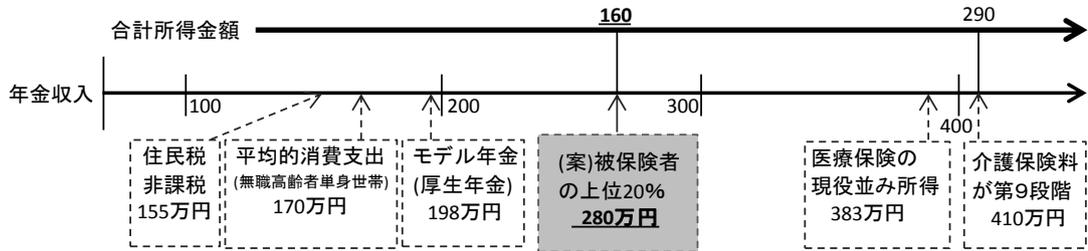
\*現行労働省資料に基づき作成



低所得者の1号保険料の軽減強化

## (2) 一定以上所得者の利用者負担の見直し

○保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまでの一律1割の利用者負担について、一定以上の所得者の自己負担割合を2割とします。ただし、月額上限があるため対象者全員の負担が2倍になるわけではありません。



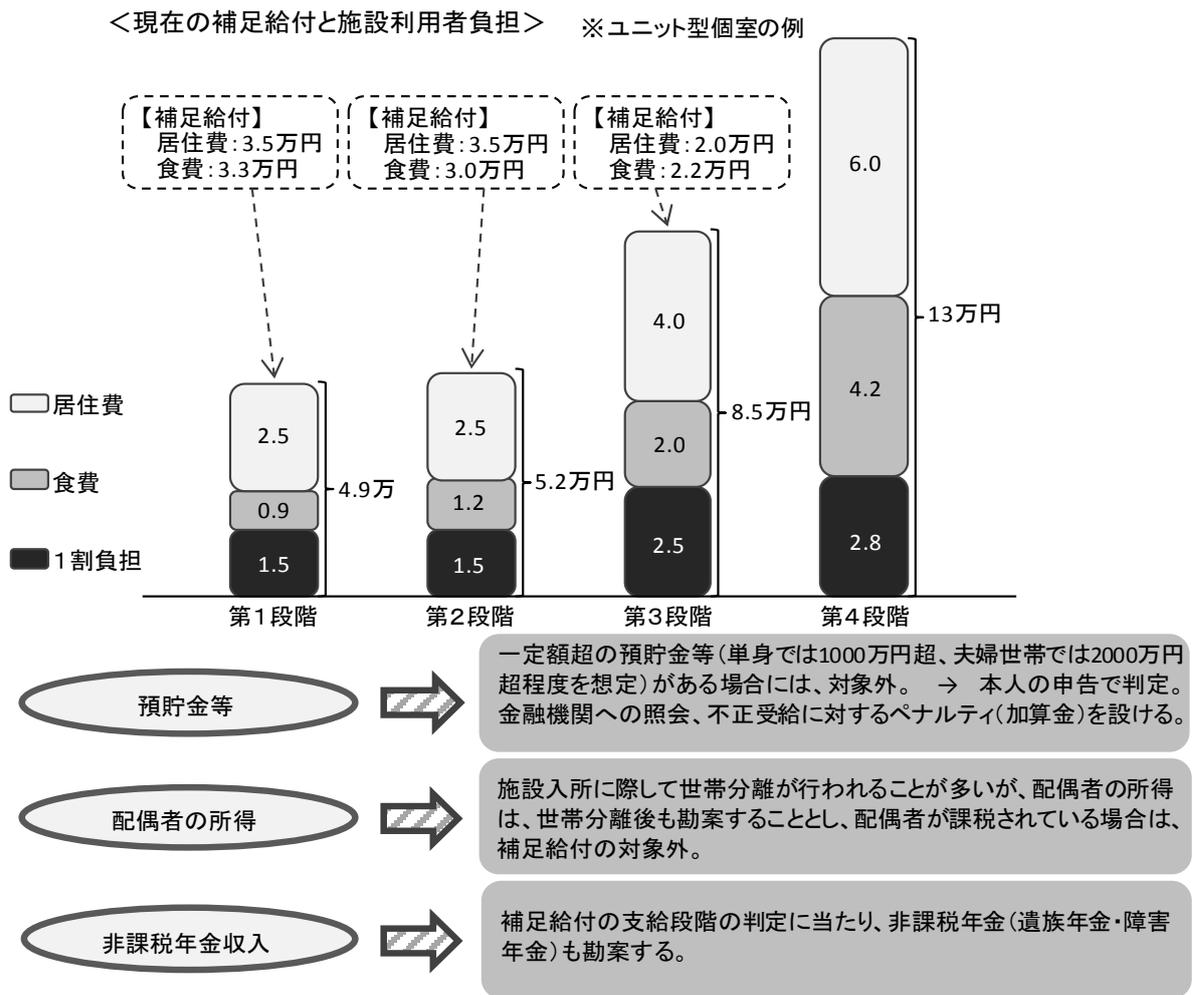
負担上限の引上げ		参考: 医療保険の70歳以上の高額療養費の限度額	
自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険の現役並み所得に相当する者のみ引上げ		自己負担限度額(現行/世帯単位)	
<現行>		<改正案>	
	自己負担限度額(月額)	現役並み所得相当	<b>44,400円</b>
一般	37,200円(世帯)	一般	37,200円
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)		
年金収入80万円以下等	15,000円(世帯)		
		現役並み所得者	80,100円+医療費1% (多数該当: 44,400円)
		一般	44,400円
		市町村民税非課税等	24,600円
		年金収入80万円以下等	15,000円

\*厚生労働省資料に基づき作成

自己負担2割とする水準(単身で年金収入のみの場合)

### (3) 補足給付の見直し（資産等の勘案）

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯の入居者については、申請に基づき「補足給付」を支給して負担を軽減します。
- 本制度は福祉的な性格や経過的な性格を有するものであり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行います。



\*厚生労働省資料に基づき作成

## 2 介護保険サービスの現状と見込み

### (1) 介護給付事業

#### ①居宅サービスの利用状況と見込み

第6期計画期間及び平成32年度、37年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者数の変化及び利用者の要望等を勘案し、次のように見込みます。

需要の増加が見込まれるサービスについては増加傾向を示し、その他のサービスについては、横ばい又は微増として算出しています。

居宅サービスは要介護者が安心して在宅生活を維持するための重要なサービスであり、人材の確保、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

介護給付		実績		見込み	推計値				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス									
訪問介護	回/月	4,114.8	4,508.0	4,314.7	4,707.5	4,845.5	5,111.3	5,247.5	6,565.3
	人/月	212	211	228	244	243	244	246	267
訪問入浴介護	回/月	62.9	51.5	55.0	47.1	57.9	65.2	79.6	94.1
	人/月	14	10	12	11	13	14	14	14
訪問看護	回/月	167.3	246.3	289.4	306.3	332.1	362.2	392.5	437.9
	人/月	23	26	26	25	23	22	17	13
訪問リハビリテーション	回/月	122.3	123.1	178.1	223.3	244.8	259.2	273.5	302.3
	人/月	9	10	10	10	11	11	11	10
居宅療養管理指導	人/月	18	19	19	16	19	24	26	25
通所介護	回/月	2,132.7	2,065.8	2,240.2	2,161.1	2,198.1	2,246.1	2,385.0	2,704.2
	人/月	244	234	255	242.0	242.0	242.0	242.0	242.0
通所リハビリテーション	回/月	541.6	544.3	612.3	581.3	600.6	641.3	666.1	681.2
	人/月	65	68	73	73.0	79.0	90.0	93.0	94.0
短期入所生活介護	回/月	726.8	663.3	960.2	983.4	1,046.3	1,051.2	1,061.8	1,056.7
	人/月	45	39	53	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
短期入所療養介護(老健)	回/月	30.0	40.1	12.2	25.6	25.6	25.6	25.6	25.6
	人/月	2	3	1	2	2	2	2	2
短期入所療養介護(病院等)	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	156	167	201	204	219	240	248	235
特定福祉用具購入費	人/月	3	3	5	7	9	10	13	13
住宅改修費	人/月	3	3	4	3	4	5	5	5
特定施設入居者生活介護	人/月	4	3	3	3	2	2	2	2
居宅介護支援	人/月	426	421	455	372	341	333	330	314

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

## ②地域密着型サービスの利用状況と見込み

第6期計画期間及び平成32年度、37年度における地域密着型サービスの利用者数については、次のように見込みます。

「認知症対応型通所介護」と「認知症対応型共同生活介護」は、今後、利用者の増加を見込んでいます。

介護給付		実績		見込み	推計値				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	1.1	0.0	0.0	156.0	286.0	286.0	286.0	286.0
	人/月	0	0	0	12.0	22.0	22.0	22.0	22.0
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人/月	93	94	94	91	101	101	105	107
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）	回/月					0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月					0	0	0	0

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

## ③施設サービスの利用状況と見込み

第6期計画期間及び平成32年度、37年度における施設サービスの利用者数については、次のように見込みます。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設ともに、横ばいで推移していくと見込んでいます。なお、介護療養型医療施設については平成29年度末までに、老人保健施設や特別養護老人ホーム（介護老福祉施設）等に転換し、制度は廃止されることになっています。

介護給付		実績		見込み	推計値				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
施設サービス									
介護老人福祉施設	人/月	84	90	82	82	82	82	82	79
介護老人保健施設	人/月	93	91	87	87	87	87	86	84
介護療養型医療施設 （平成32年度以降は転換施設）	人/月	1	1	1	1	1	1	1	1

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

## (2) 予防給付事業

### ①介護予防サービス

第6期計画期間及び平成32年度、37年度における予防給付サービスの利用者数については、高齢者人口の変化に伴うサービス量を勘案し、次のように見込みます。

予防給付		実績		見込み	推計値				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防サービス									
介護予防訪問介護	人/月	28	34	37	39	43	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	1.5	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	人/月	71	70	69	64	61	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	人/月	22	24	26	27	30	35	38	39
介護予防短期入所生活介護	回/月	0.8	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	1	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	回/月	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	7	11	10	7	5	7	8	8
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	1	1	1	1	1	2	2	2
介護予防住宅改修	人/月	1	1	1	1	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	人/月	114	118	120	117	118	121	116	116

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

### ②地域密着型介護予防サービス

第6期計画期間及び平成32年度、37年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数については、前期において、要支援者の地域密着型介護予防サービスの利用実績がなかったため、今後も利用見込みがないものと見込みます。

予防給付		実績		見込み	推計値				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

### (3) 介護保険サービス事業費の給付状況と給付見込み

#### ①介護給付事業費

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における介護給付事業費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

介護給付	実績		見込み	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス								
訪問介護	155,242	172,040	164,733	176,257	180,800	190,569	195,463	244,327
訪問入浴介護	8,632	7,069	7,049	6,373	7,819	8,795	10,749	12,706
訪問看護	10,850	15,250	20,980	19,763	21,500	23,456	25,409	28,342
訪問リハビリテーション	4,164	4,187	5,540	7,584	8,305	8,796	9,288	10,266
居宅療養管理指導	1,409	1,361	1,449	1,147	1,348	1,699	1,858	1,802
通所介護	194,889	185,090	198,887	184,690	184,916	186,222	195,251	219,382
通所リハビリテーション	55,247	56,826	64,182	62,101	65,904	72,042	75,003	78,002
短期入所生活介護	72,163	64,127	95,339	92,742	98,209	98,731	99,828	99,574
短期入所療養介護（老健）	3,511	4,941	2,153	2,937	2,933	2,931	2,932	2,932
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	22,019	23,064	27,214	25,760	28,004	31,207	32,634	31,077
特定福祉用具購入費	1,520	1,000	740	2,094	2,788	3,058	4,020	3,904
住宅改修費	3,547	3,565	3,231	2,925	3,307	4,213	4,211	4,209
特定施設入居者生活介護	8,015	7,414	7,482	7,846	5,188	5,058	5,610	5,608
居宅介護支援	71,319	70,162	77,054	61,980	57,714	57,627	56,950	54,177
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	131	0	0	18,544	33,931	33,931	33,931	33,931
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	264,153	268,063	278,099	265,764	295,765	296,967	308,920	314,342
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）				0	0	0	0	0
施設サービス								
介護老人福祉施設	245,616	248,340	230,200	225,736	225,300	225,300	225,300	217,084
介護老人保健施設	286,990	281,563	275,517	270,855	270,332	270,332	266,716	260,553
介護療養型医療施設（平成32年度以降は転換施設）	4,233	4,230	4,283	4,194	4,186	4,186	4,186	4,186
合計	1,413,649	1,418,291	1,464,131	1,439,292	1,498,249	1,525,120	1,558,259	1,626,404

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

## ②予防給付事業費

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における予防給付事業費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

予防給付	実績		見込み	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防サービス								
介護予防訪問介護	6,193	7,118	7,281	8,244	9,085	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	53	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	50	84	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	29,123	28,412	27,692	25,225	23,308	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	10,094	10,243	11,232	11,984	13,569	15,682	17,293	17,277
介護予防短期入所生活介護	34	175	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	273	383	355	232	172	226	254	260
特定介護予防福祉用具購入費	160	270	0	296	346	447	502	514
介護予防住宅改修	1,528	1,359	478	733	1,650	1,687	2,094	2,016
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	5,801	6,000	6,208	5,857	5,931	6,085	5,810	5,814
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	381	0	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護（仮称）					0			
合計	53,308	54,426	53,247	52,571	54,061	24,127	25,953	25,881

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

#### (4) 標準給付費

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における標準給付費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	平成32年度	平成37年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	1,489,126	1,547,979	1,544,931	4,582,036	1,561,832	1,591,035
特定入所者介護サービス費等給付額 （資産等勘案調整後）	63,947	63,847	67,374	195,168	73,183	78,223
高額介護サービス費等給付額	40,771	43,997	47,049	131,817	51,105	54,625
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,875	3,102	3,318	9,295	3,604	3,852
算定対象審査支払手数料	1,550	1,555	1,597	4,703	1,754	1,710
合計	1,598,269	1,660,480	1,664,270	4,923,019	1,691,478	1,729,445

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

#### (5) 地域支援事業費

第6期計画期間及び平成32年度、平成37年度における地域支援事業費の見込みは下記のとおりとなっています。

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護・要支援状態となった場合においても、できる限り地域において自立した生活を送れるよう支援することであり、介護保険の重要な施策として取り組んでいるものです。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費	37,808	37,808	75,954	151,570	75,954	75,954
介護予防・日常生活支援総合事業費	7,924	7,924	41,070	56,918	41,070	41,070
包括的支援事業・任意事業費	29,884	29,884	34,884	94,652	34,884	34,884

資料：厚生労働省・介護保険事業計画用ワークシート

### 3 介護保険料の算定

#### (1) 第1号保険者の保険料基準額

第6期における第1号被保険者の介護保険料の基準額を算出すると、月額6,500円になります。（\*参考：第5期における第1号被保険者の介護保険料の基準額は5,850円）

保険料基準額（月額）	6,500円
------------	--------

#### (2) 所得段階別保険料

第6期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	対象区分		基準額に対する割合	保険料額（月額）	保険料額（年額）	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護被保護者</li> <li>市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者</li> <li>市町村民税非課税世帯で本人年金収入等80万円以下</li> </ul>		0.45	2,925円	35,100円	
第2段階	本人が市町村民税非課税	世帯員全員が市町村民税非課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.75	4,875円	58,500円
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	0.75	4,875円	58,500円
第4段階	本人が市町村民税課税	世帯員に市町村民税課税者がいる人	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.9	5,850円	70,200円
第5段階（基準額）				本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人	1	6,500円
第6段階		本人が市町村民税課税者		本人の前年の合計所得金額120万円未満の人	1.2	7,800円
第7段階			本人の前年の合計所得金額120万円以上190万円未満の人	1.3	8,450円	101,400円
第8段階			本人の前年の合計所得金額190万円以上290万円未満の人	1.5	9,750円	117,000円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が290万円以上	1.7	11,050円	132,600円

※本ページの所得段階別保険料（第1～3段階）に関しては、1号保険料の低所得者に対する保険料の軽減強化のうち、平成27年4月実施予定の第1弾実施時の割合及び保険料を記載しております。

※現時点（平成27年3月時点）での法制度を前提としており、今後の改定等を受けて変更となる可能性があります。



## 第9章 計画推進のために



## 1 計画の推進方策

### (1) 庁内関係部署の連携

本町が取り組む様々な事業の展開に当たっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。このため、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

### (2) 保険・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組を充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。

また、都道府県、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

### (3) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとして、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO等を支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

### (4) 町民との協働

本計画に位置づけられた高齢者保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する住民による福祉活動等の取組も必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、福祉文化の浸透を図り、町民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者保健福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

## 2 計画の進行管理

本計画の着実な目標実現に向けて、各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

### (1) 高齢者福祉計画の進行管理

高齢者福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、これを「介護保険事業計画等運営協議会」に定期的に報告を行っていくこと等により、進行管理を図ります。

### (2) 第6期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、計画策定の中心となった「介護保険事業計画等運営協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

また、地域包括支援センターの運営を中心的に協議する地域包括支援センター運営協議会や、地域密着型サービスの運営・指定を中心的に協議する地域密着型サービス運営推進会議との連携を図りながら、適正な介護保険事業を運営していきます。

# 資料編



# 資料編

## 資料 1 策定経過

平成26年8月22日 <第1回介護保険運営協議会>

○第6期介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査について

- ・ アンケート調査の目的と実施概要
- ・ 各調査結果

平成26年12月3日 <第2回介護保険運営協議会>

○第6期介護保険事業計画（素案）について

- ・ 第1章～第7章、第9章
- ・ 計画の策定に当たって～高齢者福祉施策の推進、計画推進のために

平成27年2月12日 <第3回介護保険運営協議会>

○第6期介護保険事業計画（素案）について

- ・ 第8章
- ・ 介護保険事業の推進について
- ・ 保険料負担の公平化
- ・ 介護保険サービスの現状と見込み
- ・ 介護保険料の算定

平成27年2月26日 <第4回介護保険運営協議会>

○「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の答申について

## 資料 2 諮問及び答申

藤 福 第 3 8 0 3 号  
平成 2 7 年 2 月 2 6 日

藤崎町介護保険運営協議会  
会長 松 山 光 治 殿

藤崎町長 平 田 博 幸

藤崎町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）  
について（諮問）

藤崎町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画を定めるにあたり、別紙のとおり計画案を策定しましたので、貴協議会のご意見を賜りたく、ここに諮問します。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日

藤崎町長 平 田 博 幸 殿

藤崎町介護保険運営協議会  
会 長 松 山 光 治

藤崎町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）  
について（答申）

平成 2 7 年 2 月 2 6 日付け藤福第 3 8 0 3 号で諮問のあった、藤崎町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）について、慎重に審議した結果、適当と認められるので、その旨答申します。

なお、本計画に基づく諸政策の実施等にあたっては、下記の点に留意されるよう要望します。

### 記

本計画は、高齢者の保健福祉施策を計画的に推進するための指針となるものであり、諸政策の立案、実施等にあたっては、的確に現状を把握し、その必要性、緊急性を十分勘案するとともに、計画的、効率的、積極的に事業を推進する等、本計画の目標達成に努められることを要望します。

## 資料3 策定協議

### 1 藤崎町介護保険運営協議会規則

(平成17年3月28日規則第91号)

改正 平成18年12月20日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤崎町介護保険条例(平成17年藤崎町条例第110号。以下「条例」という。)  
第14条の規定により、藤崎町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な  
事項を定めるものとする。

[藤崎町介護保険条例(平成17年藤崎町条例第110号。以下「条例」という。)第14条]

(定足数)

第2条 協議会は、条例第13条で規定する定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことがで  
きない。

[条例第13条]

(招集)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の定数の3分の1以上の者から招集の請求があ  
った場合は、協議会を招集しなければならない。

2 町長から諮問があった場合は、会長は、これを招集しなければならない。

3 会長は、協議会を招集するときは、町長に通知しなければならない。

4 協議会の会長が未決定の場合は、町長がこれを招集する。

(運営)

第4条 協議会に、会長及び会長職務代理者を置く。

2 会長及び会長職務代理者は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長職務代理者は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議長)

第5条 会議の議長は、会長をもって充てるものとする。

(採択)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要と認める場合は、協議会に被保険者その他の利害関係者の出席を求めること  
ができる。

第8条 町長及び副町長その他の関係職員は、協議会に出席して意見を述べることができる。

(資料の提出要求)

第9条 会長は、職務遂行上必要がある場合は、町長に資料の提出を求めることができる。

2 前項の要求があった場合、町長はこれに応じなければならない。

(書記の任命)

第10条 協議会に書記を置き、町長がこれを任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第11条 会長は、会議録を調製しなければならない。

2 会議録に署名する委員は、会長が会議において、条例第13条第2項の各号の委員から、それぞれ1人を指名する。

[条例第13条第2項]

3 会長は、会議の都度、会議録の写しを添え会議の結果を町長に報告しなければならない。

(公印)

第12条 会長の印章は、別記による。

[別記]

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成18年12月20日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記(第12条関係)

## 2 藤崎町介護保険運営協議会委員

任期 平成26年6月1日～平成29年5月31日

区分	氏名	所属等	備考
被保険者を代表する者	赤石 久男	藤崎町行政連絡員代表	
	加福 節子	藤崎町婦人会代表	
	古川 良子	被保険者代表	
	成田 早苗	被保険者代表	
	吉田 兼男	藤崎町老人クラブ連合会代表	
介護に関し学識又は 経験を有する者	藤林 公正	藤崎町議会議員	
	西田 傳	ときわ会病院理事長	
	福田 行男	藤崎町民生委員児童委員協議会代表	
	松山 光治	特別養護老人ホームさんふじ施設長	会長
	荒谷 百合子	人権擁護委員	
介護サービスに関する事業に 従事する者	永山 泰造	老人保健施設明生園事務局長	
	小野 真嗣	テレサ苑統括施設長	
	工藤 千恵	訪問看護ステーションたまち所長	
	佐藤 定雄	特別養護老人ホームときわ施設長	
	成田 全弘	藤崎町社会福祉協議会事務局長	会長職務代理者





## 藤崎町

### 藤崎町高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画

平成 27 年 3 月

発行 藤崎町

編集 福祉課

〒038-3803

住所 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

TEL 0172-75-3111 FAX 0172-75-2515

ホームページ <http://www.town.fujisaki.lg.jp/>

E-mail 介護保険係 <kaigo@town.fujisaki.lg.jp>